

平成 2 5 年第 5 回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9月11日（水）	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
5 番 関 口 雅 敬 君	8
1 番 岩 田 務 君	2 0
7 番 齊 藤 實 君	2 3
2 番 村 田 徹 也 君	2 7
9 番 新 井 利 朗 君	3 6
6 番 大 島 瑠美子 君	3 8
○町長提出議案の報告及び一括上程	4 2
○議案第 3 1 号の説明、質疑、討論、採決	4 2
・議案第 3 1 号 町長等の給与の特例に関する条例	
○議案第 3 2 号の説明、質疑、討論、採決	4 8
・議案第 3 2 号 長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター条例	
○議案第 3 3 号～議案第 3 6 号の説明	6 0
・議案第 3 3 号 平成 2 4 年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第 3 4 号 平成 2 4 年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて	
・議案第 3 5 号 平成 2 4 年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て	
・議案第 3 6 号 平成 2 4 年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について	
○延会について	6 9
○次会日程の報告	7 0
○延 会	7 0

9月12日（木）

○開　　議	7 3
○議案等の説明のため出席した者の紹介	7 3
○議事日程の報告	7 3
○議案第33号～議案第36号の説明、質疑、討論、採決	7 3
・議案第33号 平成24年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第34号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第35号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第36号 平成24年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○議案第37号の説明、質疑、討論、採決	1 1 3
・議案第37号 平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）	
○議案第38号の説明、質疑、討論、採決	1 2 1
・議案第38号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第39号の説明、質疑、討論、採決	1 2 3
・議案第39号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第40号の説明、質疑、討論、採決	1 2 4
・議案第40号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
・請願第1号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についての請願	
○陳情第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
・陳情第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情	
○総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件	1 2 7
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	1 2 8
○日程の追加	1 2 8
○発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
・発議案第5号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書	
○日程の追加	1 2 9
○発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
・発議案第6号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書	
○閉会について	1 3 1

○町長挨拶	1 3 1
○閉　　会	1 3 2

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第 8 4 号

平成 2 5 年第 5 回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 5 年 9 月 6 日

長瀬町長 大 澤 タ キ 江

1 期 日 平成 2 5 年 9 月 1 1 日 (水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1 番	岩	田		務	君	2 番	村	田	徹	也	君
3 番	板	谷	定	美	君	4 番	野	口	健	二	君
5 番	関	口	雅	敬	君	6 番	大	島	瑠美子	君	
7 番	齊	藤		實	君	8 番	野	原	武	夫	君
9 番	新	井	利	朗	君						

不応招議員（なし）

平成 2 5 年第 5 回長瀬町議会定例会 第 1 日

平成 2 5 年 9 月 1 1 日（水曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

5 番 関 口 雅 敬 君

1 番 岩 田 務 君

7 番 齊 藤 實 君

2 番 村 田 徹 也 君

9 番 新 井 利 朗 君

6 番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第 3 1 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 2 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 3 号～議案第 3 6 号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	岩	田		務	君
3番	板	谷	定	美	君
5番	関	口	雅	敬	君
7番	齊	藤		實	君
9番	新	井	利	朗	君

2番	村	田	徹	也	君
4番	野	口	健	二	君
6番	大	島	瑠美子		君
8番	野	原	武	夫	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	タキ	江	君
教育長	宮	原	利	定	君
総務課長	福	島		勉	君
町民課長	野	原	寿	彦	君
地域整備 観光課長	齊	藤	英	夫	君
代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君

副町長	平		健	司	君
会計 管理者	齊	藤	敏	行	君
税務課長	林		宜	子	君
健康福祉 課長	中	畝	健	一	君
教育次長	若	林		実	君

事務局職員出席者

事務局長	青	木	正	剛
------	---	---	---	---

書記	野	原	徹
----	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（野原武夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成25年第5回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成25年第5回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（野原武夫君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野原武夫君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（野原武夫君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成25年5月から7月に係る現金出納検査及び平成24年度工事監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

6月25日に、秩父市役所吉田総合支所で「秩父地域議長会第1回定例会」が開催され、出席いたしました。

7月19日に、秩父地方庁舎で「秩父地域公共交通利用促進議員連盟設立に向けた事前調整会議」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

7月26日に、秩父市歴史文化伝承館で「平成25年度秩父地区暴力排除推進協議会定期総会」が開催され、出席いたしました。

8月2日に、秩父地方庁舎で「秩父地域公共交通利用促進議員連盟第1回役員会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

8月4日に、秩父市営影森グラウンドで「第14回消防操法大会」が開催され、出席いたしました。

8月6日に、小鹿野町役場で「第18回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

8月14日に、皆野町役場前のおまつり広場で「第45回秩父音頭まつり」が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶と所信を述べる機会を求められておりますので、ここで発言を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。本日、平成25年第5回9月定例町議会を招集申し上げますところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

9月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶と所信を申し上げます。

本日ここに、今後の町政運営について所信を申し述べる機会を得ましたことは、私の大きな喜びとするところでございます。

このたび大勢の町民の皆様から力強いご支援と温かいご厚情を賜り、当選の栄に浴し、町政運営の重責を担わせていただくことになりました。

私に課せられた使命は、安心・安全で心豊かな町民生活が実現できるようにすることと考えます。これからの4年間、町民の皆様、議員の皆様と町の将来について議論しながら、困難な課題にも果敢に挑戦してまいり所存でございますので、ご指導、ご協力をお願いいたします。

さて、私たちの町は、歴史・文化・伝統において誇れるものがたくさんあります。また、荒川の景色は四季を通じて変化に富み、船下りやラフティング等、年間を通じて観光客に親しんでいただいております。

さらに、宝登山神社や桜並木、通り抜ける桜に加えて、近年は宝登山のロウバイや月の石もみじ公園のライトアップ等、新しい観光スポットも生まれ、訪れる人に感動を与えているものと確信しております。

私は、住んでいる人たちが自分の町に誇りを持ち、自分の町を愛していれば、新しく住みたいという人たちがふえてくるのではないかと考えます。

私自身、この町が大好きです。大好きな町「長瀬」のために働けることをとてもありがたく思っております。

しかし、現在の長瀬町は、急激な人口減少、少子高齢化社会の中で、財政面も含め、閉塞感が感じ取れます。このことは、決して長瀬町の問題だけではなく、日本全体が人口減少・高齢社会の進行、国際的な競争力の低下、財政再建など、困難な課題が複雑に絡み合っている状況かと思います。

また、一昨年の中日本大震災を契機に、改めて防災・減災対策について、私たち一人一人が考え、取り組まなければならない命題でございます。

そこで、町長就任に当たり、当面力を入れたい点を述べさせていただきます。

まずは、「町民の皆さんの目線に立ったまちづくり」を進めます。

「聞く耳を持つ」、このことはトップとしての基本だと思います。当然、町民皆様のご期待に全ては沿えないでしょう。しかし、耳を傾けることはできます。いろいろなご意見をお聞きし、皆さんとともに取り組む町政運営に努め、町民の顔が見える、町民との協働のまちづくりを進めてまいります。

また、「町民が安心して暮らせるまちづくり」を進めます。

さらに、「お年寄りや子供たちに優しいまちづくり」「花と緑の美しいまちづくり」、これらをしっかりと推進してまいります。

大澤芳夫前町長は、3期12年で、財政、教育、福祉などの分野を初めとして大変大きな実績を残されました。しかし、行政には終わりがありません。

私は、前町長の行政運営を継承しつつも、女性の持つきめ細やかな目線で、一步一步着実に前進してまいりたいと思っております。

人口減少、高齢化率の上昇など、少子高齢化に歯どめがかからない中で、今後も町政を取り巻く環境は大変厳しいものがあると予想されます。しかし、「町民の町民による町民のための政治」を基本理念として、町民の皆さんとともに、「この町に生まれてよかった」「この町に暮らしてよかった」と思ってもらえるまちづくりを進めてまいる所存でございます。

以上、私の町政運営に対する所信を申し述べました。町民の皆様、議員の皆様の町政に対するご理解と一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、ここで6月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、地域整備観光課関係について申し上げます。

8月15日には、恒例の「長瀬船玉まつり」が行われました。当日は上田埼玉県知事もおいでになり、7万人余りの観客と一緒に、夏の夜空に打ち上げられる豪快な花火をごらんいただきました。

天候にも恵まれ、事故もなく無事に終了することができましたことは、ご協賛をいただきました皆様、関係者の皆様のご協力のたまものと感謝申し上げます。

次に、町では宝登山の「四季の丘」で、森林ボランティア等による森林整備を行い、都市住民、青少年、児童生徒等の触れ合いの場となる森林づくりを行っておりますが、この取り組みが認められ、11月16日から熊谷市で行われる「全国育樹祭」において「平成25年度ふれあいの森林づくり・優良市町村」として「国土緑化推進機構会長賞」を授与されることになりました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

10月4日から7日までの4日間、スポーツ祭東京2013の第68回国民体育大会ライフル射撃競技会が、長瀬射撃場と長瀬町中央公民館を会場に開催されます。

大会当日は、大勢のボランティアの皆様や職員が手伝わせていただくことになっておりますが、町といえども、大会が成功裏に開催できますよう協力してまいりたいと考えております。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例制定案2件、平成24年度決算認定4件、平成25年度補正予算案4件の合わせて10議案であります。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

本日は、よろしくお願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（野原武夫君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

————— ◇ —————

◎会議録署名議員の指名

○議長（野原武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番 岩 田 務 君

2番 村 田 徹 也 君

3番 板 谷 定 美 君

以上の3名をご指名いたします。

————— ◇ —————

◎会期の決定

○議長（野原武夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から13日までの3日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの3日間と決定いたしました。

————— ◇ —————

◎町政に対する一般質問

○議長（野原武夫君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

それでは最初に、5番、関口雅敬君の質問を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問させていただきます。

初めに、旧雇用促進住宅「野上宿舎」の活用について町長に伺います。選挙公約に「旧雇用促進住宅「野上宿舎」のよりよい活用を進めます」とありましたが、今後、いつ、どのような活用を図っていくのか、伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えします。

平成25年3月21日に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より土地3,781.2平方メートル、建物2棟の1,349万3,554円で購入し、町有財産としたところでございます。

今後どのような活用を図っていくのかとのご質問でございますが、前大澤芳夫町長の方針で、町にとって重要な案件でございますので、検討委員会を設置し、いろいろな方よりご意見をいただきながら、活用方法を検討していただくとの方針で、現在魅力あるまちづくり総合整備計画検討委員会を設置し、雇用促進住宅の活用を初め南桜通りの整備や蓬莱島公園などの整備計画もあわせて検討していただいております。

なお、この検討委員会には、議会からも4名の議員さんに委員として参加していただいているところでございます。

基本的な方針といたしましては、若者定住を図るための活用を図ってまいりたいと考えておりますが、現在この検討委員会で検討中でございますので、検討結果を受け、今後どのように活用するか、方向を出したいと考えております。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今答弁をいただきました。これは前町長の答弁をそのまま述べていただいております。その後、選挙公約に「旧雇用促進住宅のよりよい活用を進めます」という公約を町民の皆様に打って出た、それは町長として、この後の質問にも絡んでくるのですけれども、財政健全化をさらに進めていくという心構えで町長選挙に出てきて、皆さんの票をいただき、町長席に座ったということは、私は一緒になっていい町をつくりたいからこそ、この質問をさせてもらっていますけれども、旧雇用促進住宅を前町長が議員のときから、安い、いい買い物ができたと述べておりました。自分の広報紙にも書いていることは、私も読んでおります。

私は、この案件は反対をさせていただきましたので、今も現在、あれはただ置いておくだけではなく、お金がかかっている、そういうことを考えれば、一刻も早く対処し、打って出なかつたら、この長瀬町は今財政が本当に苦しい状況の中で、では審議会がきちんとまとまるまで見ていくしかない、これは私は町長に対して納得がいかない。選挙のときにも、そういうことで話しているのは私も聞いておりますけれども、一刻も早く打って出なくてはなので、その審議会の答申を待っている、そんな状況ではなく、どういう活用を進めようと自分で思っているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員さんの再質問にお答えをいたします。

財政健全化というお話がございました。縮小するのは、これは財政健全化には当然よいことでございますけれども、前に進めるということも、これは私は必要だと思っております。その中で、雇用促進住宅、安い買い物かなとつくづく思っております。これをどう活用するか、これによって長瀬町の、これからの将来は非常に明るい未来が開けるのではないかなという思いが私はしております。

そういった中で、現在委員会を立ち上げまして、委員の皆さんにご審議いただいているところでございますけれども、来月10月に最終案が出ると思います。その中で平成26年度に申請をし、早速に進めさせていただきたい、そのように思っております。その中で4つの活用方法が考えられるわけでございますけれども、現在の建物を改修して町営住宅として整備をするか、既存の建物を壊して新たに住宅を建設し、若者定住住宅とするか、既存の建物を壊して分譲販売するか、既存の建物を壊して公共施設や公園等、住宅

以外のものとして整備をするか、この4つの方法を提示し、現在委員の皆様に進めていただいているところでございますので、恐らく3月までには、その案がしっかりまとまりまして、来年度から、その事業に向かって進んでいけるものと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 普通の家庭だったら、こんな悠長なことは言っていられません。電気代は今でもかかっている。そういう費用が全然かからないで、あそこへ飾っておけるのだったら今の答弁で結構でしょう。でも、私は、前の議会の話をしてもしょうがないけれども、今の中の一例でも、壊して分譲する、こんな案が出てくるようでは、前の議会は何だったのか、あれをあのまま置いておけば、厚生労働省で壊して分譲住宅にする案がありますよという執行部の答弁があったではないですか。それを進めたのだから、その一つは項目から外して進めていくような状況にしないと、全然意味がない話になってきます。そこで、今言ってくると、大体壊す方向やら何やらがもう見えているのだと思うのですよ。なるべく早く、こういう議会でも、青写真でも何でも提示して進めないと、今度の10月に大体決まるから、来年から、ではスタートしましょう、こんな悠長なことを言っている場合ではないのですよ、今の長瀬町は。

これから消費税が上がってきたりする中で、一般住民の方は本当に大変なとき、税金1円だって安いほうがいいくらいな状況なのだから、先ほども町長の、若い人が住みやすい、町外から来てくれる、そういう気構えがあるのだったら、なるべく財政もきちんと運営していかなかったら、じゃぶじゃぶ、じゃぶじゃぶ使うような、今この世の中は違っていますよ。この旧雇用促進住宅を、私はだからいつ、どのように進めるのか。自分でも公約で打って出ているのだから、何かあるのかと思ったら、それではもう丸投げではないですか。皆さんにも土俵でやってあるのだから、それでいい。大澤新町長は、私は前町長と比べれば、もっとリーダーシップを発揮できるのかなという期待を持っていたので、私の最後の質問ですけれども、今だって電気代はかかっているし、お荷物になってしまうのではないですかということも踏まえて、大澤新町長も議長席で議決をした後に、自分の議会報告で、安い買い物ができたと褒めたのだから、その辺しっかり答弁して、町民の方に安心できるように言ってください。言っていることとやっていることが違うのでは困ります。よろしくお願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員さんの再々質問にお答えいたします。

たしかこのお話が出ましたときに関口議員さんのほうから、検討委員会をつくって、委員会でやっていったほうがよいのではないかというようなお話を伺ったような私は気がいたします。そのような過程の中で、今回魅力あるまちづくり総合整備計画検討委員会というものを前大澤町長が立ち上げてくださいました。当然その中に議員さんが4名入っているわけでございまして、議会の考えも当然入ってくることと思っております。

その中で、私の考え方というお話でございますけれども、私は今でも安い買い物ができたとっております。その中で基本的な考え方もしっかり持っております。ただ、現在検討委員会で検討していただいている過程でございますので、答申が出ましたそのときに私としてのご意見を述べさせていただき、そちらのご意見と一緒に、よりよいものをつくらせていただきたいと思います。また、そんなに先に延ばさないでというような話でございますけれども、これはあくまでも補助事業でございまして、全部町のほうで持つということになりますと、大変な金額になりますので、補助事業として、まちづくり交付

金を申請いたして、これから始めるわけでございますので、今すぐというわけにはまいりません。

それから、先ほど来電気代の話が出ておりますけれども、あそこを閉鎖いたしました当初、電気は消えておりました。その中で、ちょっとした事件があったということで、再びあそこは電気をつけることになったわけでございますけれども、防犯という意味の中で、あそこに電気がついていることもご承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 私も防犯で電気がついているなんてことは百も承知です。私が言っているのは、電気代がかかっているのですよということを言いたかったから言っただけであって、あそこに夜電気がついているのは防犯で電気をつけている、そんなことは私は百も承知で、この質問をしています。先に進みそうもないので、答申が出るまで、次の議会でもしっかり取り上げていきますので、よろしくお願いいたします。

2番目、災害備蓄品の管理について町長にお伺いいたします。自然災害は、いつ発生するかわかりません。平時から災害の発生に備え、災害備蓄品の整備、管理方法等の重要性について、この場で何度も議論をさせていただきました。

町長は、災害備蓄品の分散管理、あるいは集中管理についてどのように考えているのか、伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 災害備蓄品の管理についてのご質問にお答えいたします。

東日本大震災等の実態から、災害発生直後の町民の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄は大変重要であると考えております。町の防災用資機材などの備蓄品については、現在のところ、備蓄品の調達や品質保証、品質保持、保管管理、安全性などを考慮して、一部の備品や食料を除いて役場内で管理を行っております。有事の際、速やかに備蓄品が確保できるよう町内の数カ所に分散配置されていることが望ましいとは思いますが、災害が発生した際には多くの職員が役場に集まり、そこから災害箇所に出向くこと、分散管理することで、備蓄品の調達や保管場所の確保や管理などに多大な経費がかかることなど想定されます。したがって、いろいろな人からいろいろな意見もいただいておりますが、現時点では災害時の対応の拠点となる役場に保管場所も確保できておりますので、原則役場での管理を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 原則役場内で管理を進めていくという発表がありました。私は、この備蓄品は何のためにあるのか、品質管理やいろいろな面が管理しやすい方法をとるのが一番なのか、それとも本当に災害がいつ起こるかわからないから、分散備蓄をしていくのか、そこを聞いたかったら、はっきり庁舎内でやりますと。前町長は、議員時代にある団体の長を務めたときに、自分で備蓄品というか、はっきり言うとアルファ米を持っていましたよね、自宅で保管。そういうことを考えれば、あなただって1カ所に、社協なら社協に集めておくのではなくて、いろいろなところに整備しておいたほうが良いと多分思っていたのだと思うのです。私は、それが正しいのだと思います、今でも。

つい先日、埼玉防災マニュアル、これは埼玉新聞が発行しています。県内主な避難場所、長瀨町、どこが載っているかといったら、上郷の農村センター、井戸下郷区にあるげんきプラザ、川のこっち側は一つ

も載っていません。これは埼玉新聞が勝手につくったのだといえればそれまでです。でも、前大澤町長はトンネルが崩れ、橋が2つ崩れて、寄居に抜ける金尾峠が崩れたときに井戸、岩田が孤立する。だから、井戸の消防詰所に置いたほうが良いということは言っていました。だけれども、議会でそれを言っても進まなかったのが現状です。町長は、分散備蓄が良いと言っていたけれども、それに従って進めなかったのは執行部で、私が12月議会で発言したことにつながっていきます。ここでは言いません。

そういうことからして、防災のやり方、分散備蓄が良いか、集中管理が良いかといったら、今は集中管理が良いというのであれば、それで町がいくのだったら、私もそれでいいですよ。だけれども、心配しているのは、今町長が言ったように大勢の職員が、この長瀬町役場に集まるのだと言っていたけれども、災害というのは、いつ、どこで、どういうことが起きるかわからないから、想定外なんてもう当たり前なのです。想定外という言葉が当たり前なのです、想定できないことが。だから、備蓄品というのは必要だから、私は分散備蓄をしておいたほうが良いと。それで、その管理方法、どうのこうのといいますが、例えば賞味期限が3年間あるものにしても、3年後にまた備蓄品の予算をとってやる方法ではなくて、何か方法が考えられないですか。例えば毎年いろいろイベントがあるから、そういうイベントで入れかえができるような方法をとって分散備蓄したほうが良いのではないですか。

例えばさっき総務課長が、きょうも2回放送があると、そんな放送を徹底的にやって準備していて、我々町民が備蓄するのは、さておいたような考え方で、この冊子の中にいろいろあるけれども、備蓄品は自分たちでも用意が必要だという話でいくと、本当にすごい量になりますよ。食料から水から燃料からタオルから毛布から、1軒全部持っていなくてはならなくなってしまうのだから。だから、本当に72時間、何とかその地域でできるような体制をとっておく必要が私はあるのだと思うのだけれども、もう一度お聞きします。集中管理で本当にいいと町長は思っているのかどうか。あなたの考えで教えてください。副町長に聞いていないから。あなたの言葉で教えてください。お願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員さんの再質問にお答えいたします。

備蓄に当たっては、行政があらかじめ全町民の食料等を備蓄しておくことが望ましいことではありますが、品質保持及び保管場所等の面からも現実的ではなく、町が行うもの、個人が行うもの、民間等から調達するものがあると考えております。区長会に諮ったところ、食料、飲料水の備蓄品は、各区にある施設では管理などが難しい面があるので、町で管理していただきたいというお話も伺っております。先ほど関口議員さんのほうから、過去私が家庭にアルファ米を持っていたというお話を承りましたが、これは本当の話でございます。赤十字奉仕団の委員長として、前委員長もそうしておりましたので、私が持っておりましたけれども、一昨年3月11日、あれを経験いたしましたときに、これは個人で持っているものではないなと私も実感いたしました。それで、現在は社協のほうに保管しております。

また、内閣府の最新報告が5月28日に出了たけれども、今後起こり得るであろう南海トラフ地震、このときには家庭備蓄を1週間分用意してほしいというお話をいただいております。今まで3日間は自分で用意してくださいと政府のほうからお話がされておりましたし、また6月議会のときに関口議員さんも、3日間の食料を各家庭で備蓄しながらという報道もあつて、各家庭で用意してあると思っていますという発言をされております。各家庭で3日間備蓄をしていただいている、これは当然関口議員さんも承知をしていることだと思いますけれども、そういった中で食料品は、やはり3日間は自助努力で食いつないでほしい。その後3日たちますと、公的な支援が得られる。これは例えばトンネルが崩れてしまった、橋が壊れ

てしまったというときに、空からヘリコプターで届けていただくという方法も考えられるわけでございまして、陸路を通じてではなくて、空輸ということも、これは3日たちますと、私はできると思っております。そういった中で、3.11を経験した中で、これは集中管理がいいなと私は考えを持ったわけでございしますので、そのところをしっかりとご承知おきいただきたいと思います。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 私が分散備蓄が必要という話をすれば、ある人は無駄遣いになるのではないかとご心配してくれる方もあります。けれども、分散備蓄を、例えば井戸、岩田は、埼玉防災マニュアルにもあるとおり、なぜ向こう側は2カ所つくるのか。埼玉新聞社がぼっとしているなら、それは別な話だけれども、そういう新聞社の方が、この長瀬町をしっかりと検証しながら見ていくと、そういう裏があって、孤立があるのではないかということを見ながら、上郷の農村センター、あるいはげんきプラザ、この2カ所、長瀬町は発表しているのだと思うのです。今言うように各家庭で3日間、食料、これはテレビや新聞などで必要だと、備えが必要ですよということが、これだけ出ているから、私は各家庭で、それなりに持っていると思うのです。

だけれども、さっきも言うように想定外というものが想定外でなくて当たり前になる今ですから、災害が来るのがわかっていれば逃げますよ、みんな誰でも。例えば我が井戸上郷区で急傾斜地の工事をやっているけれども、町長も同じ上郷に住んでいて、どの程度、どういう被害が来るか、全て承知でしょうか。ある家庭は、ちょっと雨が降れば床下に水がぼしゃぼしゃ流れる音がする。ある家庭は、皆野町が実家だから、雨が降りそうなら事前に皆野町に逃げている。そういうことをみんなそれぞれがやっているのですよ。だから、町で備蓄品を管理するなら集中管理ではなくたって、井戸、岩田は孤立が予測されるのだから、向こう側に持っていく。この長瀬町だって今町長が言うように、集中管理がいいといって本当に一人一人の職員にどういう役割分担ができていくか聞くと、はっきり言うと、知っている方は数名ですよ。ある程度はできているけれども、どう配布するか。それは災害が起こって、どういう人が集まれるかわからないから、そうなのかもしれないけれども、そういう知らない人同士が集まってしまったのでは配れないですよ。そうではないですか。

だから、私は、集中管理もいいけれども、分散備蓄をしておいて、例えば長瀬町のA地区がひどいとなったら、B地区だって、C地区だって、D地区だって応援に駆けつけるのは当たり前の話ですよ。だから、私は分散備蓄をお願いしたいと。ずっと言っていて、前町長は、それがいいと認めているのですよ。この議会終了後すぐやると何回も言っているのですよ。それがいつになったって、議会が終われば、またもとの位置。用意ドンでスタートして100メートル競走が始まったって、議会が終われば、次の議会はそこからではなくて、またスタートからやり直しますよ。だから、今度の町長はリーダーシップを発揮できる、きめ細かな持ち主だと信じているから、私は分散備蓄はいかがですかということを言っているのです、最後のお答えをお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員さんの再々質問にお答えいたします。

女性の視点できめ細やかなというお話をいただきました。その中で私は集中管理が望ましいということを出しているわけでございます。前大澤町長は、分散というようなお話もございましたけれども、集中管理というようなお話も以前あったような気がいたします。そういった中で、今回課長さんたちとお話をする中で、集中管理が望ましいと私自身が思ったわけでございますので、その辺のところ、しっかりと

リーダーシップを発揮させていただいて、集中管理ということにさせていただきます。

それから、区長会では、3日間くらいは自助、共助できる体制を各地区で進めていくというお話ができているそうでございます。発生当初は自助、共助で対応できる、やりますというお話もいただいております。私や関口議員さんの住む井戸上郷区でも先日210日の前夜祭で区長からその旨のお話があったと聞いております。

また、職員の役割、対応につきましては、総務課長のほうから回答させます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） おはようございます。職員の役割、関口議員のおっしゃるとおり、確かに災害の規模、内容等によっては役場に参集できない状況というのはあるかと思います。基本的に町の防災計画の中で各課、各担当の役割というのは、年度当初職員の異動等もございますので、再度確認するようにということで周知はしておりますが、現実的には常時把握というのは難しいことかとは思いますが、引き続きこの辺は自分の役割等掌握できるように機会あるごとに伝えてまいりたいと考えております。

また、先ほど申したとおり発災当初は、職員につきましては、災害の情報収集や災害の復旧対策、また人命救助の対策等は消防ですとか、警察、自衛隊等の役割分担等はあるかと思います。当然小規模な災害、大規模な災害によっては、対応はそれぞれ異なりますし、想定外のことも発生してまいるかと思えます。その辺につきましては、こちらのほうもいろいろ対応している状況の自治体ですとか、いろいろなものを研究したり、他の職員等とも話し合いながら、町のほうでも対応できるように考えております。

いずれにいたしましても、町のほうでは、集中管理している備品を被災している地域にすぐ配るということではなく、できましたら、数日か3日間程度は各地域、各住民の方が自助、共助で対応していただきたいということで、区長会等にも、そういうお話をさせていただきましたら、それで対応できる、また地域で頑張っていこうという話をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今の答弁、町民の皆さんがしっかり理解できると思います。区長会も、そういう考え方だということが、ここでよくわかりましたので、次に進めていきたいと思えます。行政でも、我々こっち側のチェック機関だけでなく、結果責任というものがついてくるから、平時のときから、しっかりと町民の財産と生命を守るように、そういうことで一生懸命奮闘していただきたいと思えます。

それでは、3番目、町長の給与カットについて町長にお伺いいたします。これも選挙公約に「町長給与を50%カットします」とありましたが、どのような考えでカットするのか、伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員さんの町長の給与カットについてのご質問にお答えいたします。

私の選挙公約に「町長給与を50%カット」がございます。この公約を掲げた背景には、前町長の行政運営を継承しつつも、女性の持つきめ細かな目線で一步一步着実に前進してまいりたいという思いがありますが、人口減少、高齢化率の上昇など、少子高齢化に歯どめがかからない中で、今後も町政を取り巻く環境は大変厳しいものと予想されます。

そのような中、私は厳しい財政状況でもありますが、町民の皆さんが、この町に生まれてよかった、この町に暮らしてよかったと思っていただけるまちづくりを進めるために給与の減額という決断をし、あわ

せて副町長、教育長にもご了解いただき、この後ご審議いただく条例案を提出したところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 私は、余り深く言う気はなかったのですが、今の答弁で再質問、私も一緒になって協力して行って、いい町をつくりたいという考えを持っている中で質問をさせていただきます。

財政状況がかなり厳しいというのは、気持ちが出て、よくわかります。財政状況は厳しいのです、本当に。そういう中で50%カットしていくということは、私も多分そうだろうなと思っていました。一般町民の方から見れば、給与50%カットしますということは、期末手当も全部半額でいくのだという理解をしているのだと思いますけれども、期末手当についてはどんな考えを持っているのか。

それと、今言う、財政が非常に厳しいから50%カットするというのであれば、しかも大澤前町長のやり方を引き継ぐというのであれば、私は参事制度に戻したほうがいい。当時、大澤町長は1万2,000円でできるのだという、いろいろなところに行っても、私はすごく褒められたと。参事制度というのは、すごいですね。すごい考えを持ちましたねということで始まったのが参事制度。だったら、そこへ戻す気持ちは、町長はありませんか。例えば副町長を置かない条例を破棄する条例をつくったときに、前町長は、当時大澤議員の家にも行って理由を述べたと思います。自分の健康が大変で、熱も上がると下がらなくなるから、どうしても副町長を置かなくては体力がもたないから、副町長をつくらせてくれということで、私の5番から上の議員、やめた前議員の方の家にも行って、ここにやめた3議員というか、3名の議員の方から私連絡をもらいます。当時こういう理由だったのではないかと。あのとき、12月31日の問題、私は、そんなに慌てなくて、4月1日からいいではないですかということで、あの議案、ご意見を述べさせていただきます。そういうことから行って、財政がという話でいくのであれば、そこまで切るおつもりはありますか。よろしくお願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

期末手当のお話がありました。私は、給料カットということで、70万円を35万円ということで、年間で420万円ですか、これを掲げておりまして、期末手当もカットしますということは述べておりません。ここのところをしっかりと承知おきいただきたいと思います。

それから、参事制度に戻せというお話でございますけれども、大澤前町長、そのときには、そのような状況であったと思います。大澤芳夫町長が就任された当時は財政が非常に厳しかった。その中で給与をカットし、もろもろを切って、その中でやっていただきました。今も財政は決してよくはありません。下のほうを推移しているわけではございますけれども、その中で大澤芳夫町長にやっていただいた中で、今はどうにもならないという状況にはなっておりません。そういった中で420万円をどういうふうにするか。これは私が町を考えたときに、自分のできることは何かということを考えましたときに微々たる金額ではございますが、その中でやらせていただけるもの、それを考えまして、カットを私の公約とさせていただきました。

また、大澤芳夫町長が副町長をつくられた、これには体力がもたないからというお話を関口議員さんにもされたそうでございますけれども、実際参事制度の中で、町長が非常に骨を折っているというのを私も見ておりまして、これは副町長を置かないと大変だなという思いがしておりました。ですので、私のところには、大澤芳夫町長から頼むというお話は来ませんでした。よく私は承知していると思っていたのだと

私は思っております。その時々状況の変化というものもございますので、これは今現在の長瀬町の状況の中で、やはり副町長を置かせていただいて、外交的なことですか、分担をさせていただきながらやらせていただきたいというのが私の考えでございます。

それからまた、大澤芳夫町長が、平成21年4月23日の臨時議会で給与を40%カットしますよというお話をされましたときに、当時の議員でございました、染野光谷議員さんから、このぐらいでやっていけるのかというような心配の質問を大澤町長に投げかけました。その中で大澤芳夫町長は、私の家も多少の仕事をやっておりまして、うちの中のほうのお金につきましては、女房が全部仕切っておりますから、給与については何とかやっていけると思いますというお話をされておりました。しかしながら、私は元松本町長のときに交際費を320万円予算化し、その中で280万円使っていた。毎年280万円しっかり使っておりました。大澤町長になりまして、それが60万円ぐらいになってしまった。これは大澤町長のポケットマネーを随分出しているのではないかなという思いがいたしまして、これについては再三質問させていただきました。前町長からは回答ございませんでしたけれども、280万円、今回の予算案を見ていただきますと、たしか48万円ぐらいだと思います。これは280万円が48万円、この差額を考えましたときに、それだけ前町長は骨を折っていたのだと思います。そういうこともぜひご理解をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今、私は、給与は50%カットするけれども、期末手当については言っていないというお話がありましたけれども、選挙公約で50%カットしますという言い方をすれば、一般有権者の方は会社に勤めていれば、給与がもとになって期末手当が来るなんていうのは当たり前の話ですよ。言っていないから、それは関係ない、そういう言い方ではなくて、私はもっと女性の立場からいけば、きめ細やかなと言っておきながら、そういうところでちょっと白けムードになるような発言、これは控えていただきたいと思えますよ。一般町民の方は給与が50%なら全てが50%カットなのだという、そんな見方をしますよ。選挙で50%カットを訴えて選挙戦をしてはいけませんよ。例えば次の町長選挙になったときに、この50%が効いてしまいますよ。次の方は普通にもらいますと、すごく言いにくいと思います。私は、はっきり言って出ませんけれども。そうですよ、本当に。

だって、こんな50%カットしますなんて、みんな信用しますよ。それを期末手当は私は言っていないよという言い方は、私はこれを通告しているのだから、こういう質問しますよと、それなりに町民の方が理解できるような答弁をしていただきたと同時に、前町長がどうだ、その前の松本町長がどうだということがありましたけれども、そうではなくて、そんなにさかのぼって言わなくていいですよ。そんなにさかのぼって昔の話まで言わなくても、時代が違うのだから、今はどこかへ呼ばれて行ったって、お酒が出る席なんか、そんなにないではないですか。昔は、そういうのがあったのでしょう。今は違うのだから。

そういうことで、ちょっと道がそれてしまったけれども、4番目が大事なので、次に行きたいと思えますけれども、そういうことからして、大澤町長のいいところは見習うという話でいって、今言うように副町長は引き続きしっかり仕事をしていただく、そういうことは私もわかりますよ。まだ新人で、右も左もわからないような状況で、そこに副町長がいれば、先ほどから私が質問すれば、すぐ耳打ちをやっているから、副町長に質問したほうがいいぐらいだったでしょう、さっきも。私は副町長に聞いているのではなく町長に聞いている、町長の考えを聞いているのだから。そういうことで、この50%カットは、ちょっと道が外れてしまったので、台本に書いておいたのも家に忘れてきてしまったので、次にいろいろな機会に、

財政が本当に大変だったら、こうではないですかというのをまたやっていきたいと思います。本当に財政が大変だと思うのなら、町長、さっき言ったように参事制度、参事制度だって、今の副町長がやったと同じやり方で、これはいいアイデアができたのだから前町長は私のところにも言いに来たのだから、そういう財政のことを思うのだったら、50%カットする、そういう案もやっていったらどうですか。時間がなくなってしまうので、早くやってください。簡単でいいですからね。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほど来50%のお話をいただいておりますけれども、私も選挙期間中、街頭演説をあちらこちらでやらせていただきました。その中で町長の給与は70万円ですよ、70万円の中で50%カットさせていただきますという話をさせていただきました。聞いていらした方は、そう受けとめていただいていると思います。

それから、町長交際費につきまして、時代が違うというお話をただいいただきましたけれども、参事制度と副町長の制度、これもやはり時代が違ってございまして、今、各町村でも副町長制度を取り入れております。そういう時代になったと私は思っておりますので、そのところをよろしく願いいたします。

それから、町長給与につきましては、総務課長に細かい回答をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 関口議員のご質問でございますけれども、事務的、具体的な話ということで、町長から振られました、町長のマニフェストどおり、確かに420万円ということで、給与の50%カットということです、70万円が35万円ということで、町長もそのように書かれたものだと思います。確かに給与という言葉の使い方はあるわけでございますが、それは数字として420万円が出されておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） よくわかりました。一字一句、頭の中で、よくわかりましたので、

続いて、4番に行きたいと思います。観光立町への取り組みについて町長にお伺いいたします。これも選挙公約に「観光立町への取り組み」が掲げられておりましたが、観光立町とはどのような町をイメージしているのか。また、イメージしている観光立町を実現するためにどのような施策を考えているのか、伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

観光立町とは、どのような町をイメージしているのかとのご質問でございますが、現在の長瀬町の観光は、岩畳、宝登山、ライン下り等長瀬地区を中心とした観光地として成り立っております。この既存の観光資源の活用、整備は、もちろんのことでございますが、年間を通して花と緑の美しいまちづくりを柱に、長瀬地域だけではなく、町内全域に何らかの観光資源を発掘、整備し、各地域の特徴を生かした観光エリアが整備され、最終的には町全体が観光地となるような町、また観光業だけではなく、商工業や農林業など、全ての産業が何らかの形で観光に携わり、自然環境や住環境の向上が図られる町、それが私の思い描く観光立町のイメージでございます。

町内全域に観光資源を整備するには、まだまだ時間がかかると思いますが、中期・長期計画を策定し、

全ての産業が関与できるような観光地となれば大勢の町民が観光にかかわることになり、観光客の滞在時間も長くなり、それだけ経済効果も上がるのではないかと思います。町内には磨けば光る資源が、まだまだたくさんあると思います。長瀬地域を超える観光エリアの整備は、なかなか難しいとは思いますが、地域の実情に合った観光資源を少しずつでも整備できますよう議員の皆様を初め多くの皆様からご意見等をいただきながら、観光立町の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 私が聞いたのは、観光立町への取り組みということで質問をさせてもらいましたけれども、観光立町というのは、はっきり言えば、観光の税収で町が運営していける、今の話でいったら、商業も工業も観光になっていくようにというお考えでしょうけれども、例えば商業だったら、多少観光につながることもできるでしょう。工業だったら、例えば自動車部品を観光用にといったって無理なのだから、例えば小さな精密機械屋さんがねじをつくっているのだから観光へといっても無理なのだから、今、長瀬町で観光に使っている補助金等含めて結構なお金をつぎ込んでいるのです。

町長は、今言うように工業、商業に取り組む前に、今の観光が、どの程度税収が上がってきているのか把握しているのか、お伺いをいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員さんの再質問にお答えいたします。

観光業者がどの程度の税金をというお話でございますけれども、こちらにつきましては、私は把握はしておりません。これからわかることだと思いますけれども、これは守秘義務という中で、あくまで役場内の中で、胸の中にしまっておくべきことだと私は思っております。その中で商業者は、幾らかは観光に携わることができるのではないかと。しかし、工業者は無理だというお話をいただきました。私が現在長瀬町にゆるキャラがないということが非常に寂しく感じております。埼玉県を代表する観光地であるにもかかわらず、ゆるキャラがないというのは非常に寂しいという思いの中で、今後これらも考えていきたいと考えております。町のイベントや観光PRをする場合でもゆるキャラがいるのといないのでは大変な違いがございます。なるべく早くに作成したいと考えておりますが、その中で工業に携わっている業者さんにもかかわれる部分があるのではないかなと思っております。例えばゆるキャラのストラップですか、そういうものをつくっていただいたり、また秩父地域が日本ジオパークに認定されておりますけれども、夏休みに小中3校教職員によるジオパークに関する1日研修会が行われたと聞いております。その後、児童生徒に、しっかりとしたジオパークの教育をしていただきたいと私からもお願いをさせていただきました。このジオパークに関するストラップ、こういうものも今後考えていただければ、工業の皆様方に考えていただいて、ぜひ観光にかかわっていただけたらよいかなと私自身は思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） すごくきめ細かい、工業にゆるキャラをつくらせる案がありました。それはごく一部の売り上げにしかないと思います。

そこで、私が言うのは、今守秘義務があるからという話がありました。とんでもないですよ、そんなことも知らないで言っているのですか。我々の企業には、通産省から調査が来るのですよ。それは発表していますよ。観光業でどのぐらい税収が上がる、工業でどのぐらい税収が上がる、商業でどのぐらい税収が

上がる、そんなことはハンドルを握る方はどんどんチェックして、観光立町というのは、観光だけで食べていけるのが観光立町というのですよ。

だから、そんな守秘義務なんて個人の話をしているわけではないですよ。私は、商工会に問い合わせをしました。長瀬町から統計が来ています。うちがもらった統計を、私も井戸の総代会の総代になっているから、その書類を渡してもいいけれども、議会で使うのなら、長瀬町からもらったほうが話がわかりやすいですよということでした。守秘義務なんて個人の話をしているのではないのだから。個人で、あなたが幾ら払っている、ここが幾ら払っているのですかって、そんなことを聞いているのではなくて、観光でどのくらい長瀬町が税収で潤っているのか。例えば1,000万円補助金をやって税収が全然上がってこないのでは無駄ではないですか。風邪を引いて、風邪薬、コルゲンコーワやったでしょうがないのだから。だから、税収がどのくらい上がるのか、これを投入すれば、もっと税収が上がってくる、そういうことは私は聞いたわけですよ。守秘義務なんてことは絶対これはないと思います。もしあるのだったら、後でこの会議録にはっきり載せてください、守秘義務違反があるのだったら。

それと、ゆるキャラという話が出てきました。私は平成20年にゆるキャラをつくったらどうですかという質問をしました。その当時、ゆるキャラはつくりますと、インターネットで募集するから、関口議員も応募してくださいよって、ついこの間の議会、6番議員がゆるキャラの話をしたら、つくりませんという答弁が返ってきている。それは新町長だってわかっている……

○議長（野原武夫君） 5番、関口議員。

○5番（関口雅敬君） はい。

○議長（野原武夫君） 時間になりましたので。

○5番（関口雅敬君） だって、答弁が長過ぎたのでしょうがねえや。では、もうちょっと待ってください。では、ゆるキャラの話なんか持ってくるから、話が長くなってしまうので、税収の問題だけでいいです。答えて終わりにします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 税収が上がらないところに税金を投入するというのが一番問題なのだと思います。関口議員のおっしゃることはですね。ただ、長瀬町は先人が築き上げた観光というものがあるわけでございまして、これを私たちは守っていかなければならない。そういった中で、損して得とるという言い方はおかしいかもしれませんが、私が申し上げるのは、これから町全体を観光地として潤えるようなまちづくりを進めて、観光で税収が上がる町をつくりたいということで、今回申し述べさせていただいております。このような考えのもとで、これから町政運営を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「終わります。長々済みませんでした」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（野原武夫君） 次に、1番、岩田務君の質問を許します。

○1番（岩田 務君） 1番、岩田務です。それでは、通告に従って質問を始めたいと思います。

土地利用計画等の策定について町長に伺います。大澤町長の選挙公約に掲げられた施策の方向を見ますと、南桜通りの問題、遊休農地の活用、旧雇用促進住宅「野上宿舎」の活用、観光立町への取り組みなど、土地利用の問題につながるものが数多くあります。

特に観光立町を推進するのであれば、限られた土地の適切な保全、活用を図るため、一層計画的かつ総合的な土地利用を考えていかなければならないと思います。

そこで、土地利用計画や都市計画などの策定についてどのように考えているのか、伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の土地利用計画等の策定についてのご質問にお答えいたします。

このご質問は、前町長のときの平成25年3月定例会の際にも質問されたと記憶しております。私の土地利用に対しての考えは、行政の継続性も含め、前町長の考えと基本的には同じです。当町における現状として、大規模な開発行為や土地の地目変更は行われておらず、このような状況は当面続くものと考えられます。そのため、土地利用や規制に関しては、埼玉県立自然公園条例や農地法などに基づいて対応することが可能と考えられることから、都市計画や土地利用計画の策定は考えておりません。

しかし、岩田議員のおっしゃるとおり、土地利用を考える上で指針となるものがなければ町の計画的な施策は行えないと考えます。したがって、総合振興計画の基本構想に掲載している土地利用構想を現実のものとするため、次回構想の策定の際には現状を分析し、将来を見据えた土地利用を見直してまいりたいと考えております。

○議長（野原武夫君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 今の答弁にもありましたが、3月議会に前町長に質問したときには、現時点での土地利用計画の策定は考えていないとおっしゃりつつも、最後には土地利用計画について執行部で検討してみるとの答弁をいただきました。また、このときには大きな土地利用計画もなかったという言葉もありましたが、先ほども答弁にありましたように、ことしの6月から魅力あるまちづくり総合整備計画検討委員会が設置され、通告に上げたものを含め、7カ所の整備事業を検討することとなりました。これらは各地域に施設や住宅、道路、公園などの整備をするといった事業内容で、それぞれ部分的な課題のように見えますが、こういった整備をすることで、より多くの人や車が往来するようになれば周辺の整備や駐車場なども必要になります。

現在の長瀨駅周辺も多くの観光客が来ることで、人が車道にあふれたり、狭い道を車同士がすれ違いできなかったり、駐車場が少ないことなどの理由で渋滞にもつながり、特に踏切では、かなり危険な場面もあります。計画の必要性にかかわることですので、もう少しお話をさせていただきますが、現在長瀨射撃場にメガソーラー、太陽光発電事業の計画があることや、県が推進している埼玉エコタウン計画というものがあります。また、屋根貸し事業、屋根借り事業といって民間の企業や個人住宅の屋根、耕作放棄地を借りて太陽光発電を行う業者もふえてきているようです。これらは何が関係あるのかといいますと、ソーラー事業の契約期間がおおむね20年ということです。この期間は、基本的にソーラーパネルを外したり、

移設することができないのですから、その土地は20年間利用できないということになります。ですので、契約してしまったところには、今後土地利用計画を立てたととしても、なかなかスムーズに話は進まなくなることは目に見えております。

こういったことから施設や道路、公園などの整備をすることで、その周辺の将来はどうなっていくのか、またどうしていきたいのか。住民の方に与えるメリットやデメリットも考え、早急に具体的な土地利用計画を打ち出していく必要があるのではないのでしょうか。また、長瀬、井戸地区周辺の整備ばかりで、そのほかの地区のことを考えているのかとおっしゃる方もいらっしゃると思います。そういった方にも今後の長瀬のあるべき姿、将来像を示していくことが必要なのだと思います。検討委員会の事業も含め、今が長瀬町の将来を考える一番の岐路なのではないのでしょうか。土地利用計画や都市計画、マスタープランを作成することは、かなり大変なことだとは思いますが、1度大変な思いをしてでも、計画を立てて実行していかなければ、魅力あるまちづくりは難しいのではないのでしょうか。長くなってしまいましたが、計画の必要性についてお話をさせていただきました。先ほどもお聞きしましたが、今話したことを聞いた上で、早急に計画が必要だと思われたのか、また考えは変わらないのか、再度ご意見をお聞かせください。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

若い岩田議員の言われていらっしゃることはもっともだと私も思います。しかしながら、土地というのは所有者がいるわけでございまして、今現在高齢化の中で畑が耕作できない、畑を何とかしてほしいというお話をたくさん聞きます。そういった中で、それでは土地を貸してほしい、譲ってほしいという問題になりますと、最終的には土地は守っていききたいというのが、今のお年寄りのお気持ち、これが現実だと私は思っております。

そういった中で岩田議員が、これから10年、20年される中で、今の人たちが、私ぐらいの年代でしょうか、その人たちが高齢化していったときに、また考え方が変わってくるのではないかなと私は思っております。道路整備ですとか、公園ですとか、そういうものをつくるときには、どうしても地権者の同意が必要。そういう中で、長期的に考えていかないと、なかなかできないというのが、今現在の現実でございまして、そういった中で末永く、気長に、私はやっていきたいなという思いがしております。第5次総合振興計画ですか、これが平成29年にできるようでございますので、そのときには、また違った、もっとはっきりしたものが打ち出せるのではないかなと私は思っておりますので、それまでもう少しお待ちいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 今答弁をいただいて、最後に長期的に考えていくということですが、前回の質問のときにもお聞かせいただきましたが、今ある土地の利用概略図というのは、25年以上前ですから、昭和につくったものになると思います。そういったものも見て、これから長期的な計画が本当に立てられるのか、それは本当に心配しているところでございます。それで、私が思うに、長瀬町のような地域で人口を減らさず、農地を守りつつ、魅力あるまちづくりを推進する、これには多くの矛盾があると思います。

観光立町を目指す中でも、魅力あるまちづくりで定住者をふやすにしても、長瀬町は面積の7割が山林、全域が県立自然公園に指定されており、限られた平地しかない中で、さらに規制もあります。魅力あるまちづくりで若者定住を促進し、住民をふやすといっても、規制が厳しい中、土地もなく、家を建てるところがなければ引っ越してくる人もいません。だからといって農地を宅地に転用し、住宅を建てれば、農業

地域に宅地化が虫食いに進んでいると言われます。

また、遊休農地対策でいろいろと補助金等もあるようですが、後継者不足は言うまでもなく、営農できるようなまとまった広さの農地もなく、稼ぎにならないのに農地を減らさないようにと言われても、なかなか難しいというか、誰が農地を守っていくのでしょうか。さらに、こういったことで人口減少に歯どめがかからなければ税収も補助金も少なくなり、この町は衰退する一方ではないでしょうか。こういった長瀬町の現状をよく理解してもらうためにも、県に土地利用計画や市町村マスタープランなどの申請をしたほうがいいのではないのでしょうか。

先日の新聞に出ておりましたが、2018年に深谷市の永田付近にアウトレットモールができる予定であり、秩父鉄道の新駅をつくる予定があるようです。長瀬の矢那瀬付近に駅をつくりたいといった話を聞いたことがあります。もしこの話が本当であれば、路線図や看板など、全て変更する機会は今しかないのではないのでしょうか。矢那瀬地区は本庄市や深谷市の工業団地に近いこともあり、居住区にするなら計画を示すことで可能性はあるのかもしれません。

また、先ほど観光立町という中で、中には長瀬町は観光ばかり推進しているが、それほど経済効果は見込めないと思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、しかしながら定住人口が減少している中、社会活力の維持にとって交流人口の増加が必要であり、観光はその手段の一つです。観光消費活動は、主に宿泊、旅行サービス、飲食、農林水産、小売、製造など産業全体に波及、雇用促進も効果があります。私は、この観光立町を目指すためにも、やはり土地利用計画を進めるべきだと思います。魅力ある町、観光立町とは何なのか。もう一度よく考えていただき、今後の長瀬町の将来像を構想していかなければならないと思います。住民にとって魅力と活力にあふれ、自然豊かで静かな暮らしやすい町であることはもちろん、観光業を初めとする商工業者など産業活動の盛んな町にしなければなりません。

最後にご意見をお聞かせいただき、質問を閉じさせていただきます。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 若い岩田議員のご意見、しっかりと受けとめさせていただきました。高齢化が進む中で、虫食い状態というお話がありましたけれども、私自身、太陽光発電、畑じゅうが、そういうような状態になってしまったら、長瀬町の観光としてダメージを受ける、これは非常に危惧しているところでございます。そういった中で、今回私の公約として、カットした分をソバのまちづくりを進めたいというお話をさせていただきました。これにつきましては、この後、村田議員のほうから質問が出ておりますので、このときにご説明させていただきたいと思います。

それから、深谷市、8月の中ごろでしたか、市長、それから部長、3名でおいでいただいて、深谷市の基本的な構想を説明していただきました。アウトレットをつくって、駅をつくって、これから深谷市の活性化を進めたいという、すばらしい計画案を持ってきていただきました中で、アウトレットに1日いるのは大変なことで、きっと長瀬のほうにお客さんが流れていくだろうというお話をいただきました。私も確かにそうだなと思う中で、これはますます長瀬町の観光をしっかり進めていかなければならないなという決意を新たにしたところでございます。

そういった中で、今回の選挙で矢那瀬地区に参りまして、矢那瀬地区が非常に衰退しているというのを目の当たりにして、何とか矢那瀬地区の活性化はできないだろうかという思いが非常にいたしました。その中で、私が駅でもつくったらいいのではないかなという話をいたしましたらば、それが何か先回りいたしまして、「タキ江さんが駅をつくってくれると言った」という話をあちらこちらで耳にいたすようにな

りました。ただ、この駅につきましては、前大澤町長、それから現在の野原議長が、駅をつくるということで、一生懸命活動していただいたわけですが、なかなか実現に至らなかったという経緯がございます。そういった中で駅は無理ではないかという思いが私もいたしまして、できればよかっただろうという思いを述べさせていただきましたのが、そのような現在の話になっているわけですが、その中で深谷市が、そういったことを考えていただける、これは長瀬町としても何かしなくてはならないなという思いの中で、矢那瀬地区に新たな観光資源を開発したいなという今思いがいたしております。

今、議会の中で初めて申し述べさせていただきますけれども、例えば道の駅をつくったり、農産物直売所をつくったり、また川面地区、非常に景色のよいところでございます。あのあたりに公園ですとか、つり橋ですとかを設置して対岸に渡れる。そして、金尾地区と地域連携ができて、金尾のツツジと一緒に観光を深めていけたらいいのではないかなという思いがいたしております。いずれにいたしましても、これからの深谷市の動向を見詰めつつ、一番最初に矢那瀬地区のほうに手をつけさせていただきたいなと思っているのが私の現在の思いでございますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。ぜひ議員の皆様にも、そのときにはご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野原武夫君） 次に、7番、齊藤實君の質問を許します。

○7番（齊藤 實君） それでは、質問させていただきますが、私は新町長のリーフレットですか、「私はやります。ムリ・ムダをはぶき、財政健全化をさらに進めます」という、これに基づいての質問をさせていただきます。

では、通告に従ひまして申し上げます。組織機構の改革について。平成19年度から複雑多様化する行政事務を迅速かつ的確に対応できる効率的な組織とするために課が再編されました。

しかし、町民には非常にわかりにくく、また課が大きくなったことにより事務管理が難しく、職員も働きづらそうで、とても効率的な組織であるとは見受けられません。

今後の厳しい財政状況への対応や人口減少などの多くの課題を解決していくためには、組織機構の改革が必要であると思われますが、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 齊藤議員の組織機構の改革についてのご質問にお答えいたします。

行政事務の向上を図るため、複雑多様化する行政事務を迅速かつ的確に対応できる効率的な組織とするため、平成19年度、平成22年度の機構改革により組織の再編を実施いたしました。見直しから6年が経過し、私も齊藤議員がご指摘のようなご意見を町民の方から聞いておりますし、就任後1カ月が経過し、各課の事務内容がわかってきた中で、課の見直しは必要と考え、担当課などと話を進めております。

見直しに当たっては、職員数をふやすのはなかなか厳しい状況でございますので、各課の事務分掌や内容などをヒアリングなどで整理し、町民にわかりやすく、町民サービスの向上につながる組織、効率のよい組織にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） いずれにしても、課が非常に大きくなったことにより、わかりにくいというのが、町民の意見が多いのです。そこで、そういうことが起きることにおいて行政のレベルが非常に落ちていると見受けられるのです。新しい大澤町長が、ここでお生まれになった中で、この長瀬町がどんな町になるのか、そして町民の暮らしはどう変わるのか、町民の暮らしを支えるための役場としての役割は何だろうか、具体的に申し上げていただきたいと思いますのです。

それで、先ほちょっとお話があったのですが、5番議員もおっしゃったのですが、私は改革ということで中に入るのと言うのですが、実は大澤前町長が就任するときに、助役と収入役は要らない、これは財政が大変なので、やめるんですよということで、次に考えたのが参事制、平さん、新井さん、近藤さんがいたわけですね。その中で、今度は3期目になったときに、ちょっと大変だから副町長を置きたいといったのが、私がちょうど議長だった。それで、相談を受けて私も、5番議員から始めて議員の人たちに相談してくださいと、私の一存ではできませんよというので、できたのが平さん。それがいいか悪いか。私は、今まで参事制というのは非常によかったなど。先ほど5番議員からも参事制はよかったのだと。というのは、給料が、言いづらいのですが、格安でいったのですよ。というのは、この間、平さんがいるので、非常に心苦しい面はある。確かにやっていただくことはわかっている。

けれども、できることは、この間、ゴルフ大会を町でやりました。そのとき副町長も町長も来られない。誰が来たのですか、教育長が来たではないですか。今までそういうふうに来てきたのですよ。だめだったら課長が来ればいい役なのです。それができるのですよ。というのが今までやってきた中の、要するに副町長ができる前、参事制はよかった。新井さん、近藤さんがやめてしまった。それは定年でやめたわけですね。それで、平さんが残ってやっていただいている。これはだめと言っているのではないのだけれども、機構を改革するという中では、財政が逼迫している、では実質公債費比率が埼玉県で何番なのですか。決していいとは言えないでしょう。そういうことなのです。それを見て、私は改革するには、ある程度人件費も削減する。それが一番大事なのです。私は人を使っていますから、大体そういうことはやっているのですけれども、それで町長は給与を50%カットする、これはいいと思う。

けれども、それ以上に働いてくれればいいのですよ、70万円とったって。100万円とったっていいのですよ、働きに応じてもらえば。50にしたから、半分にしたらいいというのではないのですよ。私は、そう思うのですよ。働きによってもらってくださいよ。100万円とったって、200万円とったっていいのですよ。それで交際費なんていうのは、会社をやっていればわかる。お客さんに来てもらうに何か持っていかなければだめなのだよ。来ないのだ、お客は。それで、商売というのは成り立っていくのですよ、そういうふうにしていけば、交際費が安い高いの、そんなことを問題にしてはだめなのだよ、本来は。けれども、それはそういう時代だから、前にさかのぼった話があったようにすけれども、それはそれとして、今はこういう時代だというのはわかります。財政も厳しいから、すぐ公表しなくてはならないということもあるので、それはよくわかるのですよ。けれども、その辺を踏まえた中で町政というのはやっていただきたい、全て。だから、私は、問題は、改革ということをしてここで使ったのは、参事制に戻って、皆さんと同じレベルの人が、安い人で使っていただいて、行政サービスをしていただくというのがいいのではないかな。そこで改革という言葉、役場の全体の中、そこを申し上げているわけでございます。

現在、総務課が14名、税務課が9名、町民課が10名、健康福祉課が18名、地域整備観光課が15名いらっしゃいますよね。この中で本当に適材適所にいられるのか、この人たちが。本当によく働いてくれているのか。それで、組織がでか過ぎて困っている課はないのか、これが無駄、無理のことを言っているのです

よ。無理な課があるはずなのです。例えば地域整備課なんていうのは何をやっているか。こんなに多くやってできるのですかというのがあるではないですか。細かく、町民にわかりやすく課がないと、たらい回しになってしまうのです。何かを尋ねたときに、こっちはわかりません。あっちに行ってください。私ではありません。こうになってしまうのが今の現状なのです。だから、わかりにくいのです。だから、適材適所に人間がいたら、課を細分化してもいいのです。この前までは8課あったのです、それが5課になったわけですから。だからわからなくなってしまう。それは確かに見方はあると思いますけれども、ちゃんとした課、少なくともいいではないですか。わかりやすく、やっていただく課があれば。そういうことを希望するのですよね。だから、今の課のやり方、地域整備は何をやっているのですかと、こんなにやっているというのがあるのです。びっくりしてしまいます。ほかの町民課もそうだと思うし、地域整備なんかこんなにあって課長が一人で目が通りますか。道が壊れた、橋が壊れた、何が壊れた、みんな地域整備観光課、観光のこと。だから、そういうものをずっと見ていて、どうもおかしいな、これではしょうがねえなと思ったので、新町長になったので、多少はこの辺も改革してほしい、できるものはやってほしいという希望から、私はこの意見を申し上げているわけでございます。

それについて町長、どんなふうな考え方なのか、お聞かせください。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 齊藤議員の再質問にお答えいたします。

議員のご指摘、しっかりと受けとめさせていただきました。先ほど答弁させていただきましたとおり、私も1カ月を経過した中で、ちょっと課が大きくなり過ぎてしまったという、これは私も非常に危惧をしているところでございます。その中で、いつやるかということになるわけでございますけれども、それぞれの課長と相談いたしました結果、ここですぐできないというお話をいただいております。ですので、多分来年の4月には各課の再編はさせていただけると思っております。

また、地域整備観光課ですとか、町民課、健康福祉課、本当に大きないろいろな仕事をしていただいているわけでございまして、その辺を適材適所というお話をいただきましたけれども、職員の能力という、これは前大澤町長が常に申しておりましたけれども、そういった中で、どのように配置ができるかなという不安は否定できないところでございます。いずれにいたしましても、職員の適性に合ったところに配置をさせていただく、そのような思いで再編をさせていただきたいと思っております。

それから、私は、基本的に役場というのは、町民の役に立つ場所というので、役場という名前がついたと思っております。これも職員にお話をさせていただいているところでございます。また、先ほどから参事、副町長のお話が出ておりますけれども、前大澤町長がいろいろ試行錯誤する中で、副町長を置くのが一番よいという結論に達してのことだと思っております。先ほども申し上げさせていただきましたけれども、各町を見回してみましても、今現在副町長という形で、皆さんいらっしゃるようでございます。そのような中で、長瀬町も今のところ、この体制でやってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） そういう形で、思いは一緒だというお話なのですけれども、その辺についてしっかりとやってほしいなと思っております。

最後の質問になってしまうのですけれども、いずれにしても現実には、人口は1,000人も減ってしまったのですよ、10年で。10年で1,000人減ったのですよ。それで、これは大変だということで、私もある程度

前からいろいろな政策をしてくださいと、前町長と、土地も場所も確保して定住していただく。平副町長も一緒に行ったと思うのですが、だけれども、その後いろいろなことをやったのだけれども、結局それは実を結ばなかった。それが大事だったわけですよ、今考えれば。そういうふうな政策をし、それでそこに住んでいただく、それが若者の促進住宅をつくるということが、あのときあったのですよ。そういうものが政策的にできなかった、現実として。生まれた後の話はできた、医療費を無料にするとか、いろいろなことはできました。だけれども、生まれるまでのことができなかった。だから、1,000人も減るというのは、全国的に確かにそうなのです。そうなのだけれども、長瀬町は10年で1,000人も減ってしまったのですよ。そういうものの責任を感じてもらいたい。

だから、今後は、そういうものを打破するような、ちゃんとした政策で町が積極的に定住を進めたり、野上宿舎の問題もそう。私も何回も質問して、やっと買っていただくことになりました。あれを有効利用してくださいよ。そういうふうなことからして、これからやるという課を強化する分野を絞りまして、課を。それで、その中で課題を解決していくためには、政策を担当する専門の課が必要なのですよ。それは何事をやるにも段取りというのが必要なのですよね。何をやるといっても段取りなのです。そこには何か計画する課、要するに企画課があり、そこで検討する。そこで段取りを決め、我々にもそれを報告していただいて、こういうふうにやりますから、こんなふうに努力してくださいというのが今はないのですよ。だから、いきいきセンターというものができるけれども、支援センターができますけれども、私は、そういうものを理解しなかったから、あのときは反対したのですよ。つくることが悪いと言っているのではない。つくる過程が悪いという話をして、それで反対したのです。だから、つくことに反対したのではないから、あれを誤解しないように。選挙のときに利用されたいけれども、そんなことはないのだから、つくる過程は反対しただけ。つくことにだめと言っているわけではない。ある議員が、そういうことを言ったというから、非常におもしろくないことがあるのですけれども、そういうもの。

だから、企画課でカウントをし、我々議員にも話をしていただくことが基本なのです。では、議員なんか要らなくなってしまうではないですか、二、三人で話をしたのではとになってしまうのですよ。そういうことのないように、どういう形であれ、町長だけの考えでなく、職員の、課長の意見を聞き、町民の、あるいは有志の方の意見を聞くかもしれない。要するに走らないこと。よく皆さんと話し合っというものは、結局は話し合っなかったから、こういう問題が起きるのですよというのがあるのですよ、それを言わないだけで。要するに町長と、その取り巻きだけの1人や2人で話し合ったのでは何の解決にはならない、大したことできないのだから、課長会議があると思う。課長会議で話し合っ、何回話し合いましたかという質問があったときに話し合っていないのだよ、俺の聞いている範囲では。だから、そういうことではなく、ちゃんとした職員の意見を聞く耳を持つと言いましたよね。耳を持っていたいて、それでよりよい町政をしていただく。それが私の希望することです。

では、何を目標にするのか。簡単に一言、何を目標にして、この町をやっていきますかということを一言言ってください。それで終わります。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

第二小学校区域に子供が少なくなってしまう困ったというお話、その中で齊藤議員が町長と副町長、一生懸命骨を折っていただいたというお話、これは伺っております。しかし、これが実を結ばなかった。けれども、今若者定住促進法ですか、その網の中で、今回も補正予算を計上して、皆さんにご審議いただ

くわけでございますけれども、当初は5件ぐらいしか申し込みはないだろうということで、予算を組ませていただきましたらば、申し込みが非常に多いということで、今回970万円計上させていただいております。そうしますと、当初の予算よりも倍になるわけございまして、需要が非常に多いということで、非常にありがたい。これも齊藤議員の日ごろのご活動が実を結んだかなと感謝しておるところでございます。

そういった中で、人口もどんどん減少していく中でというお話がありましたけれども、人口は減少しているのですけれども、国や県からおりてまいります仕事内容は毎年非常に多くなっております。ですので、職員を減らすということはできない。これは私も中に入ってみて、つくづく感じているところでございます。そういった中で、これをどうするかというのが、これからの課題になってくるわけでございますけれども、ただいまの若者定住、これを一生懸命図りながら、今現在は努力していく、これが私たちに課せられた課題であると私は考えておりますので、ぜひ議員さんからもご協力をいただいて、若者定住を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 次に、2番、村田徹也君の質問を許します。

○2番（村田徹也君） それでは、私、毎回質問しているのですが、遊休農地の活用についての質問をします。

町長は、さきの町長選挙で「遊休農地を活用し、「そばの街」ながとろを応援します」との公約を掲げられました。

そこで、誰が、どこで、どのようにソバを栽培し、販路を拡充していく構想なのか、実現可能な具体策を伺います。

また、遊休農地・耕作放棄地の復元や停滞している農業労働者の意欲の向上をどのようにしていくのか、伺います。ほかにもあるので、簡単をお願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

長瀬町の農業者は、高齢化が進んでおり、相続による町外地主による農地継承もふえていることから、長期間管理されずに放置されたままの遊休農地が年々ふえておりますが、農業委員のご指導により、遊休農地が復元されている農地もございます。

しかしながら、遊休農地の活用を図ることは、町の重要課題となっております。長瀬町では、平成10年ごろから商工会が主体となって「そばの街」ながとろとして、そばによるまちおこしを進めており、今では町内に十数店のそば店があり、どのお店も大変おいしいと評判で、いつも多くの観光客でにぎわっております。

しかしながら、ほとんどの店舗は県内産のソバの供給が間に合わず、県外産のそば粉を使っているようでございます。このような状況もあり、町の遊休農地解消と地産地消を進める上から、ぜひとも長瀬産のソバの栽培を図りたい。そのためには地元農家の現状に精通している農業委員会や農協の協力をいただきながら、地元農家の方々に働きかけ、ご理解、ご協力をいただき、長瀬産のソバの栽培の推進を図り、ソバの花が咲くシーズンには観光客の方にも見ていただけるような方法がとれればと考えております。すぐに大きな成果が出るものとは考えておりませんが、ソバを栽培し、販路が確保できれば、労働意欲も上が

り、少しでも遊休農地の解消になればとの思いから、町長給与50%カットの中にも「そばの街」ながとろをアピールさせていただきました。

いずれにいたしましても、農業者の高齢化や後継者不足の進む中では、早期改善を図る名案を見出すこともなかなか困難ではございますが、今後とも農業委員会を初め関係機関にご指導いただきながら、一步一步着実に解消できるよう取り組んでまいりたいと考えております。村田議員さんも農業委員として、その節はぜひご協力、ご意見をいただきたいと思っておりますので、よいお知恵をおかしいいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） ご存じかとは思いますが、ソバはやせた土地で栽培できる休耕作物の典型です。日本では北海道、東北地方、それに長野県等で主に栽培されております。国内産のそば粉は、ご承知かどうかかわからないですけれども、20%です。80%は中国、アメリカ、ミャンマーとか東南アジアで栽培しております。ソバの産地をインターネットで調べると、秩父では旧荒川村がそばの里として検索できます。ただ、これは荒川村は、やはり村であったときにJ Aとタイアップして相当努力したというふうなことがうかがえます。

日本の食を守る、農業を守る、国土を守る、その観点から遊休農地を利用してソバを栽培するという発想には、私は大いに賛同しております。しかし、本年度予算における農林水産業費、約4,098万5,000円です。そのうち純然たる農業振興費は367万円です。よろしいですか、1割に満たない。わずか100万円は、地域特産品開発補助金ということになっています。地域整備観光課長がそのように申しましたよね、本年度100万円新たにこういうのを設けたと。これでソバは、とてもできません。いいですか。来年度どの程度の予算措置を考えているのか。私が考えるには、10倍、100倍でも難しいという現実はあるかと思えます。その点について、予算措置的なもので、ただ商工会でそばの街と確かにうたっていると。しかし、予算措置がなければできないだろうと。そのことについてお考えをお願いしたいと思います。

なお、地域整備観光課長には、その100万円、本年度どのように、まだ使い切っていないかもしれませんが、というところをお伺いいたします。

以上です。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

過去、私も農業委員を3期9年、お世話になりました。その中で町内のボランティアさんをお願いし、また県内から農業サポーターを募り、農林振興センターや町と協力をいたしまして、法善寺に隣接する不耕作地を農地としてよみがえらせたという経験がございます。

そういった中で、今後長瀬町の耕作地を、そのような形で、また私が先ほど来、話題になっております給与50%カット、この分をシルバー人材センター等も活用しながら、町全体を1度にやるのではなくて、少しずつ取り組んでいけたらなと思っております。

また、収穫されましたそば粉についても、町で買い取ることが可能であれば、それ相応で町で買い取って、そば店にそれを販売する。ということになれば、幾らかのお金も入ってくるのではないかなという、私としては、そういう計算をしております。いずれにいたしましても、私も農家の嫁でございますので、ある程度のそばの知識、ソバ刈りをした経験もございまして、そういった中で長瀬のソバは、それほどたくさんはとれないと思っております。しかしながら、観光地として、これだけそばのお店があるのに、ソバの花

がちっとも見えないという、そういう状況の中で、ソバの花を楽しんでいただくという、これも観光地としての一つの手ではないかなという思いがいたしておりますので、農業委員さんでもございます村田議員にもいろいろなお知恵をおかりしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

特産品開発補助金について、どのぐらい利用があったのかということなのですが、申請は3件ございました。3件のうち採択されたのは1件でございます。その採択された内容につきましては、ブルーベリーによる商品開発ということで、50万円の対象いっぱい補助金を支給する予定で今進めております。残りの2件につきましては、既存の商品をそのままということだったので、今回の商品開発には該当にならないということで、不採用となりました。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） たかがソバですが、ソバは肥料が要らない。しかし、受粉が難しいのですよね。夏ソバと秋ソバがある。特に秋ソバになりますと、10月ごろの刈り取りなのです。私は長野県の安曇野に行ってきましたが、要するに養蜂農家とタイアップして、要するに養蜂業ですね、受粉率を高めていると。一般的にいくと、60%ぐらいしか実としてとれないのです。よくやっても80%なのです。手刈りの場合と機械刈りの場合は違うわけなのです。いろいろあります。そば粉価格というのは、現在1,000円から2,700円です。そばの価格が、日本産が。外国産が五、六百円です。関税も調べましたが、多分20%から25%です。これはTPPに日本が参加するとかということになると、さらにそれだけ下がるわけです。400円ぐらいで入ってきてしまうわけです。80%外国産と。長瀬町でつくったソバ、これは確かに観光的にも必要だと思うのですけれども、それを果たして地元業者で使えるか。そばの産地でも冷蔵保存というのですか、ソバは非常に難しいのです。いろいろ見てきましたが、それがないとだめだと、町で買い取っても。今度は粉にするにはどうするか、非常に手間がかかるということがあります。そういうことを考えて奨励していかないとだめなのではないかなと。だから、地産地消に結びつくかどうか、これはちょっと大変だと思います。

この辺で有名なところは戸隠、安曇野、旧富士見村、八ヶ岳、木曽の開田高原、旧大滝村、私、町長にこの質問するので6カ所行ってきました。しかし、非常に厳しいです。労働力不足とか、いろいろなことがあると思いますが、この遊休農地を活用してソバをつくるというふうなことになるならば、先ほど申しましたように莫大な予算がかかると。ですから、このようなことを本当にやるとすれば、通りだけソバの見えるような町にするとか、そういう発想のもとなのかどうか、そうでないと、これを本当にやっていけるのかどうかというのが非常に心配です。自分でいろいろ調べたからといって言いたいとは思いませんけれども、こういうものに対して対極的と言うのですか。ソバをやりますよではなくて、どのくらいの予算がかかるだろうかと。実際ソバに従事する農業者はいるのかというふうなことをもっと煮詰めて、これを実際にやってほしいと思います。その点について、もう少しお願いします。

あと、地域整備観光課長、遊休農地なのですが、よろしいでしょうか。国の農村振興局というところがありますよね。そこで行っている耕作放棄地再生利用緊急交付金というのが個人に配られます。これは多分最大限で1件当たり5万円なのです。それ以外に肥料を買ったとか、細かいことで2万5,000円補助するとか、そんなものがあるわけですが、長瀬町では、これを申請して交付を、個人の農家でやっているの

かどうか、この2点について伺いたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員さんの再々質問についてお答えいたします。

養蜂、蜂がいないと受粉しないというお話、調べましたところ、長瀬町には蜂を飼っていらっしゃる農家は2軒あるそうでございます。ですので、蜂は心配ないと私は思っております。ただ、私がそれ以上に心配いたしますのは、通りのはたの不耕作地、遊休農地にまきたいという思いが私はあるわけございまして、ソバも生き物ですので、明るいと受粉が無理なのですよね。実がならないという。そのところが一番の心配をしているところでございます。ただ、観光客に花を見ていただくだけであれば、そのところはクリアできるわけでございますし、また長瀬町でとれたそば粉を長瀬町のお店全体、これで全て賄える、これは当然無理なことでございますので、長瀬町産のそば粉も使っていますよというような、それはお店で決めることでございますけれども、町産のそば粉だと、ちょっと割高になりますよとか、そのような売り方をしていただければいいのかなと思っております。また、そば粉に関しましても、外国産と国内産では値段が非常に違うというお話ですけれども、お米もそうですけれども、国のほうで買い上げるのと売るのとでは、また違うという、そのような形をとらせていただければ、幾らか予算をとらせていただいて、それなりの金額で買わせていただき、またそれなりの金額で売らせていただく、そのようなことをしていけばよいのではないかなと思っております。

それから、先ほども村田議員がおっしゃっていましたとおり、今からでは無理なわけですね。ですので、これから来年に向けて、これは進めていきたいという事業でございます。先日、農業委員会の会長さんにお会いいたしましたらば、何か農業委員会でもソバの産地の視察に行かれるというようなお話もお聞きいたしました。そのときには、ぜひ町長も行けたら行ってくださいというお話もいただいております。私も都合がつきましたらば、ぜひ一緒させていただきながら、勉強させていただいて、よりよい方法でそばの街長瀬をアピールできたらいいかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） では、村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

国の補助金について、今、長瀬町は使っているのかということでございますが、現在は使っておりません。なぜかと申しますと、今、人・農地プランを作成しております。人・農地プランを作成しますと、その中に各種いろいろな補助金があるのですが、数多くあります。その中で使える補助金がどのようなものかということも検証させていただきまして、今後活用を図ってまいりたいと考えております。今、国のほうの補助金については申請はしておりません。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、5年後あたりには長瀬町が、ある程度ソバがこれからの時期に実ってくるということを期待しております。

なお、今の課長の答弁ですが、これは緊急交付金は個人に行くのです、町に来るのではないのです。だから、そんなふうなものは、もっとPRしていただくということをぜひお願いしたいと思います。

続きまして、超高齢化社会に対応した福祉行政について。町の高齢化は年々進み、本年7月31日現在で65歳以上の年齢構成比は31.7%、75歳以上では15.9%となっております。

高齢者が元気で安心して暮らせるまちづくりを目指すことは素晴らしいことですが、厳しい財政状況の

中でどのような事業を展開していくのか、伺います。

また、県では高齢者等の日常生活の安心確保、介護予防、地域経済の活性化という「地域支え合いの仕組み」を広げる支援事業を行っています。こうした事業を推進する上で、地域包括支援センターの役割が一層重要になってくると思います。今後、地域包括支援センターの充実をどのように図っていくのか、伺います。よろしくお願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘いただきましたとおり、長瀬町の高齢化率は埼玉県内において東秩父村に次ぐ高い高齢化率でございます。さらに、当町の特徴としては、65歳以上の高齢者のうち75歳以上の高齢者の占める割合が郡市内で最も低く、今後要支援、要介護が必要となる75歳以上の高齢者の増加が予想され、高齢化で最も危惧する要因の一つとなっております。

このような中で、高齢者が安心して暮らせるまちづくりとして、どのような事業を展開していくのかとのご質問について3つの事業で対応を考えております。その一つは、町内には元気ではつらつとした高齢者がたくさんおります。その方々に生きがいを持っていただき、生活をしてもらえること、今までの経験や知識を生かし、その能力を地域の力とするよう社会参加できる事業、シルバー人材センターを初めひのくち館、現在建設中の高齢者・障害者共生施設、地区公会堂において、個々の技術や知識、経験を生かした活動ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

2つ目に、介護予防の実施でございます。要支援、要介護状態になる前の段階の方を対象に、各地区で元気モリモリ体操を行います。機能低下が見られる方を対象に、2次予防教室に積極的に取り組んでまいります。

3つ目は、住みなれた地域で自立した生活をするためには、外出支援や配食サービス等のインフォーマルサービスや介護保険サービスが必要となりますが、そのサービスが不足しておりますので、社会福祉協議会やながとろ苑、介護保険事業者、ボランティア等に協力を図り、サービスの充実を進めてまいりたいと思います。

地域包括支援センターの充実については、独居や高齢世帯、認知症の高齢者の増加が見込まれるため、地域包括支援センターでは、支援を必要とする方の発見や支援の充実を図ることを目的としてネットワークの強化を進めます。

さらに、高齢者自身は、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを望んでいることから、医師や介護保険事業者、民生委員、ボランティア等と一体となり、その人を支える仕組みが必要となるため、地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議を実施し、個々の支援の方法や地域における課題やサービスの充実について検討を進めます。

社会保障制度改革国民会議において8月6日に出された最終報告書によりますと、介護予防給付を市町村事業とし、保険給付の対象から外す方針であることが示されました。最終報告が具体化しますと、従来保険給付でサービスを提供していた方の受け皿を市町村が担うことになり、さらに需要が高まることが想定されることから、相談支援や介護予防を実施することができる職員の養成やマンパワーを充実させることにより、高齢者の安心・安全に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） この質問の最初に言いましたけれども、どれだけ高齢化が進んでいるかということ、まず7月31日現在の年齢別人口統計表で19歳以下からゼロ歳まで、それから75歳以上の高齢者、100歳代が4人かな、いると思います。その人数が1,219人と全く同数。だから、19歳以下と75歳以上の人数は全く同数であると。これだけ町は高齢化が進んでいるのだということですよ。

私、これはまた長瀬町と同じくらいの規模のところに行ってきました。長野県が好きなので、川上村、それから長和町、これは合併して和田地区があるところです。これは7,304人です。ほぼ長瀬町と同等です。川上村では、ヘルシーセンターというものがあるのです。これが地域包括支援センターになっています。これは社会福祉協議会、町健康福祉課、それから診療所、それに介護予防センター、それから老人の入浴センター、それから一般の人の入浴センター、ですから村の中核にあるのです。そこに対してワゴン車を3台持っている。それで送り迎えしている。特にこの中で介護予防とか、疾病予防をたくさんやっています。

長瀬町は、地域包括支援センターが健康福祉課の中にありますよね。介護保険法第115条、これは全文は読みません。最後のほうを読みます。「その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした施設とする」、施設であると、これが包括センターなのです。これは長瀬の場合は施設ではないですよ。施設かもしれないが、長瀬町の役場を借りていると、そして社会福祉協議会は向こうにあると。そんなふうなことになるわけなのですが、長和町でも4カ所ぐらいの、こういう施設があります。これは私は質問したのですよ、箱物に随分金がかかりますねと、これは大変ですねと。いや、箱ではないのだと。これは村として職員がずっと取り組んでいた。それで、どうしても施設が必要なので、施設をつくったと。ですから、今の長瀬町の体制でいけば、高齢者が非常に多くなるのに対応が厳しいのではないかと。例えば民生委員さんの会議には、社会福祉協議会からも、それから診療所の先生も出てとか、そういうことをやっているのです。

そんなふうなことで、今の長瀬の施設設備では厳しいのではないかと、こんなふうなものについて町長、確かに元気モリモリ体操にはたくさんの方が、地域に散らばって来なくてもできるという利点があります。介護予防とか、疾病予防については、まだまだこれではいけないのではないかと意識について、まして高齢者には、いろいろな施策があると思いますが、先ほど齊藤議員への答弁で若者定住をやりますよと言われたので、言ってもだめだろうけれども、これだけ高齢者問題は長瀬は大変なのだから、ぜひ第一義的にしてやったほうがいいのではないかと思いますので、再度町長にお答え願います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

ただいま川上村のヘルシーセンターのお話をいただきました。川上村はレタスの産地で、高原野菜で財政状況も非常によろしいというふうなお話も伺っております。そういった中で、僻地でございますので、お医者さんがいらっしゃらないのだと思います。それで、診療所というものができているのだと思います。小さな町ですと、病院がないところが診療所を設けて、その中にいろいろ附帯施設ですか、そういうものをつけてというふうなことで、日本全国やっているようでございます。幸い長瀬町の場合には南須原先生が、あれだけまめに在宅介護ということでやっていただいております。そういった中で、町で出向いて介護、包括支援をやっているというお話をいただきましたけれども、長瀬町の地域包括支援センターの運営協議会の中にはお医者さんもおりますし、民生委員さんですとか、社会福祉協議会の局長さんですとか、あと介護担当ですとか、歯医者さんもおります。それから、特別養護老人ホームの方もいらっしゃいます。そ

ういう方たちが年に数回集まりまして、長瀬町の密着型のサービスをどのようにしていったらよいかということで、会議を開いていただいているようでございます。

そういった中で、幸いなことに長瀬町は、本当に狭い町でございますので、民生委員さんもある程度自分の地区の住民の顔がわかるという中で、そういった要支援の方ですとか、介護が必要な方に対しての手厚い見守りですとか、そういったことをやっけていただいているようでございます。そういった中で、今現在一生懸命町のほうでも取り組んでいただいておりますけれども、樋口地区ですと、ひのくち館を利用させていただき、また長瀬地区は、今現在建設中でございます、いきいきセンターを活用していただいて、お年寄りが、そういうところに集まっていたら、例えばおはなしボランティアさんでも募って一緒に童謡でも歌ったり、昔話でもしたり、一緒にお茶でも飲んだりという、そのようなことをしていくのが、私はよいのではないかなと思っております。

新聞などで、年をとったら教育（きょう、行く）と教養（きょう、用）が必要だよというお話がよく出てまいります。きょう、行くところがある、きょう、用があるというのが、お年寄りが元気で長生きの秘訣だというお話も伺っております中で、ぜひそのようなところに自分の足で行くのは難しいかなというときには、それはどういうふうにしていこうかという課題が出てまいるわけでございますけれども、そのような形で、皆さんに集っていただいて、集いの場所を確保し、これから参ります高齢化社会に向けて、お年寄り元気で長生きをしていただきたい、そのようなことを私は考えておりますので、そのようなことで、これからも地域包括支援センターを活動させていただければと思っておりますので、特別に施設をつくらうとか、そういうあれはございません。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 私が聞く限りでは、ちょっと古い考えかなと思います。お年寄りが集まってお茶を飲んで、カラオケを歌って、これが介護予防になるのか、疾病予防になるのか、専門的知識を持った方の指導とか、そういうものがなされなければならない。ですから、ひのくち館があると、今度仮称いきいきセンターができると。そしたら、そういうところには月、水、金はこちらへ派遣しますよ、火、木はこちらへ派遣しますよとか、そういうものがあって、メニューをつくってやっていかないと、お茶を飲んだ、カラオケを歌うだけでは、ちょっとおざなりではないかなと、はっきり言って思います。

あと、最初のところで、横断的なネットワークということ町長は言われましたけれども、これは町長もなつてすぐで、まだ大変だと思いますが、こういう社会福祉とか、介護支援専門員とか、保健師とか、そのような方々の違った職種の人たちとか、そういうものが集まって会議し、それをどうにかしていくというのが横断的という言葉ですよ、そんなふうなもの。場所によっては毎日会議を開いているのです。その町内の20人ぐらいの心配な老人に対して、町でも参加してこの人はどうだと、ちょっとうまい言葉は出てこないのですが、そういうものに対して審議というのですか、会議を毎日開いていると。だから、そんなふうなことがないと、ちょっと漏れる。

特に私が言いたいのはデータです。高齢者のデータがどの程度できているのか。紙ベースなのか、これは担当課長のほうかと思いますが、データベースなのか。その中で長瀬町では高齢者単身世帯が、平成22年の国勢調査で10.3%、かなり多いですよ。1割ということですから。そういうものに対して後見人というのですか、全てをデータ化し、近くに親戚とか、縁者がいないという場合には、誰がそれを見守るのか。何かあったとき、すぐ動ける人は誰なのか。そういうデータはできているのかどうか。そこについて、いや、民生委員が記憶しているはずですからではなくて、お答え願いたいと思います。つけ加えますが、高齢者

問題については非常に重要な問題だと思います。長瀬町も厳しいと思いますので、町当局としても、この町が取り入れられるようなところを勉強して、ぜひ取り入れていただきたいと思います。

では、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

長瀬町では、高齢者の方ですね、援護台帳というものを民生委員さんが主になって作成しております。この援護台帳は、70歳以上の単身高齢者、70歳以上の高齢者のみの世帯の方、そういう方を中心に調査をしていただいております。毎年秋口に調査を実施しまして、台帳を作成しております。この台帳の中には住所、氏名、年齢、家族構成、それと緊急の連絡先等、それに病歴等も把握できる内容となっております。この内容は紙ベースで健康福祉課の中に台帳として保管しております。また、災害時にも対応するために総務課、また消防署にも同じ内容のものをお配りしております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、次の質問に移りますが、今の健康福祉課長のお答えですけれども、今のデータベースでは不足だと思います。後見人とか、いざという時のためにそんなものをしっかり整えて、できればデータベースに保存して、すぐ活用できるようにしたほうがいいと思います。

では、続きまして、町活性化の方策について。高齢化の進展、人口減少など厳しい町の状況ですが、「観光立町」をうたうだけでは町の活性化は図れません。若者定住や工場誘致もなかなか前進しておりません。

そこで、町を活性化するための重要な施策として、県で行っている「住宅等屋根借り太陽光発電事業」などは、町の活性化への足がかりとなるはずです。さらに、地球温暖化対策にも寄与するので、積極的に誘致活動を推進すべきと考えますが、いかがか、伺います。

また、町活性化を進展させるには、町・町民・企業・NPO等の連携が不可欠と思われますので、その方策を伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の町活性化の方策についてのご質問にお答えいたします。

県で行っている住宅等屋根借り太陽光発電事業についてですが、埼玉エコタウンプロジェクト事業の一環として平成24年5月1日にモデル市として本庄市と東松山市が指定されました。この事業は、各分野にわたって市全域でエコタウン化を進める市を指定するもので、両市の中でも重点的な整備地域を重点実施街区と位置づけ、屋根貸し世帯を100世帯募集し、県が選定した事業者が設置するもので、その事業者には当町のシンテック株式会社も選定されています。町では、地球温暖化対策として小中学校及びひのくち館に太陽光発電システムの設置、また町民の方が住宅に太陽光システム、または高効率給湯器を設置する場合の補助制度や公用車のエコカー導入、役場庁舎防犯灯のLED化などに努めております。

なお、太陽光システムの設置補助に当たっては、現在までに88件に補助金の交付を行っております。

また、本年度は、県の補助事業の地域密着型価格低減等促進事業を商工会が太陽光発電の普及拡大のために実施いたしますが、内容は、町民に対して太陽光パネルを一括発注して価格を下げるセット販売、普及啓発の講演会、相談会などで商工業者には工場屋根に太陽光システムを設置した場合のシミュレーション等の勉強会を行うものです。町としても商工会と連携し、再生可能エネルギー導入の普及促進に取り組んでまいります。さらに、県では長瀬射撃場の閉鎖されているクレー射撃場跡地の有効活用としてメガソ

ソーラー事業を行う事業者を企画提案方式により募集し、8月30日で受け付けを終了したところです。

今後プレゼンテーションを実施し、今月末には事業者が決定、来年1月以降に土地の賃貸借契約を締結する予定となっております。メガソーラー設備設置に伴い、町には国有資産等所在市町村交付金が交付されることとなっております。今後も国、県の動向を見ながら、当町に適した補助等を活用し、活性化の一助となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 私の意図した質問の内容とちょっと違うと思うのですが、エコタウン事業ですね、簡単に言いますと、要するに屋根貸し事業で、屋根を貸した家に10万円補助金が来ると。太陽光は無料だと、県のほうでやるのだと、毎年約売上金の5%から7%、1万円程度、18年間その家庭にお金を還元するのだと。ですから、その家庭は1円もかけないで、屋根を貸すだけという事業ですよ。そこで、東松山市と本庄市でモデル的に100件やっただけ。だから、これは県では埼玉県に広げていく予定だということなのです。ですから、こういう誘致活動をして、そういう方に補助していますではなくてやったら、町がお金を出す、補助金ではなくて、県の、とにかく個人も無料でできるのだと。そのようなことがあったら、町の活性化のためにも、町として誘致活動を、要するに町民、それから町、企業も入ってくるかもしれないけれども、それを県への働きかけを早目に一生懸命やったらどうかというふうな私の質問なのですけども、簡単に、もう少しありますのでお願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

現在のところ、町では、そのような計画はございません。ただ、先ほど申し上げましたように商工会と連携して、商工会が行います地域密着型価格低減等促進事業を再生可能エネルギー導入の普及促進に取り組んでまいりたいという考えでおりますので、商工会と連携してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 町としては、今のところ、そういう意向はないと、そういうふうなお話なのですけども、個人にしてみれば、無料でできるものを県に働きかけてやっていただくと、これのほうが非常に助かるような気がするのですが、長瀬町では、よろしいですか。エネルギー問題について、平成23年4月1日に施行された長瀬町環境基本条例というのがありますよね。その第4条に基本理念をうたっています。第14条では、再生エネルギーの活用をしていくとうたっています。環境配慮の観点から、これらどのように町政に組み込むのか、伺いたいと思います。

要するにこういう条例ができた、何でもつくるのですよね。こういう条例は何でもつくるのですよ。国からおりてきて、県がつくって、町がつくって、はい、つくって終わりましたというのが多いのですよ。長瀬町は観光地だと、きれいな空気であれば困るところですから、だから風力発電、バイオマス発電、太陽光発電、いろいろありますが、例えば能登半島の中では風力発電、あれなんか見て、ちょっと観光の目玉にもなっていますよね。太陽光発電は、これから太陽パネル面をどういうふう処理していくかという、まだはっきりわかっていないそうです、私の調べたところによると。だから、そういうところで公害問題が出てくるかもしれないというようなこともあろうかと思いますが、これらの太陽光だけに限らず、その推進策を質問しても同じかもしれない。商工会とタイアップするというお答えでしたら、お

答えは結構ですが、再度質問したいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問に対してお答えいたします。

ただいま平成23年度の条例のお話をいただきました。エネルギーの活用という観点、先ほどご回答申し上げましたとおり、小中学校及びひのくち館へ太陽光発電システムの設置をしたり、また町民の住宅に太陽光システム、高効率給湯器を設置する場合の補助制度、こういうものを設けさせていただいた、これが当てはまると私は思っておりますので、これから町のほうとしてエコタウンプロジェクトを推進しようという考えは今のところございません。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（野原武夫君） 次に、9 番、新井利朗君の質問を許します。

9 番、新井利朗君。

○9 番（新井利朗君） 大澤タキ江町長には、このたび第11代目の長瀬町長にご就任、まことにおめでとうございます。ご健康に留意されまして、長瀬町民の安心と安全のために全てを尽くしていただきたい、ご尽力くださいますようお願いしたいと存じます。

さて、通告してあります行政組織の改編と所掌事務の見直しについて町長にお尋ねいたします。町の行政組織は、総務課、税務課、町民課、健康福祉課、地域整備観光課の5つと出納室、議会事務局、教育委員会で構成されております。

その中で地域整備観光課は、所掌事務が多過ぎるように感じます。この課は、大きくは産業観光担当と土木建設担当に分けられ、町内の産業の振興に大きく関与しています。また、教育委員会事務局は、総務担当と中央公民館の生涯学習担当に分かれており、どちらの所掌事務なのか、住民にとってはわかりにくく、問い合わせをする場合においても戸惑うことがあるという声を聞きます。各課等の名称や所掌事務をはっきりさせることは住民や利用者のサービス向上につながります。

11代目町長としての門出に当たり、組織の改編と所掌事務の見直しについてお考えをお伺いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の組織の改編と所掌事務の見直しについてのご質問にお答えいたします。

このご質問は、先ほど齊藤議員のご質問の際にもお答え申し上げ、同じような回答になるかと思いますが、ご了承ください。

現在、町長部局は5課で、それぞれの担当事務を行っていますが、所掌事務の範囲の差が見受けられま

す。新井議員ご指摘のとおり、地域整備観光課の所掌事務は、観光、商工業、農林業、労働、道路、河川、住宅など大変広範囲にわたっています。教育委員会部局においても、事務局は役場で、生涯学習担当は中央公民館に分かれており、学校体育施設の貸し出し事務など町民の皆さんにとってわかりづらい組織であるように思います。

私も町長に就任してから1カ月余りが経過し、各課の状況や事務内容も徐々にではございますが、わかってきた中で、組織や事務分掌の見直しが必要な時期に来ているものと感じております。将来の新たな行政課題に対応し、人口減少、高齢化など社会環境の変化に対応できる効率的な行政を実現するため、組織の見直しを行うべく、担当課などと話し合いを始めたところでございます。

今後、事務分掌の調査やヒアリングなどを行い、町民サービスの向上と町民にわかりやすい組織をつくらせてまいりたいと思っております。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 組織の見直しについて担当課と話し合いを始めたということで、さらなる検討をお願いしたいと思います。私は、この7月に長瀬町議員クラブの瀬政会のメンバーと一緒に千葉県松戸市の議会事務局のお世話をいただいて、同市が昭和40年に発足した、すぐやる課を視察研修させていただきました。その当時、東京都のベッドタウン化しておりました松戸市は、その当時の市長が、すぐやらなければならないもので、すぐやり得るものはすぐにやりますということで業務に当たり、職員を励ましてこられたようであります。

私は、これを視察研修させてもらった折に、いろいろと感心したのですが、とにかく担当する部署が横の連絡を非常に密にしているというのを感じました。そして、市民の要望とか、相談事を的確に把握して、安心と安全をお届けしているというのが非常に強く感じた次第です。

町長は、「広報ながとろ」9月号で、町民の町民による町民のための政治を基本理念に、この町に生まれてよかった、この町に暮らしてよかったと思っただけのまちづくりを進めてまいる所存だと決意を述べておられます。とにかく縦割りになりがちな行政でありますけれども、町民のニーズを的確につかんで応えていくために、町民の生きがいや町内各産業の振興のためになり、職員の働きやすさにもつながる行政組織の構築のために、さらなる点検、見直しを図っていただきたいと存じますので、先ほどもご答弁いただきましたけれども、改めて補足と決意をお尋ねいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

瀬政会で松戸市に視察に行かれたという、私も一緒させていただき、松戸市の現況、実情をいろいろご説明していただく中で、ただいま新井議員が申しましたとおり、本当に横の連携を密に行っている行政だとつくづく感心いたしました。すぐやる課ということになりますと、町民のいろいろなご要望にお応えする、本当に何でも屋さんのような感覚で私も参ったわけでございますけれども、ということは、どういう職員がそこに常勤しているのかなという思いでおりましたところ、松戸市では、そのすぐやる課が花形であるというお話を伺い、非常にびっくりいたしました。

長瀬町も、私がお聞きした中で、ぜひよいところは学ばせていただいて、縦割り行政ではなくて、横の連携を密にして、それには各課長さんたちといろいろ相談し合いながら、しっかり町民のために働かせていただきたいと思っておりますので、ぜひ議員さんにも、これからご協力いただきながら、よりよい町政を運営してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 非常に充実した組織ができることを楽しみにしております。それと同時に、現在大澤芳夫町長が1階に町長室を設けて、町民に親しみやすくというふうな状態の中で進めてまいりましたけれども、長瀬町には大勢のお客様であったり、面会であれ、大事なお客様も見えるかと思しますので、いろいろな面で大所高所から眺めていただく上からも、狭い部屋に閉じこもることではなくて、できれば2階に立派な町長室があります。あそこでしっかりと思案をしてもらったり、職員と協議を重ねたりしてもらえそうな状況もひとつ考えていただけたらなと思います。町民の安心と安全に、また町政の進展にご尽力賜りますようお願いして、通告した一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野原武夫君） 次に、6番、大島瑠美子君の質問を許します。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 子供の遊び場の設置について健康福祉課長に伺います。

長瀬地区内には公共施設が少なく、敷地内で遊べる場所が少ないと思います。子供たちを安全な場所で伸び伸びと遊ばせたいという子育て中の親からの要望を多数聞いております。町では、子供の遊び場の設置についてどのように考えているのか、伺います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

高齢者や小さな子供たちが身近なところで気軽に集い、安全に遊べる場所の確保が必要であると常々感じております。ご質問の遊び場の確保については、第4次総合振興計画の実施計画において児童公園設置整備事業として、また平成22年3月に策定された長瀬町次世代育成支援行動計画後期計画では、乳幼児、小学生が屋外で安全に安心して遊ぶことができ、高齢者等も利用できる公園等の検討が位置づけられているところです。平成24年8月には、子供の教育、保育、子育て支援を総合的に進める子ども・子育て関連3法が可決成立しました。

当町でも、この法律に基づき子ども・子育て支援計画を策定するためのニーズ調査等を本年度中に行い、新たな計画を平成26年度に策定する予定です。子供の遊び場についても、この計画に位置づけられるものと思われます。また、地域整備観光課では、魅力あるまちづくり総合整備計画検討委員会を設置し、その事業の一つとして地域公園の整備を計画しておりますので、こちらのほうとも調整をしながら進めてまいりたいと思います。子育て中の保護者には切実な問題であり、子供たちが元気に伸び伸びと遊び、憩える場の確保は重要であると思いますので、早急に設置できるよう努めてまいりたいと存じます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 何だかすごくいろいろな支援計画、それから公園を整備するという話がされました。私が町会議員になって、前に蔵宮団地のときにも質問したのですけれども、それは公園にはなりません、分譲住宅のほうになってしまいました。そして、これは地域を長瀬地区内と言いましたけれども、上長瀬とそれから宝登山地区あたりには遊び場というのがないのですよね。こちらのほうに入っていきますと、第一小学校、たけのこ、それからひのくち館だとか、いろいろ学童もありますし、それからあとの近辺にも幾らか遊ぶ場所があるのですけれども、こういうふうに見回しますと、上長瀬あたりには案外

ないというのが実情です。

ですから、この計画の中に、ぜひ上長瀬区だとか、長瀬宝登山区、その辺あたりは観光地も兼ねていますので、車の運転の未熟な運転手も多いと思います。地域の人なら、横から人が飛び出してくるからということもありますので、安全な場所で遊ばせたい、そして次の子供を産みたいという親御さんがすごく多いので、そのことについて支援計画だとか、後期計画の中に地域をちゃんと指定して入れてもらえるかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援計画等の計画の中に地域を指定した、場所が指定できるかというようなご質問の内容になるかと思います。具体的に場所がどこということは申し上げられませんが、できるだけそのような方向で計画を策定したいというふうに考えます。

以上です。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 振興計画だとか、後期計画、支援計画というのにつきましては、大ざっぱに地域を全体的にということが多いのですよね。ですので、今回は、これからの時代を担っていく子供たちです。これからの日本の国、長瀬町が、これから一生懸命頑張ってやってもらおう人たちに手を差し伸べなくてはならない事業かとも思いますので、やはり遊び場を設置してほしいと思いますので、ぜひ上長瀬区だとか、長瀬宝登山区、あそこら辺あたりを、ひとつその中でも重点的に、二重丸でもつけて計画をつくってほしいと再度お願いするのですけれども、もう一度、できるかできないか、それを聞きたいと思います。お答えください。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

今の時点で具体的にどの場所というのは、なかなか説明しづらくて困るのですけれども、計画を立てる際には、より具体的な内容のものを盛り込むように注意して進めたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 熱中症対策について、また健康福祉課長にお尋ねいたします。

記録的な猛暑が続いている毎日ですが、高齢者で熱中症にかかっている熱中症かどうか分からないために体調を崩していたという話を聞いております。

9月に入ってから猛暑が続きますと、夏ばてで体力が落ちてきている時期と重なり、熱中症の発症が一層心配されます。

そして、保健師が巡回訪問したことにより、大事に至らなかったケースもあるのではないかと思いますので、そのときの状況をお聞かせいただき、今後どのように対応していくのか、伺います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

ことしの猛暑により熱中症と思われる症状を発症した町民の方がいらっしゃるかということについては、町民の方から課への直接の報告はありませんが、情報は得ております。健康福祉課におきまして、熱中症対策を夏の重要課題と位置づけ、いろいろな対策を講じてきました。まず、広報7月号及び町のホー

ムページに注意を喚起する記事を掲載いたしました。次に、防災無線により外出を避ける、小まめに水分補給をする等の呼びかけを行いました。また、会議やイベント等の人が集まる行事に際しては、環境省が作成した熱中症対策のチラシを増刷して配布し、熱中症に対する注意を促しました。

さらに、保健師やケアマネジャーの訪問、また介護認定のための訪問調査等においても、巡回訪問する際にはチラシの配布や熱中症注意の呼びかけを行い、エアコンを使っていない家庭に対しては、スイッチを入れる等の具体的な指導を実施しました。幸いここ数日間は猛暑も一段落しておりますが、引き続き滞りなくチラシの配布や保健師等の訪問時の呼びかけなどの対策を講じる予定でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） よくわかりました。元気な高齢者が多くて幸いということで、元気なことはいいことですので、それでよろしいかとも思いますけれども、そうだったのだよという話も聞こえてきますので、質問しました。

それで、保健師が巡回訪問したことによって大事に至らなかったケースもあるのではないかと思いますけれども、保健師さんという仕事は、いまいちよくわからない気がしますので、保健師さんというのは、改めてお聞きするのですけれども、どのような仕事をしたり、それから各高齢者とか、そういう方に対して年に何回ぐらい家を訪問しているのか、わかったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

現在、健康福祉課に配属されております保健師は5名となっております。内訳を説明させていただきますと、健康担当として母子及び予防注射等の保健衛生関係を担当しておる者が3名で、地域包括支援センターに配属されております保健師が2名となっております。このうち1名は主任ケアマネジャーの資格も持っておりますので、1名が保健師で、1名が主任ケアマネジャーとして勤めていただいております。

それで、保健師の担当として、どのくらい訪問したかというふうな内容になりますけれども、健康担当の保健師3名については、主に母子、それと障害をお持ちの方、精神、知的の障害をお持ちの方、または成人の方の保健指導を主に行っておりまして、母子については、済みません。訪問した期間なので、これはことしの4月から8月までということで、ご承知おきいただきたいと思いますが、母子については、延べで74件、障害をお持ちの方、精神、知的の方の訪問が24件、成人の方の訪問が12件で、延べで110件という数字になっております。

また、地域包括支援センターの保健師及び主任ケアマネですけれども、行政報告書の中に介護予防のマネジメント事業ということで載せさせていただいている数字が、たしか1,219件だと思います。これは介護保険上のケアマネジメントに係る訪問が1,219件ということですので、このほかに高齢者の方の個別な相談ですとか、その対応は、この数字以外の数字がまた出てくるということで、ご承知いただければと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 保健師さんというのは、私が勉強不足だったのですけれども、保健師さんというのは、予防注射のときに保健師さんがいるから、予防注射のほうで日にちをとられてしまうから、巡回だとか何とかというのは少ないのではないかなと思ったから質問したわけなのです。町民の方も、保健師さんというのは、予防注射だとか、それから3歳児の健康診断だとか、6カ月児健診のとき以外で、巡回

というのは、いつしているのだいということも言われましたので、どうなのかなと思って、保健師さんの役割というのは、どういうのかなというのでお聞きしました。よくわかりました。ありがとうございます。

次に、町税徴収の取り組みについて税務課長にお伺いします。決算認定に当たり、平成24年度は不納欠損処分をする前に差し押さえ等を実施したかどうか。実施した場合は、その件数と金額を教えてください。また、歳入における町税は最も重要な町の自主財源であり、徴収は何人も公平かつ公正に扱わなければなりません。今後、町税の徴収についてどのように取り組んでいくのか、伺います。よろしくお願いします。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

平成24年度決算において、不納欠損処分を行う前に差し押さえ等を行ったのか。また、差し押さえを行った場合の件数と金額についてのご質問及び今後の町税に対する徴収取り組みについてのご質問でございますが、平成24年度におきましては、納税者の方が納期限までに納付されない場合には、納税コールセンターによる電話催告を行いました後、地方税法に基づきまして督促状を発送いたしました。その後、納税相談の実施や催告書、差し押さえ予告書の送付等々とあわせまして預貯金や生命保険、不動産等の財産調査や勤務先への給与照会、転出者の方につきましては、転出先の市町村等に滞納者の実態調査を実施しております。また、町県民税の高額滞納者に関しましては、県と町との共同による徴収も行っております。このような対応の後に、平成24年度に実施いたしました町税と国保税を合わせました差し押さえ件数は27件、差し押さえ税額は4,826万8,000円でございます。

内容につきましては、預貯金を4件、国保税2人を含む3人、差し押さえ税額は756万2,000円でございます。また、所得税の還付金を20件、国保税9人を含む20人でございます。差し押さえ税額は3,784万円でございます。さらに、自動車を3件、国保税1人を含む3人でございます。差し押さえ税額は286万6,000円でございます。また、不動産に係る交付要求を2件、国保税を含むお二人の方です。要求税額は1,240万円でございます。

処分停止につきましては、6件6人で、停止税額は170万6,000円を処分停止いたしました。内容でございますが、生活困窮に係る処分停止を3件、国保税2人を含む3人の方でございます。停止税額は49万2,000円でございます。また、所在不明に係る処分停止を3件、国保税1人を含む3人の方でございます。停止税額は121万4,000円でございます。

次に、今後の町税の徴収取り組みについてでございますが、現年課税分の未納をなくすことを主力といたしまして、昨年度に引き続き納税コールセンターからの電話催告や口座振替の推進、催告書送付時に使用する用紙や封筒の色を変えるとともに、きめ細かな納税相談を実施し、財産調査を十分に行いまして、納税資力がなく、滞納処分ができる財産がないものを滞納処分の停止を行い、納税意思がなく、自主納付が見込まれないものや、納税誓約が不履行のものにつきましては、滞納処分手続を積極的に実施するなど、滞納の原因や滞納者の個々の実情に即した滞納整理を図り、法律に基づく適時適切な対応に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 今、税務課長の答弁を聞きまして、本当にこのところ、随分きめ細かくいろいろなことで頑張ってやっているのはよくわかりました。ですので、決算書の11ページの町税、全部の不納欠損額が227万6,515円で済んだのだと思います。この中を見ますと、不納欠損に上がってくる会社とか何

かにつきましては、町税につきましては、どこかに行ってしまっているとか、それから法人では法人がなくなってしまうというのが不納欠損に入ってきているかと思います。固定資産税についても166万3,000円という金額ですけれども、どこへ行ってしまっているかわからなくなっている、差し押さえですとか、抵当というそちらのこともあるかと思うので、そのところは不納欠損の金額も年々少なくなっていて、今回もすごく少ないので、税務課が、これだったら町民の方も税金を支払うのに、このくらいではしょうがねえやなど、要するにここに書いてありますように、全ての人間は平等につくられていますので、それで平等に扱ってほしいというのですけれども、ここに書いてある不納欠損額は、今回のを見ますと、ごまをするようすけれども、頑張っってやってもらっていますので、この金額は、また来年は少しでも127万円とか220万円ぐらいの不納欠損額でやっていただけるように努力してほしいなと思います。本当に頑張っってやっているので、偉いと思います。お褒めの言葉を述べて私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（野原武夫君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時33分

再開 午後1時45分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（野原武夫君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第31号から議案第40号までの10件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第5、議案第31号 町長等の給与の特例に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第31号 町長等の給与の特例に関する条例の提案理由を申し上げます。

厳しい財政状況を考慮し、町長等特別職の給料月額を私の任期の間減額したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第31号 町長等の給与の特例に関する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由にもありましたとおり、当町の厳しい財政状況を考慮して、町長、副町長及び教育長の給料月額を減額する条例でございます。

2つの条で構成されておりますが、最初に第1条でございますが、町長と副町長の給料の額の特例につきまして定めたものでございます。町長の給料月額は、町長及び副町長の諸給与条例第3条の規定にかかわらず、第3条で定める給料月額から、町長にあつては、その100分の50に相当する額を減じた額「70万円」から「35万円」に、副町長にあつては、その100分の10に相当する額を減じた額「55万円」から「49万5,000円」とするものでございます。

なお、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、もとの条例に定める額とするものでございます。

次に、第2条でございますが、教育長の給料の額の特例につきまして定めたものでございます。教育長の給料月額は、教育委員会教育長の諸給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、第3条で定める給料月額からその100分の15に相当する額を減じた額「54万円」から「45万9,000円」とするものでございます。

なお、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、もとの条例に定める額とするものでございます。

附則でございますが、この条例は平成25年10月1日から施行し、町長の任期であります平成29年7月28日限りで、その効力を失うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 町長の公約にもあるというふうなことで、このような条例改正ということで出されたのだと思いますが、基本的なことで、私は給料は、公約に掲げたから仕方ないかもしれませんが、100%支給で100%、120%の仕事というふうなことは、町民が望むものではないかなと思うのが1つ。

それから、副町長と教育長の減額の割合が、ちょっと違っているのは、なぜかというところが1点。

それから、これをやるよりも町職員の精選ということで、要するに厳しい財政状況であるというようなことを乗り切っていけるのではないかと思います。役場職員の適正人数というところで、長瀬町は皆野町と、私が調べたときは同じだったのですよね。同数だったので、町規模はちょっと違うということもあって、そちらのほうを優先してやっていけるのではないかなということで、この条例は、私は反対意見を述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、副町長と教育長の減額率が違うというお話に対してご回答申し上げます。もとの条例から減額した額、支給額のほうで考慮させていただきました、当初でも申し上げましたが、副町長が49万

5,000円、教育長が45万9,000円という形で、もとの条例に余り差がないものですから、こういう形で減額率、下げさせていただいております。よろしくお願いいたします。

「もう一点、職員の人数を減らしていくことで対応できないかという質問」と言う人あり]

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

職員の適正化というお話でございますけれども、今後、来年度からですけれども、5年間のうちに職員が、退職の対象者が大分多くなってまいります。そういった中で、例えば5名退職されるから5名入れるというのではなくて、自然減の状況に今後はなっていくと思います。ということは、当然年齢の高い方がおやめになるわけですから、年齢の低い方がお入りになるということは、職員の給与は減になるという、そういうことになってまいります。

100%いただいて120%の仕事というお話でございますけれども、私も50%に減額するから50%しか仕事はしませんということではございません。当然与えられた仕事はしっかりやらさせていただきますので、そのところはご了解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 今お話があったのですけれども、私は先ほども申し上げたとおり、これは高いのですかね、70万円は。安いのですかね、その辺をちょっと。高いから35にするのか、教育長の給料も高いから下げるのかと。そういうことなのですか、これはどうなのですか、その辺をはっきり答えていただけますか。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 質問にお答えいたします。

最初に、先ほどの質問にも関連しているのですが、副町長の給与の条例は、平成23年に副町長は就任しておりますので、そのときに近隣の状況等を踏まえまして、額を定めさせていただきました。その関係もございまして、先ほどの額ということで、率等も示させていただいたものでございます。

あと、ほかの郡内の状況、全て減額を行ってございます。高いのか安いのか、下げればいいのかどうかというのは難しい問題ではありますが、平均しますと、40万円から50万円後半ぐらいが郡内の町村の状況でございます。期末手当等を含めますと、600万円から1,000万円近い首長さんはいらっしゃいます。

また、町長とか教育長の給料の条例につきましては、改定しておりませんので、この辺は特例条例とは別の形で検討していく必要性はあるのかなと感じておりますが、現時点での郡内の状況は給料月額40万円から50万円後半ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 70万円が高いから35万円にするということではないのだよね。どうですか。いずれにしても、村田議員からも話があったとおり、半分にしたら半分の仕事しかないのだというのは、ある一定の評判も出ていたのですよ、実際。それでは困ると。だから、私なんか仕事している関係上、100万円でもいいのではないかと、働けば。それ以上70万円でも働いてとってくださいよということを言いたいわけですよ。だから、高いから下げたのだというのだったら、この条例を改定して35にすればいいではないですか、3年間。今度はやるのですけれども、70は下げないのでしょうか、結局。期末手当も70の査定でいくわけでしょう。それを並行していくと、最後の退職金までいくわけですよ。退職金が、1期やった町長さ

んは幾らと出ているのですよ。そうすると、相当な額が町長さんもいく手はずにもなるわけですよ。そこまで言うと、金のことだから、言いたくないのだけれども、実際は町民の方は知らないと思うのですね。35だからいいやといったら70で期末手当は出るわけですから、そうすると計算していけば、そんなに安くはないのではないのということにもなるわけですよ。それは選挙のときの町民との公約でそうなったのか。だから、私は高いから35にしたのだというのであれば、ずっと35でいけばいいではないですかと思うわけです。

次の町長は大変だと思うけれども、この間、実は飯能市の市長が条例を出した。そしたら否決されました。大幅カットするということで、市長にはなったのだけれども、実際は20%のカットということで議会に出したら否決されましたよね。何で否決されたかということ、そんな生易しいことではないと、大幅カットするのだったら、選挙公約でやったからには、もっとちゃんと下げろよと、思いっきり下げろということで、これは否決されてしまったのだけれども、小鹿野町もそうだった。前はそうだったけれども、今度の福島さんはちゃんととっていますよ、70万円。それでもいいのですよ、やれば。要するに、これを下げるとするのは、選挙目当ての公約だったら、これはいけないなと思っております。いずれにしても、35万円で一生懸命やるということであれば一生懸命やってください。そういうことで終わります。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 齊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

選挙公約というお話が、先ほど来から出ておりますけれども、選挙公約と言われてしまいますと、それはそれになってしまうわけでございますけれども、私がなぜ50%カットを打ち出したかと申しますのは、一般質問の中でも言わせていただきましたとおり、不耕作地、遊休農地をどういうふうにしていったらよいかという中で、ソバをまいたり、花でも植えたりというようなことに、それを使いたいという、これは当然一般財源化されますので、特別にそこに使いますということははっきり言えませんが、私の当時の気持ちといたしましては、そのカット分をそちらに使いたいという思いで、そちらのほうを出させていただきました。私としては、決して選挙に勝つための公約ではございませんので、そのところはご理解いただきたいと思います。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、質問をさせてもらいます。

私は一般質問で、この給料50%カットを取り上げて質問させてもらいました。今、町長の答弁でいくと、私、一般質問した答弁をいただいた中で、ちょっと違ってくるニュアンスで聞こえているのです。財政健全化を、長瀬町の財政がきついから50%にするのだというのであれば、副町長を誕生させるときに戻って、その理由は前町長が、体力が低下になってしまったので、副町長をつくりたいということで、あの議会は通っていったというのは、これは間違いないと思います。

今聞いていると、よその町村がこうだから、高いか安いかを議論していますけれども、本来八百屋ではないのだから、そんなによそがどうだから、うちがこういうふうにするのではなくて、この給料50%カットというのは、町長選挙の公約で出てきた話なのであって、これは間違いのないですよ。だから、今いろいろな議論が出てきて、給料満額70万円もらったっていいのだ、一生懸命仕事をすればいいのだという、これが本当に正しい議論なのです。それを50%カットすると言ってきたから、私も一般質問で取り上げさせてもらったけれども、本当に財政が、財政がというのであれば違う道をとりませんか、町長。いかがですか。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員さんのご質問にお答えいたします。

今別の方法をとりませんかというお話でございますけれども、一般質問の中で村田議員のほうから出てまいりました、農業に対する補助金が非常に少ないというお話をお聞きいたしました。その中で100万円ぐらいしか今回は出ないのですよというお話を村田議員がしておりましたけれども、私は女性として、やはりきめ細かなということをうたわせていただいております。その中で女性として何ができるかなと思ったときに、そういったところに目を向けたい。そういうような思いの中で、長瀬町におそばを食べに来たときにソバの花を見て、さすがに長瀬はそばの街なのだな。また、美しい花を見て、花の町長瀬なのだなと思っていただきたい。そういう思いの中で、このカット分をそちらに活用できないか。選挙のときのリーフレットですとか、そういうものをしっかりと読んでいただきますと、その分をそちらに使わせていただきますよということをはっきりうたわせていただいて選挙を戦ってまいりました。そこのところもぜひご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今言っているのは、50%カットして、その50%は花の種を配布するというのは、私も聞いて、えって疑いました。給料50%カットするのだったら、そんな目的をつけたのでは何のカットにもならない、目的でそれやったのでは。だから、50%カットを私も今回取り上げて言っているけれども、財政が大変だから、大変だからと。前の町長にも言ったけれども、次の予算を組むときに、ことしは組んであるのだから、次のときにそれをやればいいではないですか。さっき2番議員に答えたのは100万円しかないから、私が給料を下げて、それをつけるのではなくて。その次の年に予算をちゃんとしっかり組めばいいではないですか、そんな50%カットなんて言わないで。だから、私も50%カットというのを条例で出してきたことに関しては評価をしますが、いろいろな理由を聞いていくと、これは納得するわけにいかないなと今自分で思っています。

そんなわけで、もう一度聞きますけれども、よその町村がどうあれ、こうあれではなくて、副町長だって、教育長だって、適正な給料で来ているのだったら、それでやればいいのですよ。町長は50%、自分の給料をカットするというのは自分だけやればいいのですよ。給料が適正かどうかは別として、私が言うのは、そんなに財政が大変だと思っているのだったら、前町長が県に行っても褒められた、どこへ行っても褒められた参事制度、1万2,000円でできるのだ、1人1万2,000円で3人で3万6,000円と言っていたのですよ。そしたら結果、全然違っていたというのが、この議会に出てきた。これが正直な話なのだから。本当に財政が大変で、給料50%カットしたいのだというのだったら、そういう道がとれるのではないですかということなのです。これは幾ら聞いても同じ答えになるのだったら、しょうがないけれども、もう一度お答えしていただいて、お願いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） よその町村云々というのは、先ほど齊藤議員のほうからの質問の中で総務課長からお答えさせていただきました。私に向けられたわけではございません。

それから、420万円の使い方でございますけれども、村田議員のときにご説明させていただきましたけれども、やはり人件費というものがかかってまいります。これをシルバーさんをお願いする、その中で、このお金を活用させていただきたいというのが私の思いでございますので、そこのところが、なかなかご理解いただけないのかなという今思いがしておりますけれども、そういった中で来年度の予算に組み込め

ばいいのではないかというお話をいただきましたけれども、女性として、やはりきめ細かなという部分の中で、私の思いをこの中に入れさせていただきたいというのが私の本音でございますので、そのところをお酌み取りいただきたいと思います。

〔「よくわかりました」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

6 番、大島瑠美子君。

○6 番（大島瑠美子君） これは釈然としないということは、選挙公約の50%というのだから、町長だけ50%カットすればいいわけなのです。それを何で副町長と教育長が道連れにされてしまうのかなと思いますので、それをちょっとお答え願いたいと思いますけれども、そのところを。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のご質問にお答えさせていただきます。

教育長、副町長まで道連れにしないでいいのではないかというお話でございますけれども、ある程度のバランスというものを考えまして、お二人にご了解いただいたところでございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

5 番、関口雅敬君。

○5 番（関口雅敬君） 一般質問から、この議案が出てきて、今質問させていただきましたが、私は、この50%カットに当たり、財政が大変だというのであれば、それなりの道を選んでいただければ、この先のこともつながっていくと思います。

よって、この案については反対をしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 次に、賛成討論を許します。

3 番、板谷定美君。

○3 番（板谷定美君） 私は、この条例に対しては賛成いたします。町長選挙の公約でもあるし、また町長が思い描いている町政を実施していただくためにも、ぜひ必要と思われるので、私は賛成いたします。

○議長（野原武夫君） ほかに。

2 番、村田徹也君。

○2 番（村田徹也君） 私も、この条例に関しましては反対をしたいと思います。公約にあるなしということではなくて、100%でやってもらうと、120%の仕事をやっていただくと、それでいいのではないかと。とにかく理由といたしましては、やはり財政が逼迫しているというようなことであって、このカットしたのを花とか、ソバとかということなのですが、その具体性がないのですよね。例えば花を私のほうに配られて、それを配るとか、そういうことになっても、実際にそれができるのかなと、そういう不安があるので、本当にそれが実現できるかわからないので、私としては反対です。

以上です。

○議長（野原武夫君） ほかに賛成討論の方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 町長等の給与の特例に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野原武夫君） 起立多数。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第6、議案第32号 長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第32号 長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター条例の提案理由を申し上げます。

高齢者の介護予防及び障害者の自立支援を目的とした共生施設の建設に伴い、長瀬町高齢者障がい者いきいきセンターを設置したいので、この条例案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、議案第32号 長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、高齢者の介護予防及び障害者の自立支援を目的とした共生施設の建設に伴い、長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター条例を提出するものです。

それでは、内容についてご説明申し上げます。議案第32号をごらんください。

第1条は、この条例の趣旨を定めたもので、地方自治法第244条の2の規定に基づいて長瀬町高齢者障がい者いきいきセンターの必要な事項について定めるものです。名称については、地域介護・福祉空間整備等交付金を活用させていただいておりますので、交付金の趣旨に沿ったもの、また利用される方々への思いを込めまして、この名称とさせていただきました。

第2条は、設置について定めたもので、長瀬町大字長瀬59番地に設置しようとするものです。

第3条は、施設について定めたもので、いきいきセンターに集会室、作業室を設けようとするものです。

第4条は、業務の内容について定めたもので、（１）から（３）に掲げる各号の業務を行うものです。

第5条は、指定管理者による管理を定めたもので、目的達成のため、指定管理者にいきいきセンターの

管理を行わせるものとするものです。

第6条は、利用時間及び休館日について定めるもので、次のページの表にお示ししたとおりで、利用時間は午前9時から午後5時までとし、休館日は長瀬町の休日を定める条例に規定する日とし、ただし書きでは、指定管理者が必要であると認めるときは、町長の承認を得て、変更することができるとするものです。

第7条は、利用対象者を定めたもので、利用することができるものは、(1)から(3)の各号のいずれかに該当する場合とするものです。

第8条は、利用許可を定めたもので、第1項では、いきいきセンターを利用しようとする場合は、指定管理者の許可を受けなければならないとし、第2項では、許可してはならない項目を1号から3号まで定め、3号では、許可をする場合、必要があるときは、利用について条件を付することができるとするものです。

第9条は、利用許可の取り消し等を定めたもので、第10条は利用料金を定めたものです。第1項は、利用者や支援法のサービスを受けた者は、期日までに利用料金を納付しなければならないとし、第2項で、利用料金は指定管理者の収入として収受させるものとするものです。第3項では、集会室の利用料金は1回2,000円とし、第4項では支援法のサービスを受けた者の利用料金を定めたものです。第5項では、利用に要する費用として指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるもので、第6項では、利用料金は、還付しないとし、ただし書き以降は、理由があると認めるときは返金できるものとするものです。

第11条は、利用料金の減免を定めたもので、第12条は特別の設備等の承認について定めたものです。

第13条は、指定管理者の公募等を定めたもので、指定管理者になろうとする団体を公募するものとし、特別な理由がある場合は、この限りではないものとするものです。

第14条は、指定管理者の申請について定めたもので、指定管理者の指定を受けようとするものは、町長に申請を行うものとするものです。

第15条は、指定管理者の選定等について定めたもので、第1項では、指定管理者の申請があったときは、(1)から(5)の各号のいずれにも該当するもののうちから、最も適当と認められるものを指定管理者の候補として選定するものとし、第2項では、公募によらず指定管理者の候補者を選定するときは、前項各号に基づいて総合的に判断を行うものとするものです。

第16条は、指定管理者の指定について定めたもので、地方自治法第244条の2第6項に規定する議会の議決を経て指定管理者の指定をすることとするものです。

第17条は、指定管理者の業務の範囲を定めたもので、(1)から(5)の各号に定めた業務を行うものとするものです。

第18条は、協定の締結について定めたもので、指定管理者を指定したときは協定を締結しなければならないとするものです。

第19条は、業務報告書の聴取等を定めたもので、第20条は指定の取り消し等を定めたもの、第21条は事業報告書の作成及び提出を定めたもの、第22条は原状回復について定めたもので、第23条は損害賠償について定めたものです。

第24条は、情報公開について定めたもので、第25条は個人情報の保護について定めたものです。

第26条は、委任について定めたもので、必要な事項は規則で定めるものとしたものです。

次に、附則でございますが、この条例は平成26年4月1日から施行し、第13条から第18条の規定は、公

布の日から施行するものでございます。指定管理者の公募から協定の締結につきましては、開設に伴う事前の準備を行う必要があるため、このような取り扱いを行うものです。

以上で議案第32号 長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター条例の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） この条例について一番肝心なことをお聞きします。

第5条、「指定管理者による管理」と書いてありますけれども、この指定管理者による管理ということは、町で委託料を払うのですか、払わないのですか。指定管理者にするということになってくると、町で委託料を払うということになってくると、指定管理者なんか要らないよねということになりますよね、それをちょっと、払うか払わないか。それで、大体幾らを予定しているのか、それを聞きたいと思います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 指定管理料をいかに払うのでしょうかというふうなご質問の内容になるかと思います。委託料は、今のところ考えておりませんが、管理していただく費用がかかりますので、その管理料を支払う計画ではあります。

〔「幾ら」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） 額については、粗い試算でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） 今のところ、ざっとで300万円程度……

〔「委託料で300万円を払うということになってくるよね。字は違うけれども」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） 指定管理料です。

〔「議長、質疑は回数でやる」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） 以上です。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） お金のことをすごく言うのですけれども、これからつくと、20年も30年もそれがある間はずっと続くわけなのです。それで、指定管理者とか、町でやっている委託料と大体同じような、似通った問題かと思うのです。昔の清流苑とか、保健センターに今行っている、社会福祉協議会が入っているとき、給料として払えばいいのですけれども、今度は指定管理といって、そして指定管理者の公募とあって第13条に書いてあるのですけれども、これは「町長は、指定管理者になろうとする団体を公募するものとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない」というのですけれども、これは長瀬町で指定管理者になる団体ということになると、大体どこがあるのかなというので、そのところも問題かと思うので、そこもお聞きしたいと思って、町のほうでは、これをつくるというときには、大体どの団体にすればいいやぐらいで多分してあると思うのです。だから、そのところをちょっと聞きたいのですけれども、私たちがなりたいたいといっても、すぐならせないということになりますものね。そうだから、そのところをちょっと聞きたいと思います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

どのような団体を想定するかというようなご質問になろうかと思います。条例では、特に法人さんの内容については明確に出てはいませんが、想定する法人さんについては、社会福祉法人さんとか、NPO法人さんを考えております。

以上でございます。

〔「私はこれでいいです。次の人を」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 私が一番最初に言いたかったのは、観光情報館の二の舞になるということで、健康福祉課長にお聞きをします。

委託料はわかりました。約300万円という金額ということであります。それから、例えばこの施設を使用する団体等は、障害者の共生施設ということで、前回も私はお聞きをしましたが、どんな施設の方が使うかもわからないで、今NPO法人になるか、そういう団体等今2つ並べましたけれども、例えばそういう団体が手を挙げなかった場合はどうするのですかと、そういう話になっていきます。

それから、委託料を、私は要らないという理由は、原状回復ということで、第22条に当たるのでしょうか。この原状回復がついてあるのであれば、例えば障害者の施設を貸しても、お年寄りのいきいきセンターですか、そういう高齢者の団体に使わせるにしても、委託金は要らない、指定管理をしてもらう必要はないのではないかと思いますのですけれども、いかがですか、今の3点ぐらいありますけれども。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

指定管理の応募がない場合はどうするかというようなご質問があったかと思います。それについては、条例の第13条で指定管理者を公募によって定めますよというふうなことで、ご説明いたしました。どうしても応募がない場合も考えられますけれども、その場合は町長が、失礼しました。条例第13条に指定管理者の公募が定められているので、これに基づいて行うわけですが、どうしても応募がないような場合は、ただし書きでありますとおり、単独で団体とのやりとりも考えられるかなと考えております。以上でございます。

残りの2点については、もう一度ご質問いただけますでしょうか。

〔「いいよ、それで」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） 2点について質問があったと思うのですけれども、それについて確認をさせてもらいたいと思うのですけれども。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、仕切り直して、もう一回やります。

今言うように手を挙げる団体がなかった場合は、関係者でやるというのであれば、それでいいのではないですか、最初から。300万円払う必要、さっきも条例で、町長の給料50%カットするほど財政が困っているときに、何で300万円も最初からつけて指定管理者制度をやるのか、私にはちょっとちんぷんかんぷんでわからないのですよ。一方では、町長の給料を50%カットしてでも財政の立て直しをしたいということをしているにもかかわらず、今度は共生施設で指定管理者制度をする。しかも、300万円程度のお金を委託金として見込んでいる。観光情報館がいい例であって、私は、こんな小さい施設に指定管理者制度なんて要らないと思いますよ。今言うように応募がなかった場合は関係者でやってもらえばいいだけで、1時間経って、うたってあるやつでやってもらえばいいのではないですか。私は、そう思いますよ。

わざわざ指定管理者制度をつくって、300万円をどこかの団体にやりたい、そういうふう聞こえるのですよ。だから、これが障害者の団体に300万円やりたいのだと、障害者の作業所だからやりたいのだったら、最初から言ってもらえれば、障害者だったら、私はやってもらってもいいと思いますよ。障害を持っていて、作業をして助けるのなら。だけれども、そうではないところに300万円、指定管理者になってもらって運営してもらおう、そんなのは要らないと思いますよ。だったら、社協でも入れればいいではないですか。社会福祉協議会をもとに戻しましょうよ。そのほうがよっぽどきれいではないですか。私は、根本的にあるのは、この指定管理者制度を使うほどの建物ではないと、施設ではないと。こんな小さな運営は、指定管理者制度を使わなくたって管理はできるから、300万円、そこでカットしたほうがいいではないですか。町長の給料も35万円で12カ月だから。大体同等になってきますよ。いかがですか。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

指定管理の管理料を支払うのはどうかということですが、必要な経費は町のほうで当然用意するのが妥当だというふうに考えておりますので、今のお話をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 中畝課長のときに観光情報館を、やはり指定管理者制度を出してもらって、私、中畝課長が憎くて言うわけではなくて、指定管理者制度はちょっとやらないほうがいいのではないかなというのがあるのです、指定管理者。300万円つけてまで指定管理者になってもらう必要はないのではないかと。繰り返しになりますけれども、財政のことを考えたら、その指定管理者にしないで、障害者の作業スペースは障害者に貸して、高齢者の憩いの場は高齢者に使ってもらう、届け出でいいのではないですか。さっきも言うように公募で指定管理者制度に手を挙げる人が誰もいなかったらどうするのですかといったら、その関係者でやってもらえればいいというのだから、最初からそのほうがいいですよ、そうすれば300万円浮くのだから。

私が言いたいのは、指定管理者制度は、こんな小さいスペースでは要らない。作業所だって運営してどうこうするには障害者の、そういう指導員の人もついて作業所を運営するのだし、高齢者が、さっきもいろいろ出てきましたよね、カラオケやったり、何やったり、お茶飲んだり、生き生きできればいいのだという話でいけば、そんなにいなくたって大丈夫なのだから。元気モリモリ体操でもやるときには、さっきも言うように長瀬町から、健康福祉課から担当者が行ってやるのだから。あとは借りる人は、無断で借りる人はいないのだから、何か壊れたとかあったら原状回復のところであらうとあってあるのだから、それで大丈夫だと思うので、指定管理者制度を無理につくらないほうがいいのだと私は思うので、もし中畝課長から何かあるのだったら、済みませんが。私も今度賛成か反対かをやらなくてはだから、しっかり理解をしてやりたいと。観光情報館の場合は、ちょっとごちゃごちゃして、私も初めてだからいいだろうということで認めてしまったことがあるので、特に指定管理者制度をお聞きして、賛成か反対かをしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者制度をなぜ行かということだと思いますけれども、今回の事業では、前の議会でもちょっと触れさせていただきましたけれども、作業所として就労継続支援B型の作業所が運営ができればという

ふうに考えております。運営する際には、直営の場合と今回行いう指定管理の場合の2通りの方法がありますけれども、直営の場合ですと、そこに職員を配置しまして、B型ですと、約三、四名の職員を配置するというような勤務体制になろうかと思えます。この場合には、職員の採用が必要ですし、障害者の方を受け入れるというようなことで、専門的な知識も必要だというようなことがありまして、町の職員でそれに対応できるかという、そこはなかなか難しいかなというふうに考えます。そこで、指定管理者制度を活用させていただいて、専門的な知識、人材のある団体に応募いただいて、その方に運営をしていただいたほうが、今回の事業として適当ということで、この条例を提出させていただいたものです。

以上でございます。

〔議長、1回余計になるのですが、いいですか。だめならいいですよ〕と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 済みません。今、課長がおっしゃることは、よくわかるのですよ。今の答弁と、最初のときの答弁で内容というか、中身が、何かまた見えてきたのですよ、今の答弁で。今ここで聞いている人も、そうだと思いますよ。最初の1回目の質問、2回目の質問を聞いているときには出てこなかったけれども、今の答弁の中で、何人か職員が行かなくてはという話が出てくれば、それはお金が必要なのでしょう。それが何で最初から出てこないのか。中畝課長、私も首がちょっとこうなるので、あれなのだけれども、例えば今言うように障害者の作業場を提供するに当たり、どうしても長瀬町から職員が行って見ていなくてはだめな障害者にも作業所に貸すのか、あるいは障害者の作業所を運営するために、そういう指導員みたいな方がついてきて障害者をそこでさせるのか。私は、それを思っていたのです。

だから、前の議会でも、私は反対討論をさせてもらいましたが、そういう障害者のことが決まらないうちに建物だけ決めて、追加工事が出るのではないですかということで、私反対したのだけれども、内容が全然まだできていないのですよ。どこの団体が、例えば引率関係は整っている、そういうプロの人が、例えば長瀬町も障害者がいて、そういう方が使うのですよとわかっていればいいのだけれども、まだ全然わからない状況でしょう、今の話だと。作業スペースを提供しました、そこには誰か職員が行って、ついていて見てやらなければならない団体なのか、そういうのは要らないから、作業所だけ貸してやれば運営ができる障害者の方が使うのか。例えば高齢者なんていうのは、見守り隊は要らないでしょう。井戸の農村センターでもお年寄りが集まってお茶飲みしたり何だりするけれども、そういう教養型のお年寄りが使うのは、わざわざ長瀬町役場から一々行ってではないでしょう。だから、私が聞こうとしたのは、そういうことなのです。

委託金も300万円何がし、ちょっと粗っ削りでとって、ここでお認めになってしまったら、よく考えて、よく見たら600万円になりましたと言われたって、もう出てこないのだから、ここで可決してしまったら。私たちも反対か賛成かを、ここで手を挙げられるのは、この場でしかないのですよ。だから、はっきりとお答えをいただかないと、ここで変な、わけもわからないような、そうかい、みんな立つから俺も立つか、ちょっと疲れたから立つかなんていうのはわけが違うのだから。もう一度しっかりそこを答弁してください。もしあれだったら絵を描いて説明してもいいのだけれども、わかりやすくね。時間は関係ないのだけれども、長くてもいいから、わかりやすくやってくんない。

○議長（野原武夫君） 副町長。

○副町長（平 健司君） それでは、中畝課長の補足を関口議員の質問にさせていただきます。

私も専門性はないので、細かいことは課長が説明するかと思うのですが、今回の公募については、就労継続支援B型の運営という、いわゆる軽作業、食品類製造、外作業、屋内清掃などの軽作業をやる就労継続支援B型の運営を予定しているところでございます。そのB型を行っている秩父郡市内、それと寄居町にも長瀬町から障害者が今お世話になっていまして、その秩父郡市内と寄居町の中から指定管理に応募いただけないかということで、今作業を進めているところでございます。

ちなみに利用の状況なのですが、平成26年には秩父の特別支援学校卒業見込みの方は12人、平成27年が11人、平成28年が16人、数字上では就労先が平成29年4月には満員になってしまうと。今、長瀬町には施設がございませんから、各秩父郡市内と寄居町のほうにお世話になって軽作業をしているところでございます。

応募があるというお話だったのですが、先ほどから課長が団体と言っているのが、就労継続支援B型の資格というのですか、そういうものを持っている団体に募集をかけたいということでございます。課長に聞いたところによりますと、興味を示している団体というのは、1から2団体、現在あるよというような話は聞いています。ただ、その1から2の団体が指定管理者制度に基づいて受諾するかどうかということは、まだわかりません。ただ、1つの団体が、うちとしては、こういう軽作業をやりたいよというときには、複数ない場合でも、単独でそこと交渉してみたいというような話を先ほど課長がしていたところでございます。

それから、指定管理者制度というのは、質の高いサービスの提供、経費の削減が図れると、可能性が高いというメリットが挙げられております。本事業では、就労継続支援B型の作業所の運営を予定しているということで、専門員というのですかね、その作業員に対する。専門性の高い事業なものですから、高い専門性とサービスの提供が必要になってきますので、そういう事業所を指定管理者制度に基づいて指定したいと、こういうことなのですが、ちょっと幾つも見ながらなので、はしょっていますけれども、また何回でも結構ですから、質問していただければお答えさせていただきます。

〔「もう一回いいですか」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 済みませんね、よくわからないので。今、副町長が答弁してくれたことはよくわかります。B型の団体がやるというのであれば、指導員の人件費もかかるということはよくわかるのだけれども、まだどこの団体も決まっていない状況で、これは指定管理者制度をここで、はい、わかりましたととっちゃって、約300万円かかりますといったって、そういう方がちゃんと来ればいいけれども、話が、交渉が決裂してしまって、いや、うちはちょっと無理だからって言われたときに、何かぽっと違う人が出てきて、町長に気に入られているから私がやりますとって、そういう人が、おいしいねって人件費を食べてしまう可能性だってなきにしもあらずだから。

だから、私は、はっきりと、この団体に、この人に指定管理をしてもらいますというのであれば、ここでいいことはいい、だめなものはだめってはっきり答えたいと思いますので、ちょっとまだ時期尚早ではないかという思いがしているわけなのです。私は、これで最後にしますから、次に答弁いろいろしても、私は、これで議長、ありがとうございました。

○議長（野原武夫君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 関口議員の最後のご質問にお答えを申し上げます。

指定管理者は、まだ公募していない、決まっていないということから、時期尚早ではないかというお話

ですけれども、先ほど課長のほうから一番最初に説明させていただきましたけれども、指定管理者の公募から協定までの締結については、開設に伴います事前の準備を行う必要があるだろう。公募したりいろいろなことがあって、来年の4月1日から運営するには、ここでお認めをいただきまして、その後着々と準備を進めたいと。こういうことで指定管理者が決まる前に、条例のほうを当然先行してお願いしている、こういうことでございます。

もう一つ補足させてもらいますけれども、指定管理者が決まれば、何条かちょっと忘れちゃったけれども、また議会のほうにお諮りして、議会の議決が必要だということは、どこかの課長の説明であつたかと思えますので、いずれにしても就労継続支援B型の団体が、この指定管理者として受諾したときには議会のほうにお諮りして、その団体でいいかということは、議事案件ですので、またお諮りをお願いしたいと、このように考えております。

○議長（野原武夫君） 4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） 1点だけお願いしたいと思います。

5区に清流苑を壊すときに町から来て説明いただいたときに、5区の人も使っていいのですよというお話をいただいたのです。この話を聞くと、5区の人使えなくなってしまうという話が気になったのですけれども、町長がいいですよと言えば使えるかもしれないのですけれども、最初から清流苑を壊す話をしたときに、いつの間にかいきいきセンターになってしまっ、その辺がちょっとわからないので、質問させていただきたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） ただいまの野口議員の質問に対してお答えさせていただきます。

行政区の5区につきましては、5区に集会所がないということなどから、第6条のただし書きを運用させていただき、使用させるものとするということで、この場合には料金はかかりません。最初から、そういうお約束になっていると思います。

それから、ただいま関口議員のほうからご質問がございましたけれども、3月議会のときに村田議員のご質問の中で、公募についてのご質問がございました。そのときに課長のほうから、「9月の中ごろから募集をかけたいというふうに考えております。その後、現地説明会や質問事項を受けまして、正式には11月あたりに申請を受け付けしたいという考えでおります。その後、選定委員会等を開きまして、指定管理者の決定につきましては、議会でお認めいただく必要がありますので、ことしの12月あたりを予定している状況でございます」という回答をしておりますので、そちらも加味させていただきたいと思います。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 質問ではなくて、文書表記の問題でちょっと言います。

第12条、「利用者は、いきいきセンターの利用に当たり」というところなのですが、これは「当たって」とか、そういう言葉遣いが正しいかなと思います。よく調べてください。

それから、第25条、下から3行目、「又はその取得の目的以外に利用してはならない」というのですが、「又はその取得の目的以外に利用してはならない」というのは、どこにかかって修飾しているのか、この文章がちょっとわからないのですが、多分「当該施設の管理に関し知り得た個人情報」ということなのかなと思うのですが、ちょっとこの文書表記はうまくないかなと。

あと1点、第16条の2行目、「議会の議決があつたときは」というところは、これは「は」は要らないのではないかと。「に」とか、「とき」とかいう点に句読点にすべきではないのかと。国語の専門家ではない

ので、よくわからないのですけれども、多分そういう扱いかなど。後で教育長に聞いてください。多分文
章的には間違いだと思います。

それでは、質問のほうに移ります。この名称なのですが、公募するというようなお話だったのですが、
一般的に長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター条例という非常に長い施設の名称なので、これはもう少し
しきのきいた、カットするのであれば長瀬町いきいきセンターだけのほうがわかりがいいし、条例として
は、これでいいのかもしれないけれども、それはなじみのある名称にしたほうがいいのではないかなと思
いますので、そこを質問します。

それから、関口議員の言っていた指定管理者ということなのですが、私は、これはそういう資格
のある団体と思っているのです。その団体が指定管理者になれば、お金が行くと。指定管理者は、その
お金は町から補助は受けるけれども、その運営とか、そういうことについて使用するということでもいいわ
けですよ。そうすると、例えばこの作業所というのは、障害者自立支援法というのに基づいて多分この
施設を運営するのだと思うのです。その中で利用料金というのですか、作業所の利用料金というのは明
記されていないわけですが、これは第10条のほうにあるのですが、これは障害者自立支援法の中で使った
人によって値段が違うわけですよ、通所する人によって。そうですよね。それでいいわけですよ。だ
から、経済的なものとかで、そうではないのですか。そのところをちょっと掌握しているかどうか。

それで、県で100分の25%出ると。そのほかの使用料については、使用料金とかについては、個人の収
入とか、家庭のですか、それによって差が出るという考えでいいわけだか、そのところ。

あと、期間があるのですけれども、原状回復のところですかね、第22条、「指定管理者は、その指定の
期間が満了したとき又は」云々とあるのですが、「指定の期間」というのは、別に規則で定めるというこ
とですか。そのところ、例えばある団体、さやか学園さんならさやか学園さんとかそういうところで借
りたと。その期間を限定して、この指定管理者はだめだと、それでかえることもある。例えば3年とか、
そういう期限つきの期間という意味になるのか。

あとは、一番問題なのは、私から見て、利用目的が作業所と、要するに老人とか、そういう人たちが集
まるということですよ。指定管理者になったところ、多分月、火、水、木、金と5日間の稼働ではない
かなと思います。例えば今、野口議員が5区は優先的ではないけども、5区だけではないかと思うのです
よね。そうすると、地区の集会所、土、日が多かったりとか、そういうことが出てくるだろう。そうした
場合には指定管理者がいなくなるわけですよ、多分休日は。だから、指定管理者になった人は、申請に
行ったりしたとき、その受け付けとかもやると、そういう業務を含めて、あそこそっくりを指定管理者
になるということなのかどうか、幾つも言ったのですけれども、それが私からの質問です。よろしく願
いします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、愛称の募集についての質問にお答えしたいと思います。施設の名称は、ご指摘になったように
かなり長いものになっております。施設の愛称については、これから公募してまいりたいと思います。理
由としましては施設のPR、あと親しみが持てる、また今までも使われていた名前でもありますので、そ
ういうことを加味しまして、愛称は募集していきたいというふうに考えております。

それと、もう一つ、条例の第10条、利用料金ですけれども、通常一部障害者の方がご負担いただくとい
うような定めになっていると思うのですけれども、所得調査によりまして、お支払いいただくか否かとい

うことが決められます。通常は、それによりまして、お支払いいただくようになるかと思います。

続いて、地区の集会所の関係ですけれども、地区の集会所の利用ですけれども、利用時間と利用料金等町長が定めるというふうなことでなっております。事前に指定管理者が町長に承認を得るというような条文もありますので、そういうところで5区が使いたい場合は、その辺で利用しやすいように配慮していきたいというふうに考えています。

第22条の関係ですけれども、指定管理の期間についてですけれども、これは募集する際の仕様の中で決めていきたいというふうに考えています。ほかの指定管理の期間等を見ますと、大体5年というのが多いので、5年を目安にやっっていこうというふうに予定しております。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） 失礼しました。1点、条例上の修正点についてご指摘を受けております。

3点について、一応法規審査等も通っておりますので、総務課等にも確認をとりまして、やらせていただきたいと思います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員の用字、用語等の使い方のご質問がございました。

まず、第12条の「利用に当たって」、第16条の「あったときは、」、この関係につきましては、うちのほうも条例を見させていただいて、現時点では間違いではないと考えております。法制執務の参考書等も見させていただいて、研究させていただきたいと思いますので、ご了承ください。

第25条、個人情報の保護の、どこにかかっているかということですが、当該施設の管理に関し知り得た個人情報を他に漏らしたり、その目的以外に利用してはならないということにつながっているものと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございますか。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） ちょっと聞きたいのは、集会所の利用料金は1回2,000円ということになっていますが、団体によっては値段が違うということ、先ほどそういうニュアンスで聞いたのですが、時間は1時間でも30分でも2,000円なのですか、1回。ということと、私はこの前も申し上げたのですが、平成26年4月1日から施行するわけですが、これの利用状況、これが始まったら、しっかりと利用状況を報告してください。というのは、ひのくち館もそうなのですから、つくったときの高齢者という部分に入っているのですが、だけれども、実際は高齢者は使っていないよね。ただ、違う人たちが入っているというのはわかったのだけれども、学童は使っています。ということなので、ひのくち館のほうも高齢者が使っているか使っていないか、そこら辺もちょっと調べて報告していただきたい。せっかくつくったものを有効利用するのが、これだけの建物なのですから、今度のもそうなのですよ。1億円近い大変なお金を出してつくるわけだから、出すわけだから、その辺無駄のないように。今、指定管理者が問題になっていきますけれども、そこら辺も含めて、しっかりと運営をしていただきたい。箱物というのは、ずっとかかるのですよ、費用が。これを心配するわけですよ。つくったからいいや、終わりではないのですよ。この利用状況にしても、今、野口議員が言うように区に対して、それはただでいいでしょう。だけれども、この団体についてはもらったり、暖房費、あるいは人件費、冷暖房がかかるわけですから、そういうものにつ

いてちゃんと把握した上で、こういうものを運営してほしい。平成26年からですから、それまでに我々もしっかり理解できるような説明をしてほしいなと思います。これは議会の議決がなければだめだと、私もさっき言ったとおり、賛成か反対かしなくてはならない。非常に重要な問題であるということが、簡単なことを言うようだけれども、そうではないのだよ、こういうものは永久に続くものは、ある程度真剣に考えないと、財政が大変なのだから、それを考えた上で、私は今申し上げております。

以上ですが、そのことについて、もしあれだったら、どなたか答えてください。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

利用料金の関係ですけれども、2,000円を徴収するかどうかというご質問だと思います。集会室について、利用団体等が独占的に使用するような場合に料金がかかるというふうに考えております。地元の高齢者の方が勝手に使っていただくときには利用料金はかからないというふうに考えています。

〔何事か言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） ですから、利用団体等が集会室を独占的に使うような場合に利用料金がかかるということで設けさせていただきました。

続いて、情報提供についてですけれども、これから団体の公募をする予定になっております。仕様書等を用意して募集することとなる予定になりますので、そういう仕様の中に情報提供をしっかりとするというような項目を入れさせていただいて、募集をしたいというふうに考えます。

また、利用料金についてのご質問だったと思うのですが、指定管理者は、あらかじめ町長に承認を得て費用を定めなさいよというような項目もありますので、この辺を使用させていただきまして、指定管理者が決まった時点で、町と管理者のほうと調整をして要望をお伝えしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 先ほど名前が高齢者障がい者いきいきセンターということなのですが、これは仮称ということ、長瀬町高齢者障がい者いきいきセンターということなのですが、公募して改めて名前を変えるようなことをちょっとおっしゃったのですが、これは変えるのですか。これは仮称なのです。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

愛称を募集したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「特別に1件だけいいですか」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 済みません、特別に1件だけいいですか。第7条の利用対象者というのですが、（1）、高齢者の介護予防事業に関わる者、常時大体何人ぐらいを予定していますか。それから、（2）、支援法第19条の規定に該当する者は、1日に何人ぐらい来ると思われますか。わかりますか。

年間300万円ぐらいお金を出すのに、実を言うと清流苑というのがあったのですよ。あのときは誰も使

っていなかった、実を言うと、本当に。年に数回、老人クラブの総会とかというだけで、あとは全然利用されてなかったということがあるので、お聞きするのですけれども、そのところ、常時大体予定というのがあるでしょう。それをわかったら教えてほしい。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

利用状況の予定人数がどうかということになるかと思います。作業所については、先ほど就労継続支援B型を予定するというようなことで、お話をさせていただいたと思いますが、今の予定ですと、定員を20名というふうなことで進めておりますので、多い場合には20人が利用されるということです。高齢者については、地域支援事業の1次予防事業等を積極的に今度の施設で実施していこうというふうに考えておりますので、全く使用がないということはないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 私は、ここで自信を持って賛成していくということができない理由として、まず指定管理をする方が、まだその規模もわからないし、どういう方が来るかもわからない状況で、金額、荒削りで300万円という答えぐらいしかもらってなくて、ここで胸を張って賛成をし、12月議会で公募が締め切れ、その方を認定するかどうか、待ってからでは遅いということで、ここで反対をしておきます。

○議長（野原武夫君） 次に、賛成討論を許します。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 第16条で、議会の議決によって指定管理者は指定されるというふうに私は判断いたしますので、とりあえず指定管理者を早目に指定してもらったほうがよろしいと思いますので、賛成いたします。

○議長（野原武夫君） 次に反対討論の方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野原武夫君） 起立多数。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第33号～議案第36号の説明

○議長（野原武夫君） 日程第7、議案第33号 平成24年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第34号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第35号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第36号 平成24年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第33号から議案第36号まで、平成24年度の各会計の歳入歳出の決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第1項の規定に基づき、去る7月30日、会計管理者から各会計の決算書が関係書類を添えて提出され、同条第2項の規定によりまして監査委員に決算審査の依頼をし、8月23日に意見書が提出されましたので、同条第3項の規定により議会の認定を賜りたく提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 各会計の歳入歳出決算概要について、会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（齊藤敏行君） それでは、平成24年度一般会計、特別会計歳入歳出決算書により各会計の歳入歳出決算概要を順次ご説明いたします。

表紙、目次の次の青いページをごらんください。平成24年度長瀬町一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額は34億2,795万8,720円、歳出決算額は31億8,621万7,958円、歳入歳出差引残額は2億4,174万762円でございます。

次に、1、2ページの一般会計歳入歳出決算書をごらんください。歳入決算は、表の一番上の欄にありますように、款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較で調製してございます。

3ページ、4ページをごらんください。歳入合計欄でございます。予算現額34億3,434万4,500円、調定額35億1,582万4,291円、収入済額34億2,795万8,720円、不納欠損額227万6,515円、収入未済額8,558万9,056円、予算現額と収入済額との比較638万5,780円でございます。

収入済額の主なものでございますが、1、2ページに戻っていただきまして、まず第1款町税の8億7,516万9,708円、第10款地方交付税の11億4,443万9,000円。3ページ、4ページをごらんください。第14款国庫支出金の2億272万556円、第15款県支出金の1億8,118万5,688円、第18款繰越金の1億9,559万190円、第20款町債の4億5,780万円でございます。

不納欠損額は、1、2ページの第1款町税の227万6,515円でございます。

続きまして、収入未済額でございますが、第1款町税の8,285万841円、第12款分担金及び負担金の児童保育費負担金31万7,600円、3ページ、4ページの第13款使用料及び手数料の住宅使用料1万3,300円、第16款財産収入の土地建物貸付収入4,315円、第19款諸収入の育英資金貸付金元利収入の240万3,000円でございます。

続きまして、歳出決算でございますが、5ページ、6ページをごらんください。表の一番上の欄にあります

ますように、歳出決算は款、項、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較で調製してございます。

次の7ページ、8ページをごらんください。表の一番下の歳出合計欄でご説明いたします。歳出合計欄の予算現額34億3,434万4,500円、支出済額31億8,621万7,958円、翌年度繰越額1億1,478万500円、不用額1億3,334万6,042円、予算現額と支出済額との比較2億4,812万6,542円でございます。

次に、支出済額の主なものでございますが、5ページ、6ページに戻っていただきまして、第2款総務費の8億4,790万1,105円、第3款民生費の6億9,729万4,812円、第4款衛生費の4億6,301万5,255円、第8款土木費の1億3,791万5,842円、7、8ページに移りまして、第10款教育費の2億8,228万2,024円、第12款公債費の2億7,050万3,967円でございます。

次に、106ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は34億2,795万8,720円、歳出総額は31億8,621万7,958円、歳入歳出差引額は2億4,174万762円で、翌年度に繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額の7,958万3,000円、事故繰越し繰越額の519万7,500円、計8,478万500円で、実質収支額は1億5,696万262円でございます。

続きまして、右のページの国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額は10億3,383万4,520円、歳出決算額は9億1,500万8,670円、歳入歳出差引残額は1億1,882万5,850円でございます。

歳入決算についてご説明いたします。109、110ページをごらんください。歳入合計欄でございますが、予算現額は10億2,586万5,000円、調定額は10億7,695万8,366円、収入済額は10億3,383万4,520円、不納欠損額は123万8,670円は国民健康保険税でございます。収入未済額4,188万5,176円は国民健康保険税でございます。予算現額と収入済額との比較でございますが、マイナスの796万9,520円でございます。

収入済額の主なものでございますが、107、108ページをごらんください。第1款国民健康保険税の1億7,057万8,829円、第5款国庫支出金の1億4,973万3,899円、第7款前期高齢者交付金の3億4,050万6,997円、第9款共同事業交付金の7,942万3,475円、第11款繰入金の4,582万3,096円、第12款繰越金の1億1,799万5,142円でございます。

続きまして、歳出決算についてご説明いたします。113、114ページをごらんください。歳出合計欄でございますが、予算現額10億2,586万5,000円、支出済額9億1,500万8,670円、翌年度繰越額はございませんので、不用額、予算現額と支出済額との比較は同額の1億1,085万6,330円でございます。

支出済額の主なものでございますが、111、112ページをごらんください。第2款保険給付費の5億5,686万2,017円、第3款後期高齢者支援金等の1億2,227万3,729円、第6款介護納付金の5,201万8,751円、第7款共同事業拠出金の1億91万6,323円でございます。

140ページをごらんください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は10億3,383万4,520円、歳出総額は9億1,500万8,670円、歳入歳出差引残額は1億1,882万5,850円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引残額と同額の1億1,882万5,850円でございます。

次に、右のページの介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額6億4,938万1,971円、歳出決算額6億1,966万1,221円、歳入歳出差引額は2,972万750円でございます。

141、142ページをごらんください。歳入決算についてご説明いたします。歳入合計欄の予算現額は6億4,915万1,000円、調定額6億5,083万1,571円、収入済額6億4,938万1,971円、不納欠損額は介護保険料の

7万260円、収入未済額は介護保険料の137万9,340円でございます。予算現額と収入済額との比較でございますが、マイナスの23万971円でございます。

収入済額の主なものでございますが、第1款保険料の1億2,635万6,490円、第3款国庫支出金の1億3,998万2,500円、第4款支払基金交付金の1億6,989万5,000円、第5款県支出金の9,589万1,305円、第7款繰入金の8,626万8,000円でございます。

143、144ページをごらんください。歳出決算についてご説明いたします。歳出合計欄の予算現額は6億4,915万1,000円、支出済額は6億1,966万1,221円、翌年度繰越額はございませんので、不用額、予算現額と支出済額との比較は同額の2,948万9,779円でございます。

支出済額の主なものは、第2款保険給付費の5億8,130万8,207円でございます。

166ページをごらんください。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は6億4,938万1,971円、歳出総額は6億1,966万1,221円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引残額と同額の2,972万750円でございます。

右のページをごらんください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額8,471万7,954円、歳出決算額8,284万947円、歳入歳出差引残額187万7,007円でございます。

167、168ページをごらんください。歳入決算についてご説明いたします。歳入合計欄の予算現額は8,708万4,000円、調定額8,533万5,844円、収入済額8,471万7,954円、不納欠損額は後期高齢者医療保険料の4,030円、収入未済額は後期高齢者医療保険料の61万3,860円でございます。予算現額と収入済額との比較は236万6,046円でございます。

収入済額の主なものは、第1款後期高齢者医療保険料の6,342万6,690円、第3款繰入金の1,925万8,406円でございます。

続きまして、歳出決算についてご説明いたします。歳出合計欄の予算現額8,708万4,000円、支出済額8,284万947円、翌年度繰越額はございませんので、不用額、予算現額と支出済額との比較は同額の424万3,053円でございます。

支出済額の主なものは、第2款後期高齢者医療広域連合納付金の8,142万3,556円でございます。

178ページをごらんください。後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は8,471万7,954円、歳出総額は8,284万947円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引残額と同額の187万7,007円でございます。

以上で平成24年度一般会計、各特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時43分

再開 午後4時00分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは次に、各課長より歳入歳出決算の内容について説明を求めます。

最初に、総務課長、お願いします。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） それでは最初に、平成24年度の一般会計全般の決算状況につきまして説明申し上げます。

歳入歳出の決算概要につきましては、会計管理者から申し上げましたので、私からは補足も含めまして、公有財産の状況、歳入歳出決算の対前年度比較、基金の状況等を、最初に決算書ではなく、ピンクの行政報告書によりご説明を申し上げます。

行政報告書の3ページ、中ほどをごらんいただきたいと思います。（2）、公有財産の状況についてでございますが、平成24年度中は行政財産と普通財産、あわせての土地は旧雇用促進住宅野上宿舎用地の取得などの増加や定住促進事業である旧蔵宮団地の土地や長瀬げんきプラザ前の土地の売り払いなどによる減少で、平成24年度末では15万6,055平米となりました。行政財産と普通財産、あわせての建物は、同じく旧雇用促進住宅野上宿舎の取得の増加などで平成24年度末では3万5,029平米となりました。

次に、（3）、基金の状況についてご説明申し上げます。4ページの中ほどに各基金の運用状況を表にしております。ごらんいただきたいと思います。表の下の合計欄をごらんいただきますと、平成23年度末現在高の合計額5億2,712万5,000円でしたが、平成24年度中に財政調整基金など2億3,345万1,000円積み立て、また財政調整基金など9,415万2,000円繰り入れしておりますので、7つの基金の平成24年度末現在高の合計は6億6,642万4,000円となっております。

なお、平成24年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書では、財産に関する調書といたしまして、179ページ以降に記載しております。

次に、5ページをごらんください。平成24年度一般会計歳入決算対前年度比較でございます。主な科目の収入額や内容につきましてご説明を申し上げます。なお、1,000円単位にまとめてございますので、ご了承をいただきたいと思います。

まず、町税は8億7,517万円で、歳入全体の25.5%を占めております。

次の地方譲与税から表の中ほどの交通安全対策特別交付金までにつきましては、国の客観的基準により配分されたものでございます。

そのうち、表の中ほどの地方交付税は11億4,443万9,000円で、歳入全体の33.4%を占めております。

次に、国庫支出金は2億272万1,000円で、消防防災通信基盤整備事業費補助金の増はありましたが、安全・安心な学校づくり交付金などの減により、平成23年度に比べ38.2%の減少となっております。

次に、県支出金は1億8,118万6,000円で、埼玉県緊急雇用創出事業県補助金や埼玉県ふるさと雇用再生基金市町村事業補助金などの減により、平成23年度に比べ31.5%の減少となっております。

次に、財産収入は2,995万8,000円で、分収林や宅地分譲用地、普通財産の売り払いなどにより、平成23年度に比べ1,128.8%の増加と率では大幅な伸びとなりました。

次に、町債は4億5,780万円で、学校施設整備事業債や辺地対策事業債の減はありましたが、消防・防災施設整備事業債の増額などにより、平成23年度に比べ13.3%の増加となっております。

以上が歳入の主なもので、合計では34億2,795万8,720円となっております。

続きまして、7ページをごらんください。歳出決算額についてご説明申し上げます。この表は、平成24年度の一般会計目的別歳出決算と平成23年度との比較でございますが、内容につきましては、各担当課長等よりご説明申し上げますので、主なものについて説明をさせていただきます。

まず、議会費は4,477万6,000円で、議会議員共済会負担金の減額などにより、平成23年度に比べ6.6%

の減少となっております。

次に、総務費は8億4,790万1,000円で、財政調整基金の増額はありましたが、職員給料、職員手当など人件費の減額などにより、平成23年度に比べ1.2%の減少となっております。

次に、民生費は6億9,729万5,000円で、国民健康保険特別会計へ財源化医療費繰出金の減額などにより、平成23年度に比べ5.0%の減少となっております。

次に、衛生費は4億6,301万5,000円で、秩父広域市町村圏組合特別負担金の減額などにより、平成23年度に比べ3.0%の減少となっております。

1つ飛びまして、農林水産業費は4,585万7,000円で、宝登山枯損木除伐事業、分収林売払事業、林道改修事業の増額などにより、平成23年度に比べ25.3%の増加となっております。

次に、商工費は3,214万3,000円で、宝登山並木参道観光トイレ改修工事、旧観光案内所移設工事、各種観光関連委託事業の減額などにより、平成23年度に比べ63.4%の減少となっております。

次に、土木費は1億3,791万6,000円で、幹線2号線道路改良事業（土地購入）の減額などにより、平成23年度に比べ30.6%の減少となっております。

次に、消防費は3億6,377万9,000円で、防災行政無線デジタル化事業や消防ポンプ自動車購入の増額などにより、平成23年度に比べ146.5%の大幅な増加となっております。

次に、教育費は2億8,228万2,000円で、小中学校の耐震補強及び大規模改修工事の減額などにより、平成23年度に比べ43.2%の減少となっております。

次に、公債費は2億7,050万4,000円で、平成23年度に比べ0.5%の増加となっております。

次に、9ページをごらんいただきたいと存じます。この表は歳出を性質別にあらわしたものでございます。主なものについて説明を申し上げます。

まず、人件費は6億8,669万9,000円で、職員の新陳代謝や育児休業取得者がいたことなどにより、平成23年度に比べ0.3%の減少となっております。

次に、普通建設事業費は3億9,732万6,000円で、防災行政無線デジタル化工事などの増はあったものの、小中学校の大規模改修事業等の減額などにより、平成23年度に比べ14.4%の減少となっております。

次に、補助費等は7億3,349万7,000円で、皆野・長瀬上下水道組合の下水道事業が、平成24年度から法適用事業となったため、繰出金から補助費等へ区分が変わったことなどにより大幅な増額となり、平成23年度に比べ49.7%の増加となっております。

次に、積立金は1億4,745万1,000円で、住民生活に光をそそぐ基金の取り崩しはありましたが、減債基金や財政調整基金の増額などにより、平成23年度に比べ70.0%の増加となっております。

次に、公債費は、先ほどの目的別歳出の説明の際に申し上げたとおりでございます。

次に、物件費は3億1,819万5,000円で、緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生基金市町村事業などの減額などにより、平成23年度に比べ29.1%の減少となっております。

次に、扶助費は3億6,755万6,000円で、子ども手当から児童手当に制度変更などがあったことの減額などにより、平成23年度に比べ2.5%の減少となっております。

次に、繰出金は2億4,680万9,000円で、補助費等の際にも申し上げましたとおり皆野・長瀬上下水道組合下水道事業が法適用となったための区分変更によるものなどで、平成23年度に比べ51.8%の大幅な減少となっております。

これらの歳出を合計いたしますと、31億8,621万7,958円となっております。

次に、11ページをごらんください。町債の状況について説明いたします。一般会計債の合計欄をごらんいただきますと、平成23年度末現在高は30億4,185万3,000円でしたが、平成24年度中に4億5,780万円を借り入れ、2億3,376万3,000円を元金償還いたしました。このため、平成24年度末の現在高は32億6,589万円となっております。

なお、欄外にもお示ししてございますが、減税補てん債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債の元利償還金については、その全額が、また辺地債、消防債、災害復旧債などは、その一部が普通交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。

一般会計決算全般の概略の説明につきましては以上でございます。

続きまして、総務課の歳出の決算概要につきまして、今度は平成24年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書に基づき説明申し上げます。決算書のほうをご用意いただきたいと思います。

決算書の34、35ページをごらんください。中ほど下、第2款総務費、第1項総務管理費は、予算現額7億7,226万6,000円で7億5,241万7,720円を支出いたしました。そのうち第1目一般管理費は5億5,924万5,348円の支出で、次の36、37ページにかけてでございますが、職員の給与関係や職員研修経費、庁用自動車の管理としての車の修理・車検代、燃料代や保険代、例規システムの運用経費、地域主権改革推進支援業務委託、さらに秩父広域市町村圏組合への一般管理費の負担金などがございます。

38、39ページをごらんいただきたいと思います。前ページから続いておりますが、第2目広報広聴費につきましては、予算現額209万3,000円で209万2,104円を支出いたしました。

次に、第4目財政調整基金費でございますが、財政調整基金の設置・管理及び処分に関する条例第2条の規定による積立金で1億694万500円を積み立ていたしました。

1つ飛びまして、第6目財産管理費で、これも次の40、41ページにまたがっておりますが、予算現額2,916万4,000円で、公有財産の管理や庁舎の維持管理、物品の管理などの経費で2,788万4,032円を支出いたしました。具体的には、第11節需用費は消耗品として事務用品の購入、庁舎の光熱水費、庁舎の施設修繕、第12節役務費は電話・ファクス等の通信費用、公有財産の火災保険料、第13節委託料は庁舎の設備機器等の保守管理委託料、第14節使用料及び賃借料はコピー機の借上料、庁舎監視システムの機器借上料、第15節、次のページでございますが、工事請負費は庁舎内の照明のLED工事で、平成23年度でやり残した箇所の工事となっております。このLED工事につきましては、県の創エネ・省エネ推進地域づくり支援事業の補助を受け実施したもので、補助率は2分の1でございました。第19節負担金、補助及び交付金は電子入札参加資格申請共同システム負担金などがございます。

次に、第8目交通安全対策費でございますが、予算現額175万6,000円で、交通指導員への報酬、費用弁償、被服代などの経費のほか、交通安全対策を実施するに際しての事務用品・啓発用品代や各種構成団体などへの負担金、補助金などで166万5,972円を支出いたしました。

第9目自治振興対策費でございますが、予算現額631万4,000円で515万3,148円を支出いたしました。

42、43ページをごらんください。第11節は防犯灯に係る電気代134万6,417円、LED防犯灯代、防犯灯の設置及びポールを設置工事代、第19節でコミュニティ協議会への運営補助や地域振興対策としての行政区に対する補助金でございます。また、財団法人自治総合センターコミュニティ助成金、いわゆる宝くじ助成金でございますが、10分の10の助成で、中野上区にあります集会所3カ所のエアコンの整備に対する助成をいたしました。

次に、第10目諸費でございますが、予算現額776万2,000円で、円滑な行政事務を推進するための行政区

長等への報酬や区長回覧等に対する手数料、無料法律相談に対する委託料、その他人権・同和問題に係る費用などとして756万8,004円を支出いたしました。

第11目減債基金費は、減債基金条例に基づき4,000万円を積み立ていたしました。

第12目ふるさと長瀬応援基金費は、7名の方から51万円の寄附金が寄せられ、積み立てをいたしました。

次に、第2項企画費、第1目企画総務費で、44、45ページにかけてでございますが、予算現額4,594万6,000円で4,131万1,049円を支出いたしました。L G W A N、これは地方公共団体間を結ぶネットワークでございますが、などの内部情報系システムの運営管理、また住民・税務・財務の基幹系システムの管理を行う費用、ちちぶ定住自立圏としての負担金や各種負担金などで、具体的には、第12節ではインターネット等の通信経費、第13節委託料ではシステムのハードウェア、ソフトウェアなどの保守委託料、ホームページ運営管理業務委託料など、第14節使用料及び賃借料では基幹系・情報系システムのハードウェア・ソフトウェアなどのリース料或使用料などで、第19節負担金、補助及び交付金では秩父鉄道の安全対策に対する沿線自治体の負担金、ちちぶ定住自立圏への負担金、また平成24年度に設置いたしました町村情報システム共同化推進協議会負担金111万6,164円、そのほか、寄居町が主体で進めました広域連携事業に対する負担金99万4,735円などがございます。

少し飛びますが、48から51ページにかけてご説明申し上げます。第5項選挙費及び第6項統計調査費でございます。各種選挙や各種統計調査に要した費用で、選挙費につきましては、予算現額1,057万4,000円で通常の選挙管理委員会経費のほか、昨年12月に執行いたしました衆議院議員総選挙の経費、合わせて834万4,948円を支出いたしました。うち昨年執行いたしました衆議院議員総選挙につきましては757万863円の支出で、県からの委託金で執行したところでございます。具体的には投開票管理者・立会人報酬、事務従事者への手当、公営ポスター掲示場の板と設置・撤去費用、事務従事者等への食事代、入場券郵送経費、投票所への臨時電力仮設、選挙備品の点検手数料、選挙システムのソフト使用料、投票所で使用する選挙備品のレンタル代、また備品といたしまして、国民審査用の読み取り機械の購入費用などがございます。

統計調査費は、50、51ページになりますが、予算現額42万3,000円で、通常の統計事務のほか、就業構造基本調査、工業統計調査を実施し、14万6,103円を支出いたしました。

ページをめくっていただきまして、80、81ページをごらんください。下のほうですが、第9款消防費、第1項消防費は、予算現額3億8,149万7,000円で3億6,377万9,488円を支出いたしました。そのうち第1目常備消防費でございますが、秩父広域市町村圏組合への負担金と消防北分署の敷地負担金、合わせて1億2,951万6,059円の支出でございます。北分署の敷地につきましては、関係する町が対応することになっており、皆野町と協定を交わし、皆野町に負担金として支出したところでございます。

次に、第2目非常備消防費でございますが、82、83ページにかけてでございますが、消防防災の中核として重要な役割を果たしている消防団の円滑な運営を図るための事業で、消防団員の報酬や費用弁償、被服費、公務災害の負担金などのほか、消防ポンプ車1台の購入のほか、消防自動車や消防資機材に対する維持管理等の経費として2,991万6,184円を支出いたしました。

82、83ページでございますが、第3目消防施設費、中ほど下でございます。予算現額345万8,000円で、消防詰所及びコミュニティ消防センター、防火水槽、消火栓などの消防施設の維持管理を行う費用で301万9,342円を支出いたしました。具体的には、第11節需用費で電気、水道代の光熱水費、防火水槽の修繕2カ所、これは風布地内と中野上の和田地内でございます。第12節役務費、防火水槽内の汚泥の引き抜きな

ど、第15節工事請負費は長瀬地内の防火水槽の解体工事で、今まで土地を無償提供を受けていたところですが、地主さんの意向により解体をさせていただきました。40トン級の防火水槽でございましたが、相当古いもので、現在は近くに消火栓がございますので、それに対応していくということでございます。

第4目防災対策費は、84、85ページにかけてでございますが、予算現額2億1,738万円で、町の防災行政無線デジタル化、戸別受信機の整備のほか、無線設備の保守委託、秩父消防署との遠隔制御装置移設業務、県防災情報システムの維持管理のほか、備蓄品の購入などの経費で2億132万7,903円を支出いたしました。なお、防災行政無線デジタル化工事関連でございますが、平成23年度からの繰り越しは1億2,151万5,000円を繰り越し、1億920万円の支出をしてございます。

第11節需用費は、防災備蓄品としての飲料水や保存食の購入、町防災行政無線の子局（26局）の電気料。第12節役務費は、県防災行政無線、町と消防署との火災放送等の連動、町防災行政無線のフリーアクセスの通信・電話料でございます。また、井戸地内にございました有線放送時代の放送塔が残っておりまして、平成24年度に撤去をさせていただきました。

第13節委託料は、防災行政無線の保守点検経費で、ことしは親局である操作卓、Jアラート、子局の上半期の点検委託や5年更新でございます無線免許の申請代行委託、また消防署と町の防災無線をつないでおりますが、分署移転に伴う遠隔制御装置の移設業務の委託、子局のスピーカーに影響を与えておりました枝の伐採業務がございました。

第15節工事請負費は、防災行政無線の子局のデジタル化工事と関連する再送信子局の整備、また災害時に速やかに特設公衆電話が開設できるよう避難所への配管工事を実施をしたところでございます。

第18節備品購入費につきましては、防災行政無線の難聴地域の住宅に対して戸別の受信機を貸与しておりますが、その防災行政無線の戸別受信機でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、自主防災組織への補助金で、備品整備に対する補助と防災訓練に対する補助、それぞれ1件ずつさせていただきました。

また、少し飛びますが、104、105ページをごらんください。第12款公債費でございます。第1項公債費は、予算現額2億7,458万7,000円でございますが、町債の元金及び利子の償還費用として2億7,050万3,967円を支出いたしました。

以上が平成24年度一般会計の歳入歳出決算の概要と総務課の決算概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 次に、税務課長、お願いします。

税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 続きまして、税務課関係につきまして、一般会計歳入歳出事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

事項別明細書の10、11ページをごらんいただきたいと思います。歳入の町税につきましてご説明申し上げます。第1款町税、第1項町民税、第1目町民税の個人でございますが、第1節現年課税分の調定額は3億3,311万2,035円で、年少扶養控除等の税制改正に伴いまして前年度対比5.1%の増額となっております。これに対します収入済額は3億2,922万9,607円で、収納率は98.8%となっております。第2節滞納繰越分の調定額は3,620万4,348円で、前年度対比16.2%の減額となっております。これに対します収入済額は450万3,800円で、収納率は12.4%となっております。

第2目法人でございますが、第1節現年課税分の調定額は4,622万100円で、企業の業績が伸びず、前年度対比0.1%の増額となっております。これに対します収入済額は4,599万100円で、収納率は99.5%となっております。第2節滞納繰越分の調定額は214万5,908円で、前年度対比21.0%の増額となっております。これに対します収入済額は28万円で、収納率は13.0%となっております。第1目個人と第2目法人を合わせた第1項町民税の調定額は4億1,768万2,391円、収入済額は3億8,000万3,507円となっております。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、第1節現年課税分の調定額は4億3,154万8,000円で、前年度対比7.3%の減額となっております。固定資産税は、平成24年度が評価がえの第1年度に当たりまして、土地につきましては、引き続き地価が下落傾向にあり、前年度対比5.8%の減額、家屋につきましては、評価がえにより在来家屋分が減価したことによりまして、前年度対比9.8%の減額となっております。償却資産につきましても減価償却による評価がえの減少により3.1%の減額となりまして、固定資産税全体では前年度対比7.3%の減額となっております。これに対します収入済額は4億2,235万1,770円で、収納率は97.9%となっております。第2節滞納繰越分の調定額は5,072万7,249円で、前年度対比11.1%の減額となっております。これに対します収入済額は1,378万617円で、収納率は27.2%となっております。

次に、第2目国有資産等所在市町村交納付金でございますが、調定額は前年度と同額の142万7,600円、収入済額も同額の142万7,600円で、収納率は100%となっております。第1目固定資産税と第2目国有資産等所在市町村交納付金を合わせた第2項固定資産税の調定額は4億8,370万2,849円、収入済額は4億3,755万9,987円となっております。

次に、第3項軽自動車税、第1目軽自動車税でございますが、第1節現年課税分の調定額は1,779万4,800円で、軽乗用車の登録台数の増加等により、前年度対比1.6%の増額となっております。これに対します収入済額は1,755万7,000円で、収納率は98.7%となっております。また、第2節滞納繰越分の調定額は134万7,400円で、前年度対比11.4%の減額となっております。これに対します収入済額は27万9,590円で、収納率は20.8%となっております。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、調定額は3,976万9,624円で、喫煙本数の減少によりまして、前年度対比7.8%の減額となっております。これに対します収入済額でございますが、3,976万9,624円で、収納率は100%となっております。

ページの一番上の欄をごらんいただきたいと存じます。第1款町税の調定額は9億6,029万7,064円で、前年度対比3.4%の減額となっております。これに対します収入済額は8億7,516万9,708円で、収納率は91.1%となっております。

次に、不納欠損の内容につきまして税目ごとにご説明申し上げます。個人町民税でございますが、29件、7人で22万3,032円、法人町民税が5件、3人、32万8,598円、固定資産税が126件、23人、166万3,285円、軽自動車税が14件、8人、6万1,600円、合計いたしまして174件、41人、227万6,515円を不納欠損として処分させていただいたものでございます。処分理由につきましては、地方税法第15条の7第4項該当の処分停止後3年経過したことにより、納税義務が消滅いたしましたものが1件、1人、7,200円でございます。また、同法第18条第1項の時効により、租税債権が消滅いたしましたものが173件、40人、226万9,315円となっております。このうち処分停止済みのものが14件、1人、9万8,271円でございます。現年課税分と滞納繰越分を合計いたしました町税全体の調定額9億6,029万7,064円から収入済額8億7,516万9,708円

と不納欠損額227万6,515円を差し引いた収入未済額8,285万841円が平成25年度に繰り越されます町税の滞納額となっております。

なお、現年課税分の収入未済額は1,354万6,458円で、180人、平成23年度1,423万5,108円と、単純比較いたしますと68万8,650円減額しております。調定額でも2,091万7,266円減額となっており、収入額におきましても2,022万8,616円減額しておりますが、収納率は98.4%で、前年度と同率でございます。滞納繰越分は6,930万4,383円、2,600件で、実人数278人となっております。平成24年度滞納繰越額8,285万841円と平成23年度滞納繰越額9,405万303円で比較いたしますと1,119万9,462円、滞納額が減額となっております。

平成25年度に繰り越されます町税の滞納処分状況でございますが、財産の差し押さえが110件、2,157万3,760円、滞納処分の停止に係るものが147件、312万4,418円、交付要求及び参加差し押さえが69件、98万8,963円、納税誓約書の提出1,341件、2,509万7,526円、その他861件、1,737万9,747円でございます。

次に、歳出につきまして、主なものをご説明申し上げます。事項別明細書の44、45ページの下のほうをごらんいただきたいと存じます。第3項徴税費でございますが、この項は第1目税務総務費と、次のページの第2目賦課徴収費の合計でございます。予算現額は3,761万7,000円に対して支出済額は3,551万7,741円で、不用額は209万9,259円となっております。

第1目税務総務費でございますが、税務事務の管理的業務のほか、町税等徴収嘱託員の設置や固定資産評価員の設置等を行うもので、第1節報酬は、これらの報酬でございます。第4節共済費は、町税等徴収嘱託員の社会保険料でございます。

次の46、47ページをごらんいただきたいと存じます。第9節旅費は職員の出張旅費で、第11節需用費は追録代や参考図書代でございます。第19節負担金、補助及び交付金は埼玉県や秩父地区税務協議会等の負担金でございます。

第2目賦課徴収費は、町税の適正、公平な課税と徴収、管理を行い、自主財源の確保を図るためのものでございます。第11節需用費は、徴収事務に使用する消耗品費、印刷製本費でございます。第12節役務費は、納税環境の整備を図るためのコンビニ収納に係る通信運搬費や口座振替手数料等でございます。第13節委託料は、電算業務委託料、土地家屋台帳の管理をシステム化し、事務の効率や台帳管理の充実を図るため、埼玉県緊急雇用創出基金補助金を財源とする土地家屋台帳管理システム構築事業委託料や町税の収納率を向上させ、自主財源を確保するため、先ほどと同様の緊急雇用補助金を財源とする納税推進コールセンター委託料等でございます。第14節使用料及び賃借料は、地方税電子申告支援サービス利用料、納税者の利便性を図るためのコンビニ収納に係るソフトレンタル料等でございます。第23節償還金、利子及び割引料は、過年度町税過誤納還付金及び還付加算金でございます。

以上で税務課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎延会について

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（野原武夫君） 次会の日程をご報告いたします。

明日12日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

○議長（野原武夫君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

ご苦労さまでございました。

延会 午後4時51分

平成 2 5 年第 5 回長瀬町議会定例会 第 2 日

平成 2 5 年 9 月 1 2 日（木曜日）

議 事 日 程 （第 2 号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第 3 3 号～議案第 3 6 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 7 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 8 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 9 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 4 0 号の説明、質疑、討論、採決

1、請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、陳情第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、発議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（9名）

1番	岩	田		務	君
3番	板	谷	定	美	君
5番	関	口	雅	敬	君
7番	齊	藤		實	君
9番	新	井	利	朗	君

2番	村	田	徹	也	君
4番	野	口	健	二	君
6番	大	島	瑠美	子	君
8番	野	原	武	夫	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	タキ	江	君
教育長	宮	原	利	定	君
総務課長	福	島		勉	君
町民課長	野	原	寿	彦	君
地域整備 観光課長	齊	藤	英	夫	君
代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君

副町長	平		健	司	君
会計 管理者	齊	藤	敏	行	君
税務課長	林		宜	子	君
健康福祉 課長	中	畝	健	一	君
教育次長	若	林		実	君

事務局職員出席者

事務局長	青	木	正	剛
------	---	---	---	---

書記	野	原	徹
----	---	---	---

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長（野原武夫君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野原武夫君） 本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（野原武夫君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第33号～議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第1、議案第33号 平成24年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2、議案第34号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第35号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第36号 平成24年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

前日に引き続き、各課長より歳入歳出決算内容の説明を求めます。

最初に、町民課長、お願いします。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） おはようございます。町民課関係につきましてご説明申し上げます。

それでは、一般会計歳入歳出決算事項明細書においてご説明申し上げます。最初に、歳出の46、47ページをおめくりください。第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費でございますが、予算現額1,017万6,000円、支出済額955万6,344円でございます。住基法、戸籍法に基づき戸籍業務、外国人登録事務、印鑑登録事務等の業務を実施するための業務でございます。戸籍住民基本台帳事業でございますが、戸籍関係では平成24年度末現在の本籍人口は9,735人で、平成23年度と比較いたしまし

て81人の減となっております。証明等の発行件数は3,450件でございます。また、住民基本台帳関係でございますが、平成24年度末の人口は7,695人、世帯数は2,855世帯で、平成23年度と比べますと、人口は136人の減、世帯は13世帯の減となっております。住民基本台帳事務の処理件数は、転入、転出、転居、世帯主変更の各届け出で370件、住民票、戸籍付票の交付で3,980件でございます。また、住民基本台帳ネットワークシステムの関係でございますが、住民基本台帳カードの申請受理件数22件、交付件数は22件ございました。

なお、平成21年11月より運転免許証自主返納された方に対しまして住民基本台帳カードの発行手数料を無料とさせていただいておりますが、1件ございました。

次に、48、49ページをごらんください。主に各種システムの保守委託料、リース料でございます。また、第19節負担金、補助及び交付金でございますが、旅券発給事務負担金ですが、パスポート業務を行っている秩父市に交付金全額を支払っております。

なお、平成24年7月9日から外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の適用になるため、日本人と同様に住民票に記載されることになりました。

次に、56、57ページをごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費、予算現額6,362万4,000円、支出済額6,317万6,327円でございます。主なものは、第20節扶助費でございますが、予算現額1,779万8,000円、支出済額1,735万3,231円でございます。重度心身障害者及びひとり親家庭医療費の支給事業でございます。経済的負担の軽減等を図り、福祉の増進を図るための事業でございます。重度心身障害者医療費支給事業でございますが、受給者数は194人、支給件数は4,534件で、1人当たりの支給額は8万2,884円、平成23年度と比べまして4.7%の減となりました。また、ひとり親家庭医療費支給事業でございますが、受給者数は146人、支給件数は519件、1人当たりの支給額は8,777円で、平成23年度と比べまして16.3%の減となりました。次に、第28節繰出金でございますが、予算現額4,582万4,000円、支出済額4,582万3,096円でございますが、この事業は国民健康保険事業の円滑な運営を図ることを目的とする事業でございますが、一般会計からの繰り入れについては、国の基準に基づき保険税の軽減分、出産育児一時金繰出金等を、国保制度の中で国、県から補助金を交付税等一般会計で受けまして、それを繰り出しているものでございます。

次に、第4目老人保険費、予算現額9,777万2,000円、支出済額9,608万6,904円でございますが、健康保険法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者医療制度の一般会計分の経費の負担を行うものでございます。本事業の主なものは、第19節負担金、補助及び交付金で、予算現額7,408万2,000円、支出済額7,406万1,804円でございます。後期高齢者医療広域連合への療養給付費を初め本事業の円滑な運営及び適正な事業の執行を図るための負担金でございます。

次に、60、61ページをごらんください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童扶助費でございますが、予算現額1,822万9,000円、支出済額1,801万5,308円でございます。こども医療費支給事業でございますが、少子化及び子育て世代への支援を目的として、中学校卒業までの子供の医療費の一部を支給し、経済的負担及び福祉の向上を図るものです。平成22年7月より支給対象者を中学校卒業までに拡大しておりますが、受給者数は897人、支給件数は1万446件、1人当たりの支給額は1万8,979円、平成23年度と比較いたしまして11.6%の増となっております。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費でございますが、予算現額279万7,000円、

支出済額253万3,370円でございます。廃棄物やごみの清掃活動及びリサイクルに向けた取り組みに向け、県道の不法投棄のパトロール、岩畳清掃作業及び各種補助金の支給を行うものでございます。

次に、62、63ページをごらんください。第2目環境衛生費、予算現額831万9,000円、支出済額802万7,491円でございます。主なものは、第19節負担金、補助及び交付金でございますが、予算現額757万円、支出済額752万5,000円でございます。主なものは、太陽光発電システムでございますが、定額補助金5万円でございます。また、専用住宅に高効率給湯器を設置する際に補助金を交付しておりますが、1件当たり一律2万円となっております。温暖化対策でございますが、クリーンエネルギーの活用を普及促進するため、住宅用太陽光発電システム設置費補助金については27件、住宅用高効率給湯器設置補助金については18件の補助金を交付いたしました。また、斎場費の負担金として秩父広域市町村圏組合負担金に574万円を負担いたしました。平成23年度と比較いたしまして104万9,000円の増となっております。これは処理件数よりの負担金で、火葬場125件及び霊柩車52件の使用の算定に基づくものでございます。

次に、64、65ページをごらんください。第2項清掃費、第1目塵芥処理費、予算現額4,771万円、支出済額は同額でございます。平成23年度と比較いたしまして2,186万3,000円の減となっております。

なお、秩父広域市町村圏組合清掃費の負担金でございますが、可燃、不燃、資源ごみの全体総排出量は2,226トンで、平成23年度と比べまして18トンの減少となっております。

次に、第2目し尿処理費、予算現額3億1,390万5,000円、支出済額3億1,389万円でございます。平成23年度と比較いたしまして1,928万5,000円の増でございます。皆野・長瀬上下水道組合に対するし尿下水道負担金でございますが、下水道費の負担額2,398万8,000円の増でございます。また、平成24年度から浄化槽市町村型整備事業の実施に伴い、104万9,000円の負担を行いました。

なお、合併処理浄化槽の補助金につきましては、12基の補助を行いました。平成23年度と比較いたしまして3基の増でございます。

次に、第3項上水道費、第1目上水道費、予算現額4,314万7,000円、支出済額4,314万6,799円でございます。皆野・長瀬上下水道組合の財政基盤の安定化、水道料金に対する上下水道への負担金及び補助でございますが、平成23年度と比較いたしまして221万3,460円の増でございますが、宮沢地区簡易水道統合事業負担金の増が主な要因でございます。一般会計分については以上でございます。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。国民健康保険特別会計でございますが、国民健康保険制度は、国民皆保険として地域住民の医療と健康の保持増進に重要な役割を果たしている制度でございます。現在、国保を取り巻く環境は、加入者の高齢化、疾病の多種多様化、高度医療化などの傾向にあります。

初めに、116、117ページをごらんください。平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書でございますが、第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税ですが、予算現額1億6,842万9,000円、調定額2億1,370万2,675円、収入済額1億7,057万8,829円、不納欠損額123万8,670円でございます。国民健康保険税は、国保歳入の16.5%を占めております。また、保険税の収入状況でございますが、医療費の現年課税分の収納率は95.1%、後期分は94.3%、介護分は91.4%になっており、現年分の収納ぐあいにつきましては、昨年度93.8%から94.7%と0.9ポイントの上昇をしております。また、平成23年度と比べ、調定ベースで992万円程度の減少となっております。

次に、120、121ページをごらんください。第7款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金、第1目前期高齢者交付金でございますが、予算現額3億4,050万6,000円、調定額3億4,050万6,997円、収入済額

は同額でございます。前期高齢者交付金は、65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費について、他保険の退職者が大量に加入してきて、保険者間の医療の負担に不均衡が生じることから、保険者間での費用の調整を図る制度で、平成20年度に設けられました。前期高齢者の加入率が全国平均を上回れば交付される交付金で、国民健康保険は他の保険よりも加入者が多いので、基本的には交付される側になっております。平成23年度と比較いたしまして7,532万円程度の増でございます。

次に、第9款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、予算現額7,512万3,000円、調定額7,942万3,475円、収入済額は同額でございますが、これは国保連合会が実施している事業で、第1目高額医療費共同事業、第2目保険財政共同安定化事業で、両者とも各市町村が拠出金を拠出して、高額な医療費を支出している市町村に交付金を交付するものでございます。

次に、122、123ページをごらんください。第11款繰入金4,582万5,000円、調定額4,582万3,096円、収入済額は同額でございますが、主なものは保険基盤制度に伴うものでございます。主に低所得者層に対する7割、5割、2割の軽減といった保険料軽減相当分を公費で補填する制度で、これは一般会計繰入金として国保事業の歳入となっております。

続きまして、歳出の説明になりますので、歳出の130、131ページをごらんください。第2款保険給付費、第1項療養諸費、予算現額6億6,114万7,000円、支出済額5億5,686万2,017円となっております。昨年と比較いたしまして6,479万1,000円の減となっております。平成24年度末日現在1,326世帯、被保険者数2,426人で、平成23年度と比べ世帯数は30世帯減、被保険者が81人減少しております。

以上のことから、保険給付費の減少は、主に一般療養給付費の1人当たりの医療費の減少及び被保険者の減によるものと考えております。

次に、132、133ページをごらんください。第2款保険給付費、第3項葬祭諸費、第1目葬祭費ですが、予算現額150万円、支出済額95万円、葬祭費1件5万円の支給で19件の支払いを行いました。

次に、第2款保険給付費、第5項出産育児諸費、第1目出産育児一時金、予算現額336万2,000円、支出済額は252万1,260円で、出産育児一時金1件42万円の支給で6件の支給を行いました。

なお、出産育児一時金は42万円、もしくは39万円ですが、これは医療機関が産科医療補償制度に加入しているか否かで異なっておりますが、その金額を上限としております。

次に、第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等でございますが、予算現額1億2,228万円、支出済額1億2,227万3,729円でございます。前年度と比較いたしまして1,166万8,000円の増となっております。主に1人当たりの負担額の増によって増となるものでございます。

次に、134、135ページをごらんください。第6款介護納付金、第1項介護納付金ですが、予算現額5,201万9,000円、支出済額5,201万8,751円でございますが、介護納付金は前年度と比較いたしまして297万5,000円の増となっております。第2号被保険者1人当たりの負担額の増となるものによるものでございます。

次に、第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金、予算現額1億91万8,000円、支出済額1億91万6,323円でございます。前年度と比較いたしまして1,986万7,000円の増となっておりまして、主に高額医療費共同事業拠出金で、基準拠出対象額が増となったものでございます。

次に、136、137ページをごらんください。第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費、当初予算額935万7,000円、支出済額707万3,945円でございますが、保健事業でございます。特定健康診査、特定保健指導が40歳以上の加入者を対象に、メタボリックシンドロームの危険性のある方を早期に発見し、予防と解消を図るものでございますが、特定健診の受診者数は432人、そのう

ち特定保健指導の受診者は動機づけ支援59人、積極的支援13人となっております。受診率は22.4%でございます。また、生活習慣病予防健診、人間ドック補助事業でございますが、満50歳、60歳の節目の方には2万8,000円、それ以外の方には2万円の補助を行い、142の方に受診していただきました。

なお、補助金額は上限となっております。

なお、実質収支に関する調書については、会計管理者が説明しておりますので、ここでは割愛させていただきます。

次に、ページは飛びますが、183ページをごらんください。5の国民健康保険の基金の運用状況でございますが、(1)の保険給付費支払基金の基金でございますが、保険給付費支払基金の支払金の不足を充当するため、2,897万9,000円を積み立て、平成24年度末現在高は4,629万6,000円でございます。

次に、(2)、高額療養費支払資金貸付基金は、平成24年度末現在高は100万円となっております。以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。この制度は、平成20年度から開始された制度で、これまでの老人保健制度にかわるものとして、保険財政の安定化や福祉の推進を図ることを目的とされているものでございます。対象者は65歳以上の方及び一定の障害のある方で、広域連合の認定を受けた65歳以上の方となっております。平成24年度末の被保険者数は1,225人でございます。

それでは、平成24年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書の170ページ、171ページをごらんください。まず、歳入についてでございますが、第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目後期高齢者医療保険料ですが、予算現額6,545万円、調定額6,404万4,580円、収入済額6,342万6,690円でございます。収納状況でございますが、現年課税分については99.7%で、特別徴収については100%で、普通徴収は98.6%でございます。滞納繰越分の徴収率は40%で、現年、滞納合わせて収納率99%でございます。この保険料は歳入全体の74.9%を占めております。

なお、保険料軽減措置を738人の方が均等割額の軽減を受けております。

次に、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金でございますが、予算現額1,976万1,000円、収入済額1,925万8,406円でございますが、一般会計からのルール分繰り入れてございます。保険基盤安定繰出金で高齢者医療に関する法律第99条第1項の規定に基づく所得の少ない者について減額賦課に基づくものでございます。

次に、歳出の174、175ページをごらんください。第1款総務費、予算現額138万8,000円、支出済額124万9,041円でございますが、広域連合運営に係る共通経費、事務費負担金及び保険料徴収事務に係る経費でございます。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額8,409万5,000円、支出済額8,142万3,556円でございますが、広域連合納付金で歳出全体の98.3%を占めてございます。納付金であります。広域連合へ納付するもので、徴収した保険料や療養給付費の市町村負担金及び保険基盤安定負担金でございます。

なお、実質収支に関する調書については会計管理者が説明しておりますので、割愛させていただきます。

以上で町民課関係の決算の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（野原武夫君） 次に、健康福祉課長、お願いします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 続きまして、健康福祉課関係の事業につきまして、決算書に基づきまして説明をさせていただきます。

初めに、民生費関係についてご説明をいたします。決算書の52ページをお開きください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費でございますが、予算現額1億7,089万2,000円で、支出済額は1億6,131万746円でした。福祉担当の福祉全般にかかわる各種事業に要した費用のほか、行路病人取り扱い事業として、死亡引き取り者の依頼方の措置に要した費用として14節使用料及び賃借料の火葬場・霊柩車使用料の支払いを行いました。障害者福祉関係では、障害者自立支援法に基づく各種障害者サービス費用として在宅や施設入所者に対し、障害者自立支援給付費事業として各種の負担金や補助金の交付を行いました。具体的には53ページから55ページの19節負担金、補助及び交付金の備考欄にお示ししてある内容のとおりでございます。また、在宅福祉関係では、心身障害者等補助事業として実施し、在宅で生活をしている重度心身障害者の方への手当の支給や日常生活用具に対する給付などを実施してまいりました。具体的には19節負担金、補助及び交付金、20節扶助費の備考欄にお示ししてあるとりの内容でございます。また、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの関係団体への補助金の交付をし、円滑な運営に努めてまいりました。具体的には、19節負担金、補助及び交付金にありますとおりでございます。世代間交流支援センター事業では、ひのくち館の利用者の受け入れを行うため、一般的な維持管理に要した費用の支払いを行ってまいりました。

次に、54、55ページ中段の第2目老人福祉費でございますが、予算現額1億2,425万9,000円で、支出済額は1,673万6,003円となっております。繰越明許費の1億58万3,000円は高齢者・障害者共生施設関係で、繰越明許費欄の13節委託料、15節工事請負費、17節公有財産購入費、22節補償、補填及び賠償金を足し合わせたもので、理由としましては、各種の規制の許可を得るため、調整に不測の時間を要し、年度内に支出が終わらない見込みとなったため繰り越しをさせていただいたものです。また、事故繰り越し519万7,600円は、やはり高齢者・障害者共生施設関係の13節委託料で、具体的には共生施設設計業務委託で、関係機関との調整に不測の時間を要し、支出負担行為を行いました。年度内に支出が終わらない見込みが生じたため繰り越しをさせていただいたものでございます。13節委託料にあります地盤調査業務や用地測量業務につきましては、高齢者・障害者共生施設関係に使用した費用となっております。在宅高齢者の福祉向上を図るための経費としては、緊急通報システム関係では13節委託料、14節使用料及び賃借料にあります情報管理委託料や機材借上料を、老人クラブ活動促進のための費用としましては、56、57ページをごらんください。19節負担金、補助及び交付金にありますとおり、老人クラブ関係の助成を行っているものです。保護措置事業としましては、措置を必要とする老人を養護老人ホームに入所させるために必要な経費として、54ページ、55ページに戻っていただきまして、13節委託料にありますとおり経費を支払っております。また、特別養護老人ホームながとろ苑の円滑な運営を図るため、14節使用料及び賃借料にありますとおり土地の借り上げを行っております。高齢者と地域のつながり再生事業の補助事業を活用し、介護予防事業を実施している公会堂の段差解消などを進め、15節工事請負費にありますとおり、樋口地区コミュニティ集会所の改修を行ってまいりました。次に、56、57ページになりますが、在宅で療養している老人や介護等に対する、ねたきり老人支給手当事業を実施してまいりました。

次に、最下段をごらんください。第5目介護保険費でございますが、予算現額が8,723万3,000円で、支出済額が8,676万1,915円となっております。主な内容は、次の58、59ページをごらんください。28節繰出金の介護保険特別会計繰出金は、町が法定負担分として介護保険特別会計に繰り出すものです。また、事務費と繰出金は、認定事務など介護保険の事業運営に要する経費を繰り出しているものです。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費でございますが、予算現額は2億6,130万9,000円で、支出

済額は2億5,520万7,609円となっております。内容は、核家族化や経済的理由により共働き家庭が増加しているため、子育て環境の充実を図る必要があることから、放課後児童クラブ運営事業では、公設の放課後児童クラブ2カ所の運営に際しての賃金や消耗品費、民間クラブへの委託事業として、13節委託料の放課後児童健全育成事業委託料の支払いを行っております。児童虐待防止推進事業や子育て相談事業では、児童虐待相談員などの配置をするため、7節賃金、臨床心理士など専門職を招聘するため、8節報償費の費用に充てさせていただいております。児童保育事業では、民間保育所へ13節委託料にありますとおり、保育所運営費委託料の経費や保護者の保育を支援するため、延長保育、一時保育、障害児保育等の事業を実施している保育園へ19節負担金、補助及び交付金にあります保育対策等促進事業費、保育サービス支援事業費、次のページをめくっていただきまして、最上段にあります2つの事業への助成を行ってまいりました。子育て支援事業につきましては、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までの児童生徒等を養育する保護者に対して児童手当を、子育て支援のため出生児1人につき2万円の子育て支援費の支給を行ってまいりました。

次に、ページは少し飛びますが、62、63ページをごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費でございますが、予算現額が1,932万2,000円で、支出済額が1,910万4,741円でした。具体的な内容は、保健事業の拠点となっている保健センターの保守点検に係る維持管理費や敷地の借上料、各種事業への参加を促進するため、送迎の業務委託を実施いたしました。

次に、64、65ページをごらんください。19節負担金、補助及び交付金では、各種の負担金の支払いを初め秩父広域市町村圏組合へ救急医療施設費分の負担金や1市4町で組織している、ちちぶ医療協議会への負担金の支払いを行いました。

最下段をごらんください。第4項公衆衛生費、第1目予防費でございますが、予算現額3,521万3,000円で、支出済額が2,860万2,854円で、事業内容としましては、健康の保持増進や各種疾病の予防のための事業を実施してまいりました。具体的には、予防接種や各種検診事業に係る医師、歯科医師、看護師などへの謝金、予防接種に係る医薬材料費などのほか、次の66、67ページをごらんください。各種がん検診や妊婦健診、各種予防接種、人間ドックなどの事業費を13節委託料にありますとおり実施をしてまいりました。秩父広域市町村圏組合で共同処理を行っております結核予防事業に係る負担金を19節負担金、補助及び交付金にあるとおり支払いを行っております。

以上で民生、衛生関係についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計についての説明に移らせていただきます。それでは、146、147ページをごらんください。

それでは、平成24年度長瀬町介護保険特別会計について説明をさせていただきます。詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明をさせていただきます。初めに、歳入でございますが、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料でございますが、内訳は1節現年課税分、2節滞納繰越分で、調定額は1億2,780万6,090円、収入済額が1億2,635万6,490円で、収納率は98.9%でした。この数値は、昨年度の収納率と同率となっております。不納欠損額については7万260円で、内訳は17件、3人でした。また、理由につきましては、介護保険法に基づき不納欠損として処分させていただいたものでございます。収入未済額は137万9,340円で、昨年と比べまして20万550円の増加となっております。

続きまして、第3款国庫支出金ですけれども、事業内容としましては、保険給付費、介護予防や任意事業に係る支援事業費、また地域包括支援センターの運営事業費等の費用として、それぞれ法定割合分に応

じて交付されるもので、調定額、収入済額とも1億3,998万2,500円でした。

続きまして、第4款支払基金交付金は、第2号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金から保険給付費や地域支援事業費の財源として法定割合分が交付されるもので、調定額、収入済額とも1億6,989万5,000円でした。

次に、第5款県支出金ですが、保険給付費や介護予防、任意事業に係る地域支援事業の財源として法定割合分に応じて県から交付されるもので、調定額、収入済額とも9,589万1,305円でした。

続きまして、148、149ページをごらんください。次に、第7款繰入金は保険給付費や地域支援事業の各種介護予防事業・任意事業の実施のための財源として、町の法定割合分及び事務費に係る費用を一般会計から繰り入れるもので、調定額、収入済額とも8,626万8,000円でした。

続きまして、歳出でございますが、154、155ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額161万7,000円で支出済額が151万1,611円でした。具体的には、介護保険システムの保守点検委託料やリース料が主なものとなっております。

第2項徴収費、第1目賦課徴収費は、予算現額106万8,000円で支出済額が102万5,384円でした。具体的には、保険料賦課徴収のための諸費用となっております。

第3項介護認定審査会費、第1目認定審査会費は、予算現額が373万1,000円、支出済額が321万8,238円で、内容は介護保険サービスを受けるために必要な意見書の手数料や訪問調査の費用となっております。

第2目認定審査会共同設置負担金は、予算現額535万8,000円、支出済額535万8,000円で、内容は秩父広域市町村圏組合に共同設置しています介護認定審査会の負担金となっております。

156、157ページをごらんください。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、要介護者の皆さん方が介護サービスを受けた場合に係る介護給付費となっております。説明につきましては、主立った目のみとさせていただきます。

第1目居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護などの居宅で受けた給付費で、予算現額1億9,754万4,000円、支出済額1億9,238万691円でした。

第3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等に要した給付費で、予算現額2億5,700万7,000円で支出済額は2億4,747万3,115円でした。

第6目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業者がケアプランを立てた場合に支給される費用で、予算現額2,553万7,000円、支出済額が2,485万2,702円でした。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は、要支援者の皆様方が介護予防サービスを受けた場合に係る給付費として支払いを行っております。これについても説明につきましては主立った目とさせていただきます。

第1目介護予防サービス給付費は、通所介護予防などを利用した場合の費用で、予算現額4,654万7,000円で支出済額が4,568万9,123円でした。

158、159ページをごらんください。第5目介護予防サービス計画給付費は、地域包括支援センターや委託を受けた居宅介護支援事業者がケアプランを立てた場合に支給される費用で、予算現額549万7,000円で支出済額は516万7,760円でした。

第4項高額介護サービス等費については、要介護者や要支援者が支払った額が世帯合計で一定額を超えた場合、高額介護サービス費として超えた分が払い戻される費用で、予算現額は923万6,000円、支出済額は908万7,129円でした。

第6項特定入所者介護サービス等費については、要介護者の負担軽減を図るため、各サービスで自己負担額が一定の上限を超えた場合に、法令に倣い、その額と基準額との差額について介護給付費を支給するもので、予算現額が2,428万6,000円で支出済額は2,329万820円でした。

第4款地域支援事業費、第1項介護予防事業費、第1目2次予防事業費ですが、161ページをごらんください。65歳以上の高齢者で要介護状態になるおそれのある方を把握し、保健センター等で通所や訪問により運動、栄養改善、口腔などの治療に要した委託料が主なものとなっております。予算現額417万9,000円、支出済額が164万2,230円でした。

第2目1次予防事業費ですが、65歳以上の高齢者を対象に、健康維持のため、認知症等の講演会や元気モリモリ教室の実施に要した費用となっております。予算現額223万2,000円で支出済額が122万6,782円でした。

第2項包括的支援事業・任意事業、第1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、地域包括支援センターに配置している職員経費やシステム借上料で、予算現額は855万4,000円、支出済額は825万7,475円でした。

第2目任意事業費は、予算現額371万8,000円で支出済額は145万9,134円でした。具体的には、162、163ページをごらんください。高齢者の交流を図るため、ひのくち館に相談員を配置していますが、その賃金、紙おむつ支給事業にかかわる委託料が主なものとなっております。

以上で健康福祉課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（野原武夫君） 次に、地域整備観光課長、お願いします。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 続きまして、地域整備観光課関係の説明をさせていただきます。

決算書66、67ページをごらんください。第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費、予算現額59万円、支出済額54万6,725円でございます。雇用の拡大や労働の安定等、事業の円滑な遂行を図るための助成で、第19節負担金、補助及び交付金54万3,765円で、備考にありますとおり、関係機関、団体への負担金、補助金の支出が主なものでございます。

続きまして、68、69ページをごらんください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、予算現額1,423万2,000円、支出済額1,330万5,244円でございます。農業委員会運営の全般的な経費でございます。主に事務局人件費、年12回行われます会議費等の運営費でございます。第11節需用費、施設修繕費、物品修繕費でございますが、和田地区にあります、ふるさと農園を管理するための小屋の修繕と管理棟の修繕でございます。

続きまして、70、71ページをごらんください。第2目農業総務費、予算現額76万6,000円、支出済額73万9,000円でございます。第19節負担金、補助及び交付金59万4,000円で、農業団体の構成員としての負担金が主なものでございます。山村交流事業や米の需給調整支援事業を行ったものでございます。

第3目農業振興費、予算現額305万円、支出済額241万132円でございます。農業振興総務事業、農業振興対策事業、農業近代化資金利子補給事業、農業振興地域事業、農道整備事業、農村整備事業等を行いまして、有害鳥獣駆除、生産団体の育成、種苗購入、農業施設の整備、集落農業センターの管理等が主なものでございます。第13節委託料40万円につきましては、有害鳥獣捕獲業務委託料で、長狩猟クラブへ有害鳥獣駆除の委託を行ったものでございます。第15節工事請負費78万7,500円、これは建築後25年以上経過し、老朽化に伴い、矢那瀬集落農業センターの屋根の塗装工事等を実施いたしました。

続きまして、72、73ページをごらんください。第4目録の村管理費、予算現額1,025万2,000円、支出済額1,010万1,710円でございます。緑の村管理事業、花の里管理事業でございます。主なものとして第13節委託料454万5,000円のうち花の里施設管理事業委託料299万6,700円につきましては、緊急雇用創出基金事業で、補助率10分の10を活用しまして、花の里の管理を実施いたしました。また、宝登山地域花と緑の保全活用事業業務委託料125万8,400円は、本来であれば緊急雇用で除草等ができる事業は平成24年度で終了となるわけですが、平成24年度と平成25年度の2カ年にわたる事業であれば活用できるということで、12月の補正で承認をいただいたもので、引き続き平成25年度も実施している事業でございます。範囲としては、花の里周辺から宝登山山頂付近までを範囲として、除草等を実施しております。平成25年度までの事業でございます。第14節使用料及び賃借料449万9,034円、緑の村の土地借上料で、8名、約2万5,000平方メートルの土地の借上料でございます。第19節負担金、補助及び交付金100万円につきましては、長瀬町花の里づくり実行委員会への運営補助金でございます。

続きまして、第2項林業費、第1目林業総務費、予算現額1,266万9,000円、支出済額1,263万8,006円でございます。林業総務事業、宝登山「四季の丘」事業、町有分収造林事業でございます。主なものとして、第13節委託料627万1,467円につきましては、2つの事業がありまして、園地「四季の丘」整備事業委託料207万1,467円につきましては、緊急雇用創出基金を使いまして、四季の丘整備事業を行いました。もう一つの事業につきましては、埼玉県里山・平地林再生事業県補助金で、補助率10分の10で420万円をいただきまして、宝登山ロープウエー山麓駅周辺から宝登山山頂までの参道周辺の枯損木の除伐や下草刈り等を実施し、明るい参道に里山の再生を図っております。平成24年度につきましては、中腹付近まで6.5ヘクタール完了しておりますので、平成25年度につきましては、山頂付近までの整備を進めております。第19節負担金、補助及び交付金603万1,010円のうち備考欄一番下にあります町有普通財産立木売却収入交付金568万1,010円でございますが、井戸にあります立山分収造林の立木を売却した売上代金を地権者に分収したものでございます。面積10.5ヘクタール、一般競争入札によりまして1,786万500円で売却をいたしました。町に6割と必要経費で1,217万9,490円、共有地権者に残りの4割で568万1,010円を支払ったものでございます。

続きまして、第2目林業振興費、予算現額59万6,000円、支出済額59万4,090円でございます。松くい虫から松を守るために松くい防止薬剤注入や、次のページでございますが、枯損木の立木の伐採を行いました。

続きまして、第3目林道費、予算現額609万1,000円、支出済額608万8,370円でございます。林道管理事業、林道補修事業を行いました。主なものでございますが、第11節需用費43万270円のうち施設修繕費33万6,100円でございますが、林道4カ所の補修を行いました。第15節工事請負費519万3,300円、林道ののり面等の改修工事として林道葉原線、榎峠線の2路線5カ所の工事を実施いたしました。

続きまして、第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、予算現額830万7,000円、支出済額828万9,295円でございます。商工総務事業、小規模事業指導事業、中小企業利子補給事業でございます。長瀬町商工会への補助や使用者への利子補給を実施いたしました。主なものでございますが、第19節負担金、補助及び交付金821万1,855円で、長瀬町くらしの会への補助、長瀬町小規模事業指導費補助金500万円につきましては、長瀬町商工会への補助金でございます。長瀬町中小企業融資制度資金借入利子補給金318万6,855円で、平成24年度は110件の給付で、そのうち23件が新規となっております。

第2目観光費、予算現額2,588万1,000円、支出済額2,385万3,660円でございます。観光地としてのイメ

ージアップを図り、魅力ある観光地づくりの推進を図るため、観光一般事業、観光施設事業、魅力ある観光地づくり事業、インフォメーション事業、花いっぱい事業、長瀬八景管理事業、桜管理事業、長瀬町観光振興支援事業の８事業を行いました。主なものとしまして、第11節需用費373万7,311円、うち光熱水費242万1,350円は、観光トイレや観光情報館等の光熱水費が主なものでございます。第13節委託料1,058万349円のうち公衆トイレ清掃業務委託料234万円につきましては、８つの観光トイレの清掃管理委託料でございます。スマートフォンアプリ開発事業業務委託料150万円は、埼玉県と共同事業で事業費300万円のうち埼玉県150万円、長瀬町150万円の負担で、長瀬町専用のスマートフォンアプリの開発を行い、観光客の利便性の向上を図るとともに、リピーターの増加を目指すために実施した事業でございます。現在運用は観光協会が行っております。長瀬町ハイキングコース整備業務委託料199万9,155円は、権田山等のハイキングコースの草刈りや歩道の整備を行いました。緊急雇用創出基金事業10分の10を活用して実施しております。

次に、76、77ページをごらんください。備考欄の一番上でございますが、長瀬町観光情報館指定管理委託料310万2,000円は、観光情報館の管理を長瀬町観光協会へ委託しているものでございます。それから、関東観光まちづくりコンサルティング事業委託料50万円は、国土交通省関東運輸局が行う観光を通じた地域の活性化を目指すことを目的とする関東観光まちづくりコンサルティング事業に長瀬町が重点地区として採択されたことにより、町の観光振興を図るため、観光協会を中心に事業を実施いたしました。第14節使用料及び賃借料41万9,400円は、観光情報館土地借上料23万9,400円、案内広告塔３基でございますが、18万円の敷地借上料でございます。第15節工事請負費65万2,050円は、観光情報館ひさしの設置工事及び階段風除工事を実施したものでございます。第19節負担金、補助及び交付金819万8,000円、構成員としての負担金と観光協会補助金500万円、長瀬船玉まつり実行委員会補助金213万円、観光協会へ観光パンフレット作成費補助金50万円でございます。

続きまして、第８款土木費、第１項道路橋梁費、第１目道路橋梁総務費、予算現額404万2,000円、支出済額368万1,380円でございます。道路橋梁総務事業と道路照明灯事業を実施いたしました。主なものとしまして、第11節需用費272万2,516円のうち光熱水費222万1,788円は、主に道路照明灯139基分の電気料でございます。第14節使用料及び賃借料54万3,480円のうち土木積算システムリース料50万1,480円につきましては、道路工事設計等に必要な積算システムの借上料でございます。

続きまして、第２目道路維持費、予算現額2,285万4,000円、支出済額2,109万7,308円でございます。道路維持管理事業、原材料等支給事業、道路維持補修事業、交通安全施設整備事業、道路台帳整備事業、道路愛護保全管理事業を行いました。主なものとしまして、第11節需用費291万5,091円のうち、次のページをごらんください。施設修繕費242万16円につきましては、岩田５号線ほか17カ所の補修と修繕を行いました。第12節役務費60万9,459円は、幹線５号線ほか４カ所の災害による倒木処理や土砂上げ等の手数料でございます。第13節委託料1,143万7,102円のうち、主に除雪作業業務委託料195万480円で４回の除雪を行っております。それと、道路愛護保全管理業務委託料294万円は、町道の草刈りや小修繕等を行い、緊急雇用創出基金事業を使いまして、シルバー人材センターへ委託し、町道の維持管理等を実施しております。第15節工事請負費343万4,550円のうち町道補修工事としまして長瀬42号線ほか２カ所の補修工事を行い、交通安全施設整備工事196万5,600円は、道路反射鏡や転落防止柵、標識等の安全施設の設置を行いました。第16節原材料費252万9,104円、行政区より９件の申請があり、生コンや碎石等の原材料の支給を行いました。

続きまして、第3目道路新設改良費、予算現額1億1,270万9,000円で、支出済額8,745万7,859円でございます。第13節委託料1,809万8,850円は、道路改良工事に伴う設計監理委託料で、幹線8号線の物件移転補償調査を初め4路線の委託を実施いたしました。第15節工事請負費5,157万9,150円、町道新設改良工事6路線で、幹線5号本中53号線排水工事、幹線2号線、長瀬68号線、幹線8号線、矢那瀬6・14・44号線の改良工事5本と風布2・3号線改良工事の辺地対策事業を実施いたしました。第17節公有財産購入費629万2,989円、第22節補償、補填及び賠償金1,135万7,825円につきましては、新設改良工事により用地購入費、物件補償費でございます。幹線8号線、矢那瀬6・14・44号線、幹線2号線の改良工事に伴うものでございます。

なお、繰越明許費900万円につきましては、町道長瀬29・30・85号線側溝整備工事でございます。平成25年に繰り越しさせていただき、既に工事は完了しております。

続きまして、第4目まちづくり推進費、予算現額1,567万5,000円で、支出済額1,442万962円でございます。これは建築行政事務事業、都市計画基礎調査事業、道路後退部分整備事業でございます。主なものにつきましては、第13節委託料34万4,242円で、道路後退部分測量業務委託料で3件、道路後退部分の用地を町で購入するための測量業務委託を実施いたしました。第17節公有財産購入費1,406万9,720円、土地購入費1,036万8,890円のうち道路後退部分の土地購入費が57万6,166円、旧雇用促進住宅野上宿舎の土地購入費が979万2,724円、家屋購入費370万830円、野上宿舎につきましては、合計で1,349万3,554円でございます。

続きまして、80、81ページをごらんください。第2項河川費、第1目河川総務費、予算現額243万6,000円、支出済額38万3,718円でございます。河川総務事業、河川改修事業でございます。第19節負担金、補助及び交付金38万3,718円で、不用額が174万9,282円となっておりますが、埼玉県で行います井戸地内の急傾斜地崩落対策事業の工事の負担金でございます。平成24年度に予定しておりました工事がおくれたため、県よりの請求に基づきまして、平成23年度繰り越し分の負担金のみで支払ってございましたので、平成24年度分が不用額となったものでございます。

続きまして、第3項住宅費、第1目住宅管理費、予算現額1,112万円、支出済額1,087万4,614円でございます。住宅管理事業でございます。第11節需用費350万7,701円のうち施設修繕費289万8,954円、主なものとしては、建築後年数が経過しているため、塚越団地の浄化槽の修繕や退去後の各部屋の床や壁の張りかえ等の修繕を行いました。第14節使用料及び賃借料565万3,488円は塚越団地の用地借上料で、民地が4件、国有地が1件の借上料でございます。

以上で地域整備観光課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時40分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育次長、お願いします。

教育次長。

○教育次長（若林 実君）　続きまして、教育委員会関係についてご説明申し上げます。

平成24年度決算書の68、69ページをごらんください。第5款労働費の第2目労働対策費でございますが、勤労青少年ホーム運営委員の報酬や陶芸教室などの7つの教室開催時の講師への謝金14万6,000円と、公民館・ホームまつり実施に伴う実行委員会への補助金3万円を交付したものでございます。

次に、少し飛びまして、84、85ページをごらんください。第10款教育費でございますが、全体で3億519万1,500円の予算に対しまして支出済額は2億8,228万2,024円で2,290万9,476円の不用額となっております。この不用額でございますが、職員の異動等に伴う事務局費の職員手当や共済費の残金と工事等の実施に伴う入札差金などが主なものでございます。

それでは、第1項教育総務費の第1目教育委員会費でございますが、教育委員会を運営するために必要な経費で、教育委員の報酬や旅費、交際費など総額で75万20円を支出いたしました。

次に、86、87ページの第2目事務局費でございますが、教育委員会事務局の運営と学校教育の円滑な推進、学校施設の維持管理のために必要な経費で、第1節報酬は就学支援委員会委員への報酬で、第2節給料から第4節共済費までと第9節旅費については職員の給与と旅費関係でございます。第7節賃金でございますが、これは人的支援事業で、問題を抱える児童生徒へのきめ細かい指導ができる体制を図るため、各学校へ配置しております、さわやか相談員、特別支援教育支援員、学習生活補助員の賃金で950万2,400円を支出したもので、さわやか相談員は中学校へ1名配置、特別支援教育支援員は第一小学校へ2名、第二小学校と中学校へ各1名配置、学習生活補助員は第一小学校へ2名、第二小学校と中学校へ各1名配置の総数で9名を配置いたしました。次に、第11節需用費は、コピー用紙やインクなどの消耗品の購入のため40万7,379円の支出と、施設修繕費は放送設備や排水管などの小中学校の施設設備を修繕し、139万5,009円を支出いたしました。第13節委託料は、備考欄にあります第一小学校校舎大規模（トイレ）改修工事監理業務委託料47万2,500円から校内防犯対策・学校支援事務事業委託料147万5,520円まで学校運営に必要な業務を委託し、合計で746万5,844円を支出いたしました。次の第14節使用料及び賃借料は、小中学校にコンピューターを整備する経費が主なもので、情報活用能力を育てる学習に資するため、5年リースを基本に児童生徒と教師用に順次リースがえを行っているものでございます。

次に、88、89ページの第15節工事請負費でございますが、小中学校施設の改修や補修工事で、備考欄にありますように7カ所の工事を実施いたしました。次の第19節負担金、補助及び交付金につきましては、加盟団体への負担金の支出と小中学校修学旅行補助金38万円、町内4園への国際理解教育費補助金48万円などを交付したものでございます。次の第20節扶助費は、要保護・準要保護児童生徒援助費として給食費や学用品費など131万9,498円と小中学校入学祝金237万円を支出いたしました。

次に、第3目育英費でございますが、大学等への入学準備金と育英奨学金の貸与事業で、平成24年度は育英奨学金の新規分が2名で60万円、継続分が8名で228万円の合計で288万円を貸与いたしました。

次の第2項第一小学校費、第3項第二小学校費及び第4項中学校費は、それぞれの学校を維持管理していくために必要な消耗品や光熱水費を初め施設管理のための業務委託や学校備品の購入、各種加盟団体への負担金等を支出したもので、第2項第一小学校費は1,427万1,000円の予算額に対して1,294万545円の支出済額となっております。このうち90、91ページの第18節備品購入費の機械器具購入費は、グランドピアノやカラープリンターなどを購入したもので、210万8,190円の支出となっております。

次の第3項第二小学校費は784万9,000円の予算額に対して643万3,425円の支出済額となっております。

次の92、93ページ、第4項中学校費は1,679万7,000円の予算額に対して1,440万7,248円の支出済額とな

っております。このうち次のページの第18節備品購入費の図書購入費は教科書の採択がえに伴い、教師用の指導書の購入が必要となったもので、一般の図書購入費59万9,000円と合わせまして266万3,562円の支出となっております。

次に、第5項幼稚園費でございますが、私立幼稚園に通園するお子さんの保育料等を援助する私立幼稚園就園奨励費補助金で720万9,500円の交付と、平成21年度、平成22年度事業の精算による国への返還金4万1,000円を支出したものでございます。

次の第6項社会教育費の第1目社会教育総務費は、社会教育委員への報酬や人権教育、成人式祝賀会、家庭教育学級の実施に伴う報償費や需用費などの支出と、第19節にありますように文化団体連合会や人権教育推進協議会への補助金を交付したものでございます。

次の第2目公民館費でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、それぞれの運営や施設の維持管理に必要な需用費、委託料などで1,167万7,461円の支出済額となっております。

次に、96、97ページの第3目文化財費でございますが、文化財保護審議会委員への報酬を初め文化財保存事業や旧新井家住宅及び郷土資料館の維持管理のための経費と遺跡発掘調査などに必要な経費を支出したものでございます。

次に、98、99ページの第4目青少年健全育成費は、青少年育成推進委員4名への謝金と長瀬町民会議へ4万8,000円、青少年育成会へ38万円の補助金を交付いたしました。

次に、第7項保健体育費の第1目保健体育総務費でございますが、スポーツ振興審議会委員及び体育指導委員への報酬や各種スポーツ教室の開催に必要な報償費や需用費などの支出と、101ページの第19節にありますように体育協会へ130万円とスポーツ少年団へ25万5,000円の補助金を交付いたしました。

次の第2目体育施設費は、総合グラウンドと塚越グラウンドの維持管理を行ったもので、173万7,363円の支出済額となっております。

次に、第3目学校給食費でございますが、学校給食センターの臨時調理員の社会保険料や賃金、施設の維持管理のための需用費や委託料などでございますが、102、103ページの第18節備品購入費704万7,810円は、職員の作業環境の改善を図るため、スチームオーブン1台、フライヤー1台、ガス回転釜3台などの厨房機器を購入したものでございます。次の第19節負担金、補助及び交付金にございます小中学校給食費補助金は、小学生3,600円の給食費に対して1,200円、中学生4,300円に対して1,500円の補助金を交付したもので、810万715円の支出となっております。

次の第4目町民プール管理費につきましては、保健センター隣接の町民プール部分の土地借上料で10万3,600円を支出したものでございます。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

○議長（野原武夫君） 以上で各課長、教育次長の説明は終了いたしました。

ここで、決算審査報告を代表監査委員の中畝攻佳君にお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員（中畝攻佳君） 監査委員の中畝でございます。平成24年度長瀬町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、監査委員を代表いたしましてご報告申し上げます。

審査は、去る7月26日から8月23日までの間に監査委員の新井利朗さんと一緒に実施いたしました。その結果は、お手元にお配りいたしてあります平成24年度長瀬町歳入歳出決算審査意見書のとおりでございます。

この決算審査意見書の１ページの２、審査の結果のところに記載してございますが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令に準拠して調製されておりますし、決算計数を関係諸帳簿及び証書類と照合いたしました結果、誤りのないことを確認いたしました。また、予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿っておおむね適正に行われているものと認められました。各会計の歳入歳出決算は、表１、会計別歳入・歳出一覧に掲げてありますとおり、各会計とも歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は黒字となっております。

次に、各会計の決算状況、予算の執行状況等につきまして説明させていただきます。２ページをお開きいただきたいと存じます。一般会計に関しましては、表の２、決算収支比率等前年度比較の中ほどに掲げてございますが、形式収支は２億４,１７４万７６２円となっております。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源８,４７８万５００円を差し引いた実質収支は１億５,６９６万２６２円の黒字となっております。この実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支につきましては３,１９５万１,４２８円の赤字となっております。さらに、実質単年度収支につきましては、財政調整基金に１億６９４万５００円積み立てられましたが、財政調整基金が８,６９２万２,０００円取り崩された結果、１,１９３万２,９２８円の赤字となっております。

次に、一般会計の予算の執行状況でございますが、歳入につきましては２ページの表の下から３ページにかけて記載してございます。３ページの中ほどの表３、歳入執行状況一覧の一番下の合計欄に示してありますとおり、歳入予算の執行率は９９.８％、収入率は９７.５％となっております。町税の収入状況につきましては、同表の町税の収入率の欄に掲げてありますとおり収入率は９１.１％となっております。このうち現年課税分の滞納繰り越し分の収入率につきましては、前の２ページの下のほうに記載してございますが、滞納繰り越し分の収入率は２０.８％と低率となっております。

町税における不納欠損額は２２７万６,５１５円となっております。これは時効の成立、滞納処分の執行停止により権利、義務が消滅し、徴収が不可能となったものを不納欠損として処分されたものでございます。また、町税全体における収入未済額は８,２８５万８４１円となっております。

町税につきましては、負担の公平性と自主財源である町税収入の確保は重要な課題でありまして、積極的な徴収活動を展開していくことが必要であります。また、未納者に対しましては、法に基づく適時適切な措置を講ずるなど積極的な滞納整理を行い、徴収率の向上と滞納額の圧縮を一層強く進めていくことが必要であります。引き続き実効性のある町税確保対策を展開されることを強く望むものでございます。

次に、３ページの下から７行目に記載してございますが、歳入のうち町債につきましては、借入額が昨年度より５,３９０万円増加しておりますが、これは消防債の増加によるものでございます。

歳出につきましては、中ほどになりますが、予算現額３４億３,４３４万４,５００円に対しまして、決算額は３１億８,６２１万７,９５８円で、予算額に対する執行率は９２.８％であります。

なお、不用額は１億３,３３４万４２円で、予算現額に対する割合は３.９％で、昨年度より１億５,４０６万２,１４３円少なくなっております。この不用額は、事務費、事業費の執行残の積み上げによるもの、工事や委託の入札差金などで、事業の執行に支障を生じたというものではございませんが、今後の予算編成におきましては、事業計画のより一層の精査を行っていただきまして、必要最小限の経費で実効性のある予算の計上と計画的な事業執行に取り組んでいただくことを望むものであります。

次に、財政の構造につきまして、４ページの表４、主要財務指標一覧をごらんいただきたいと存じます。平成２４年度における財政力指数は０.４３８、経常収支比率は７９.６％、経常一般財源比率は９２.９％となってお

ります。これらの数値が示しておりますことは、決して財源に余裕があるとは言えず、財政構造に弾力性があるというふうには言いがたいものがございます。なお、公債費比率は4.3%で、ここ数年下がってきておりますが、町債の年度末現在高は32億6,589万126円というふうになっております。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。4ページの中ほどから6ページにかけて記載してございます。最初に、国民健康保険特別会計でございますが、財政収支の状況、予算の執行状況につきましては、4ページの中ほど以下に記載してあるとおりでございます。形式収支、実質収支、単年度収支ともに黒字となっております。

国民健康保険税の収入状況につきましては、予算の執行状況のところに記載してございますが、収入率は79.8%で、そのうち滞納繰り越し分の収入率が19.0%と低率となっております。国民健康保険税の不納欠損額は123万8,670円で、これは時効の成立、滞納処分執行停止により、徴収する権利、義務が消滅したものを不納欠損として処分されたものであります。国民健康保険税の収入未済額は4,188万5,176円となっておりますので、財源確保や負担の公平性の観点から、収入未済額の縮減により一層努力していただくよう望むものでございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと存じます。介護保険特別会計でございますが、形式収支は黒字となっております。単年度収支につきましては50万4,394円の赤字となっております。予算の執行状況につきましては、5ページの中ほどに記載してあるとおりでございますが、介護保険料の収入未済額が137万9,340円ありますので、負担の公平性の観点からも納付意識のさらなる向上に努められ、収入未済の解消に向けて、より一層努力されるよう望むものでございます。

次の後期高齢者医療特別会計につきましては、形式収支、単年度収支ともに黒字となっております。予算の執行状況につきましては、5ページの下の方から6ページにかけて記載してあるとおりでございます。

以上をもちまして、決算審査結果の報告を終わります。

○議長（野原武夫君） これより各議案に対する一括質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 何点かチェックをさせていただきます。

初めに、まちづくり推進体制の整備ということで、提案制度の推進を図ったが、どんな内容が何件ぐらいあったかを示してほしいと思います。

続いて、水道料金の対策について、長瀬町は高料金で推移していますけれども、その対策をどのように行っているのか、お聞きをしたいと思います。

続いて、防災対策事業、備蓄品ですが、今回釜とか、そういうのを買ったということですが、どこに、どういうふうに置いてあるのか、お示しいただきたいと思います。

それから、定住自立圏の関連で、いろいろなワーキンググループの方が一生懸命やっているかと思いますが、その内容の主立ったものでいいですが、状況報告、あるいは各課長が関係するワーキンググループの状況把握がどの程度できているのか。内容について細かく聞きたいのは聞きたいのですが、担当課長がどの程度、どういう把握をしているのか、お聞きをしたいと思います。

続いて、有害鳥獣対策についてお聞きをいたします。今、埼玉県では有害鳥獣対策を非常に重視し、この秩父地域も、その地形的な問題からいろいろな配慮がなされておりますが、この長瀬町については、有害鳥獣対策といいながら、例えばヤマユリを植えてイノシシの餌にならないか、そんな状況をちょっとお

聞きしたいと思います。

続いて、観光情報館の件についてお伺いをいたします。観光情報館の管理の状況等が、我々は入手できません。そこで、観光情報館に補助金が出ていますので、その状況をお知らせ願いたいと思います。

続いて、スマートフォンアプリの件で、埼玉県が150万円、長瀬町が150万円を出して観光協会で長瀬のPRに使っているという説明がありましたけれども、そのスマートフォンのアプリについては、個人商店の宣伝活動に使われていると私は何軒かの方にお聞きしましたが、このスマートフォンアプリの補助金の使い方、不正がないのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、若者定住ということで、宅地を購入してもらっていますけれども、どの程度人数がふえて、どういう効果があらわれているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、野上宿舎の件で、きのう一般質問でも聞いたのですけれども、私は、この野上宿舎はお荷物になるということで、議会で決まってしまったのだから、早くやったほうがいいということだけでも、まちづくりの委員会にのってしまっているということが、いろいろなものと一緒に討議されているので、この野上宿舎、経費がかかっている状況なので、きのうの皆さんの答弁だと、何月議会に私がみんなの意見を聞けということを言ったから、そのまちづくりにやったというけれども、そういう話でいけば、私は、この野上宿舎の件は1問で討議をしなければならないということで、桜通りから何から、そういう委員会で話をしてほしいという話はしたことはありませんので、野上宿舎、一刻も早く手を打たないとならないと私は思うので、この経費の状況等もお聞きしたいと思います。

それから、補助金の出し方で、この議会でも決算議会になると何回も出るのだけれども、ブドウ組合だとか、そういうところに2万円程度の補助金が出ているけれども、これはもらったほうも大変だと。以前も、そういう先輩議員の質問もありましたけれども、本当にこの補助金の出し方が、これでいいのかなのだけれども、もらうほうは2万円でももらえればいいやいというのであればなのだけれども、これではブドウ組合が何かするといっても、会議で終わってしまう程度になると思うので、ことしは、この組合にやったほうがいいということを以前言ったのだけれども、その2万円程度の補助金で成果が出ているのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、国保の問題で、資格証明書の発行数が、もしあるのであれば何件、資格証明書が出ているか、お聞きをしたいと思います。

それから、これは教育委員会に、決算の中で安心・安全な給食ということが出たので、もう一度お聞きをしたいのだけれども、給食のアレルギー対策は、以前予算のときにも私質問しましたがけれども、ないということがありましたけれども、その後安心・安全な給食を提供している教育委員会ですから、多分そういう状況はないのだと思うのだけれども、今テレビや新聞で報道されているペン型の、もし万が一のときの注射等用意しているかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、シルバー人材センターの関係でお聞きをしたいと思います。シルバー人材センターには、加入はしたけれども、仕事が全然回ってこない。専門的な仕事にシルバーが進んでいくというのは、私この議会でも聞きました。全員加入したから仕事がいかないのですよ、まとまりがないと仕事ができないからという話で、シルバーがやっているのであれば、シルバー人材センターをつくったときの初心にもう一回戻って、お年寄りが草むしりだとか、そういう仕事ができるのだという観点から、戻ったほうがいいということで、ちょっとお聞きをしたいと思います。

最後に、緊急雇用対策費の使い方について、これはどの課ということではなく、緊急雇用対策費がきちん

と使われているかどうか。例えば税務課であればコールセンターに緊急雇用対策費でいって、以前私これを聞きました。緊急雇用対策費でコールセンターにお願いして、それを被災地から来た人が使っているのだという話を前税務課長からの答弁で聞いて承知をしておりますが、今現在も、このコールセンターに緊急雇用対策費が使われているけれども、その緊急雇用対策費の使われ方が正しく使われているかどうか、チェックしてあるかどうか。あるいは観光協会でも、それが使われているかどうか、チェックができていますか。シルバーもあると思います。また、ほかにもあるのか、なければいいのだけれども、この緊急雇用対策費の使い方、テレビやいろいろな報道で、全然関係ないところに緊急雇用対策費が使われているということがあるので、我が町はしっかりとした使い方ができているのだということを、ここでお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

ちょっといろいろ複雑にまじっているので、私一応整理して、総務課関係、地域整備観光課というふうに分けて質問したと思うのですが、前後することがありますが、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 関口議員のご質問に、総務課関係、お答えさせていただきます。回答漏れ等がありましたら、ご指摘等いただきたいと思います。

まず1点目、まちづくり推進体制でございますが、提案制度の内容件数という質問に対するお答えでございます。平成24年度は9件の提案等がございました。郵送、あとは役場庁舎等の窓口、電子メールからの回答でございます。内容につきましては、広報等でもお知らせしているとおりでございますが、本人が公表を求めているものもありますので、広報等で掲載したものを述べさせていただきますと、給食センター、学校給食で使っているセンターがあるが、お年寄りとかに対して配食サービスを考えたかどうかというようなご質問がございました。回答につきましては、施設運営の趣旨以外の事項でもあり、センターでは実施できないという回答を申し上げます。

また、駅等の無料駐車場を公で設置してもらえないか、鉄道等も運賃等高い中で、せめて駅の駐輪場等何とかならないかというお話もいただいています。これにつきましては、ある程度商売といいますか、なさっている方もいたり、地域で借りている駐輪場等もある中で、鉄道等に対しては料金の引き下げですとか、無料化等について検討していただけないかというような回答をさせていただいております。

続きまして、防災備蓄品の点でございます。釜等につきましては、昨年度整備をさせていただきましたが、大型の炊飯器、5升炊きになろうかと思います。あとは、大鍋、それに付随しますこんろ等をガスも含めて購入させていただいております。現在の保管場所でございますが、役場の部屋に鍵をかけて管理しております。昨年度にはなかったのですが、今年度、つい先日9月8日の日曜日だったわけなのですが、地域、具体的には大木小路区になりますが、防災訓練の際に、その辺も活用していただきました。今後、また各地域等で、そういう炊き出し訓練等もされるということでありましたら、こちらのほうも貸し出しは行っていく予定でございます。

3点目のちちぶ定住自立圏の関係につきまして、まず定住自立圏につきましては、1市4町で構成されておりまして、構成市、町の首長、議会議長、また県の地域振興センター等の方が推進委員会のメンバーとなっております。その下部組織という形で、市、町の企画担当部課長で幹事会は構成されております。また、それに付随する下部組織、関連する組織といたしまして、各分野、項目ごとで、例えば医療協議会ですとか、先日も各議員のほうにご説明申し上げましたが、水道の広域化の検討会、あとジオパークの推進協議会、おもてなしの観光公社、あと情報関係の会議等ございます。私が直接担っているものは幹事会

だけではございますが、各担当ですとか、担当課長も委員になっておりまして、そのほか環境の関係ですとか、森林関係の協議会等もできております。それらが構成市、町で開催いたしまして、秩父地域のメリットになるもの、実際当町には関係ないものの会議も正直ございますが、全体的なスケールメリットの中で、有効だろうということで、話し合い等にも加わっておりますが、参加させていただいております。それらの年間的な事業報告につきましては、幹事会、また推進委員会のほうに年度報告、また議会の議員の皆様にも報告をさせていただいておるところでございます。

総務課関係は以上だと……

〔「いいです」と言う人あり〕

○総務課長（福島 勉君） よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 先ほど関口議員のほうからのご質問について、水道料金の対策について、高料金対策補助金の関係についてなのですが、私ども直接、最初、秩父市のほうから水道をいただくときに、どうしても今の施設では全部賄い切れないという話を聞いていまして、先日の会議でも1立方メートル当たり150円秩父市から買っているということでございます。皆さんのお宅には3,000円ちょっとで水道は来ますけれども、結局この水道を維持するにも施設の老朽化等も進んでいますので、その料金対策、150円で買ってしまおうと、どうしても事務費とか、また配水費、ほかのお金がいろいろかかりますので、実のところ、自分のところだと、正確な数字ではないですが、多分200円以上かかってくると思うのですよ。ましてや施設が老朽化して、この前も広域化のお話で出ましたが、昭和五十二、三年ごろ、ダクタイル鋳鉄管というので、漏水の大変少ない鋳鉄管を入れておるのですが、それが30年を迎えてくるということで、議員の皆さん、この前の広域化の委員会でも、広域化にする1点として、水道料金を抑えるため、そういう施設を整備するためにも3分の1補助が欲しいということで、一刻も早く広域化をとということで、スケールメリットですね、今まで秩父市から買っていたものを秩父市と一緒にすれば水道料金自体も秩父市と同じようになって施設整備のほうも順調に進むのではないかとということで、お願いしているわけです。水道高料金対策について、直接こういう話を聞いているわけではないのですが、自分自身が広域の水道料金を上げる値段のことについては、150円ということなので、どうしても150円で買っている以上は、実際は150円以上支払わなければ、とてもではないけれども、黒字にはならないし、やっていけないということなものですので、施設が老朽化していると。それで、それだけの皆さんにお送りする水を確保するのが難しいということが、秩父市のほうにお願いしていると思うのですが、今後このまま続いていくと、秩父市のほうも大変なようで、水道料金の値上げをさせてくれというようなお話もちょっと聞いたことがあるので、それはということで、今広域化を一刻も早く進めて、安定した水道が確保できるようにお話ししていきたいと思います。

2点目の国保の資格証明書についてでございますが、国保の資格証明書については発行しておりません。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

まず、有害鳥獣の関係、野土山にヤマユリ等を植えて、有害鳥獣の被害は出ないのかということでございますが、あそこは一緒に電気柵の設置もさせていただいておりますので、あの部分の被害は現在ございません。特に野土山周辺については、今のところイノシシ等の被害が出ているということは聞いておりま

せん。

続きまして、観光情報館の管理状況ということで、管理状況がわからないということでございますが、管理委託をしています契約の内容のとおり実施していただいております。休みにつきましても、年始の休みということで、ほとんどが開館をさせていただいております。

続きまして、スマートフォンアプリの関係で、個人商店の宣伝に使われているのではないかとということでございますが、このアプリにつきましても、長瀬観光の総合的な案内を行うものでございまして、特にお店が入っていても、総合的なものですので、特に問題はないと考えております。県のほうについても、特に問題はないということで、お店が入っております。

それと、若者定住、どのくらいの効果があったかということでございますが、平成24年度につきましても、蔵宮団地の1区画1件の売り払いがありまして、4名の方が入っております。その1件だけでございます。

それと、野上宿舎の関係になりますが、検討委員会等に諮って、すぐすぐにできないのではないかと。一刻も早くやったほうがいいということでございますが、この計画は、まだ議会等の承認も得なくてはならないのですが、来年度の国の補助金を活用するために今現在進めておるところでございますので、事業が承認されましたら、来年度からこの事業が始まっていきますので、なるべく早い時期に、できましたら進めていきたいと考えております。

それとあと、小規模事業の補助金、この小さい補助金でいいのかということでございますが、例えば観光ブドウ組合であれば2万円の補助金が出ておるわけでございますが、組合員8戸ということで、そんなに大きい団体ではございません。こういう小さい団体につきましても2万円というのも、かなり大きなウェートを占めるのではないかとということでありますので、今のところ、各組合からも補助金は要らないよとか、もっと上げてくれとかという要望もございませんので、現在この金額で進めさせていただいております。

それと、緊急雇用対策につきましても、行政報告書の47ページのところに一覧表が載っております。平成24年度につきましても、全部で9事業行いまして、地域整備観光課が5事業、税務課が2事業、教育委員会が2事業の事業を行っております。当初、関口議員も申されたとおり、被災者を重点に雇用しなさいということがありまして、そのときは余り応募がなかったのです、全体で。県のほうも、今までどおりで構わないということで、また追加募集がありまして、ほとんど追加募集で入ったものでございます。まずは、被災地の方が入るような募集というか、被災地をまず第一に考えなさい。それが無理であれば、今までどおりでも結構ですよということでありましたので、これは県のほうも事業は承認されておりますので、特に問題はないと考えております。

あとは、定住自立圏につきましても、地域整備観光課関係は、滞在型の観光の促進とか、外国人観光客の誘客、それとか有害鳥獣対策、あとブランド品、特産品の販売ということで、各担当のほうでワーキンググループに出席しておりまして、その都度報告があります。観光のほうにつきましても、おもてなし観光公社を主に進めていると。有害鳥獣の関係につきましても、秩父地域鳥獣害対策協議会のほうで、この事業は進めているということで、私も一員となって、そこで会議等に出席しております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、健康福祉課関係のご質問にお答えいたします。

初めに、シルバー人材センターの会員が、仕事になかなかつけないというようなご質問だったかと思います。シルバー人材センターは、高齢者の方の生きがい、健康、社会参加を目標に運営されていて、業績は、経済環境の悪化によりまして、昨年度に比べますと、約10%近いマイナスの実績というふうなことをお伺いしております。そうしますと、会員全員の方に仕事をお願いできるかという、なかなか難しい状況にあるかと思います。人員の配置については、シルバー人材センターの事務局が行っておりますので、今議員からの要望もありましたとおり、こちらからも公平な配置等、そういうものができるようにシルバー人材センターのほうに要望してまいりたいというふうに考えます。

もう一点、ちちぶ定住自立圏の関係ですけれども、健康福祉課関係について説明させていただきます。健康福祉課関係では、定住自立圏の関係で、ちちぶ医療協議会というものを1市4町で構成させていただいております。ちちぶ医療協議会の中には4分科会の分科会を設けて事業を展開しているところです。その中で一番大きな事業としましては、産科医の確保というものが一番先に挙げられていまして、平成25年度の事業としましては、平成25年4月から秩父市にあります岩田産婦人科医院へ当直日勤の産婦人科医師を埼玉医科大学病院から週1回、また埼玉医科大学総合医療センターから週2回の当直日勤の産婦人科医の派遣を行うこととなっております。岩田産婦人科の受け入れの状況も15床の方の入院が受け入れ可能というふうに聞いておりますし、これによりまして、秩父地域で出産される方の受け入れが可能になっているというふうな話も聞いております。

続いて、4分科会のうちの第1分科会ですけれども、医師、医療関係の教育プログラム作成分科会ということですが、平山愛山先生を指導者としてお招きしまして、秩父地域全体で医師育成に取り組むプログラムができないかということで検討しております。平成25年度におきましても、引き続きまして平山先生に助言を受けまして、秩父地域全体で医師育成に取り組める事業を実施していこうということで、今進めているところです。

2つ目の救急医療分科会につきましては、救急医療支援事業の補助金を交付するとともに、休日夜間調剤薬局の開設、運営をしていただくために補助金の交付を行う予定となっております。

3つ目の分科会として予防医療分科会の事業を行っておりますけれども、この分科会では、わたしの療養手帳ということで、介護、医療に関係する、受けた内容を自分で書き込む手帳を郡市の医師会、それとちちぶ医療協議会、その3者で検討しまして、わたしの療養手帳を発行することとなっております。

次に、4番目のリハビリテーション分科会ですけれども、こちらについては、住民に広く運動を広げましょうということで、秩父お茶飲み体操というような体操を今検討しまして、皆さんに啓発普及していきましょうということで、検討しているところです。ちちぶ医療協議会について簡単に説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、教育委員会関係のご質問にお答えさせていただきます。

給食のアレルギー対策についてでございますが、現在はアレルギーの児童生徒の対象者はおりませんが、親が心配して学校のほうへ相談に来る方はいらっしゃいます。その場合には細かい材料や成分などの載っております資料を渡しまして、家庭ごとに食べてよいのかどうか判断をしていただいている状況でございます。注射器等は、特に学校のほうでは用意しておりません。栄養士のほうもしっかりと学校と連絡を取り合いながら把握をしておりますので、対象者がした場合にも迅速な対応が図れるというふうに考えて

おります。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

緊急雇用創出基金補助金について、目的どおりに雇用されているかどうかというご質問でございます。先ほど地域整備観光課長のほうからお答え申し上げましたけれども、税務課といたしましては、納税コールセンター事業委託料、これに関しましては新規の失業者の雇用、3名採用いたしまして、NTTソルコより名簿を提出いただきまして、確認をしておるところでございます。また、土地家屋台帳管理システム構築事業委託料でございますけれども、これはデータ入力等につきまして、やはり新規の失業者10名を採用いたしまして、事業を委託しておるところでございます。こちら契約業者のほうから名簿を提出いただきまして、確認をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、再質問で、1回でわかったことは、そのまま流しておきたいと思います。

では最初に、まちづくり推進体制整備の提案制度の推進を図ったという中で、私も窓口に来て言うのは、私の提案制度の考え方の中から外れています。提案箱制度にきちんと住所と名前を書いて、しっかりと質問した方のみ取り上げていただくので結構なのです。さっきも言うように窓口に来て大きな声を出したり、ふだんちょくちょく来るような人というのは大体わかるわけですよ。一般住民の人が本当に迷って、これは何とかしてもらえませんかと言いに来る人はいないと思います、窓口に、提案制度箱にね。そんなのは私はわかっている。だから、きちんと住所と名前を入れて言ってきた方は、しっかりと対応して、住民の意見を聞くとか、みんなの声を聞くとかという話で、前町長は一生懸命やったのだと思うのです。今、総務課長の答弁からいけば、多分できているのだと思うので、今後新町長になったのだから、新町長がこの提案箱制度、今総務課長が言うように、しっかりと聞いてもらって、答弁もしていただくということをお願いしておきたいと思います。

続いて、水道料金には、町民課でよくわかりました。私も水道高料金対策について、いろいろなところで発言もさせてもらったので、答弁はよくわかりました。今後も水道料金が、なるべく県内、県水道、埼玉県水で、いろいろなところと同じように、こういうきれいなところで、水、上流のところが高い水道料金ではないように、役場のスペシャリストとして水道議会等にもいろいろ話をしてもらいたいと思います。

防災対策事業備蓄品を、釜を買ったり、ガスを買ったりしたのが、私はここでよくわかりましたので、今後一般町民に向けて、どこにどういう設置がしてあるかどうかとも広報をはっきりしてもらいたい。借りに来たって鍵がかかっているから、災害時にいきなり借りに来たってだめだね。だから、そういうこともきっちりとできるように。きのうも一般質問で言ったけれども、想定外というのは想定外ではなくて当たり前前の言葉になっているので、そういうことがないように、しっかりと備蓄品体制、今後もとってもらいたいと思います。

定住自立圏については、今いろいろ話をさせていただきました。我々が定住自立圏を1市4町で始めるときには、議会の議決が必要だといって、ここでやりましょうということを我々が手を挙げて決めてスタートしたのだけれども、私は何回も言っているのだけれども、定住自立圏については、秩父市に集まれ、秩父市で1市4町の議員が集まったところで説明会をして、その場で、これは秩父市を中心に横瀬と皆野と

小鹿野でやっていますという話を聞く前に、長瀬が何で外れたのかという、そういう説明も、これは総務課長がトップで、そういうのはやったほうがいいですよ。地域整備観光課に任せておけば、観光のことは観光で考えて、スペシャリストが、その場合はワーキンググループに出て行って、はっきり物を申し上げるのだろうけれども、我々議員が秩父の伝承館に行って、さあ定住自立圏の説明会を行いますといったときに、何で長瀬だけ外れているんだいと、ほかの町村の人に聞かれて、さあと言っているのが我々ですから。しっかりといろいろなワーキンググループ、前町長は、この議会ではっきり私に言ってくれたのは、この定住自立圏の案件は、この先の事業で、絶対メリットにつながるから、そういうことでも進めてほしい、そういう話を前町長はしているのですよ。だから、我々もむやみに、これは余分だろう、これは余分だろうというのではなくて、先を見ながら、やはりスケールメリットですよ、本当に。長瀬だけでやって、小さなあれしかできないのだから。1市4町でやるべきことはやる。これは長瀬にデメリットで、これはおりるならおりるでもいいですよ、我々に説明をしてくださいよ。我々も年4回の議会のときだけ、ここへバッジをつけて、ここへ来るのではなく、一人一人で来たんじゃ皆さんも大変でしょう。10人来たら10人に話をしなくてはなのだから。そういうのは集めて、いろいろ話をしてください、定住自立圏については。それをお伺いをいたします。

観光情報館について地域整備観光課長にもう一度お聞きしたいと思いますが、観光情報館は指定管理者制度にのっとり、しっかり運営ができていますというお答えだったのだけれども、私個人的には何回も観光情報館の質問、観光協会の関連で質問していく中で、観光情報館を指定管理者にしてメリットがあるかどうか、それを聞いて、自分は興味を持っているわけです。だから、この観光情報館、例えばあの2階に、どんな方が、どんな使い方をしているのか、いいですよ、指定管理者の管理料だけ我々認めていれば、あの観光情報館の2階でどういう使われ方、指定管理者がしっかりやっているというだけで、あ、そうですかって認めるのであれば、それでもいいのだけれども、この長瀬の観光について、本当に我々は今度の新町長も観光立町にするというのだから、我々も一緒になって観光立町をつくれるような体制をとっていかなくてはなので、この観光情報館は大事なので、そういういろいろな管理状況を知らせてほしいというのが私の話だったのだけれども、管理状況は管理者の規約どおりいっていますで、これで終わりになるのなら終わりでも構いません。一応そういうことで、もう一度お聞きをしたいと思います。

また、スマートフォンアプリについては、県が認める、個人の情報も個人の商店の宣伝も認めるという話で、このアプリが進んでいるのであれば、ここで私が幾ら言っても、県が認めているのであればしょうがないことなのだけれども、私個人的に言わせてもらえれば、県から出るお金も我々が納税したお金が入っているわけで、その使い方が、こういう個人商店の宣伝につながるような使い方をしてもらうのであれば、我々も自営業者ですから、例えば私トラック関係、あと美容院もやっています。そういう関係の所管する課長は、そういう補助金をどんどん持ってきてくださいよ。スマートフォンアプリで有限会社関口、野口運輸、そういうのをどんどん宣伝ができるようにとってください。個人的な、そういうのもできるのであれば。今度私も県税事務所に行って、あそこを通るときに県税を払ってきましたといって通らないで、どうも県税の使い方はおかしいねっていいながら通りたいと思います。スマートフォンアプリは、県がお認めになって、この使い方が正しいのであれば、これで結構です。

それから、もう一つは、シルバー人材センターの話で、本当にシルバーもいろいろ専門的に一生懸命働く方、手が早い方を率先して使うのだというのは、私よくわかります。だけれども、シルバー人材センターをつくったときの一番最初の考え方に戻ってもらえれば、お年寄りがお小遣いを稼げるのだよという説

明で、このシルバー人材センターをつくることに賛成したので、もう一度何とかシルバー人材センターの、そういう仕事を流す方にしっかりと、手が早い、この人は専門的にこれがあるからこの人が使いいいはよくわかります。皆野で断った仕事を長瀬のシルバーが受けてやって大丈夫かいねって私も聞かれたことがあるから、そのぐらい専門的になってやっているのでしょうか、一生懸命で。だけれども、私が言いたいのは、シルバー人材センターをつくったときの原点に戻って、お年寄りの方が本当にお小遣いをここで稼いでやれるという原点、それが賛成したことなので、もう一度、もし考え直していただけるのであれば、そういうことも考えていただきたいということを特にお願いしておきます。

それから、資格証明書、ことしも発行ゼロで、本当に私は町民課長のゼロという数字を聞いて安心しました。今この長瀬町は、若者定住、若者定住ということで、若者が先走りしているのだけれども、この資格証明書というのは、皆さん承知だろうけれども、本当に困っている方が保険料を払えないと資格証明書になってしまう。そういう方も多分一生懸命納税しながら、こういう発行ゼロにしてもらっているのだと思うので、お年寄りも国民年金2カ月で6万円、それで生活できていけるのならいいけれども、できていけない年寄りも、仕事がない人たちも本当に困ることがあるので、この資格証明書ということで、私は聞きました。そういう町民の財産と生命を守る執行部の皆さんですから、執行権は私は持っていません。そちら側にあるだけで、私はチェック機関だけなので、そういう弱い人のところを配慮できるようにお願いしたいと思います。ちょっとわかりにくい質問になったかと思いますが、これで私最後にしたいと思いますので、本当に皆さんのスペシャリストの答弁を聞いて、この決算は私は認めようと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

提案関係でございます。先ほど私が申し上げた9件は、確かに書いてある提案箱とメール等ということで、お答えさせていただきましたが、議員おっしゃるとおり窓口ですとか、電話等でも、その他いろいろ個別の提案、要望、苦情等もございますが、来ております。その辺も真摯に対応させていただくつもりではございます。個別の担当課等ですと、なかなか把握し切れてございませんが、例えば総務課等ですと、どうしても職員関係の窓口対応等が、提案というか、苦情というか、そういうのも来ています。当然私内部でしまっている話ではなく、課長会議等を介したり、直接関係する職員がわかっている場合等は、その辺公務員として、住民の人たちから見られている目線等にも十分注意して対応してもらうようにということとは常日ごろから申しております。今後も、その辺は適切に対応してまいりたいと思います。

続いて、防災の関係でございます。町の備蓄資機材等につきましては、区長会議等でも申しておるところでございますが、今後とも町民、自主防災組織等活用できるように周知はしてまいりたいと思います。また、保管体制等もしっかりしてまいりたいと思っております。

3点目、定住関係でございます。長瀬だけ外れたというのが、私の理解がちょっとずれてしまうかわからないのですが、年度末に各議員への状況報告会というのが、秩父市を初め構成町の事務局が各市、町へ出向いて報告等はさせていただいておるところでございます。そのほか、ことしの夏には水道の広域化というテーマの講演会等もございまして、秩父市等で集まった経緯はございますが、その辺も秩父だけではなくという話も今後伝えていきたいと思います。ちなみに定住の推進委員会、また幹事会等につきましては、各市、町の持ち回りで開催はさせていただいております。確かに平成21年9月の議会でお認めいただいて、最初にこの定住自立圏ができたかと記憶しております。当初は20項目のうちの6項目でしょうか。

救急医療体制ですとか、秩父地域における水道事業、人材育成事業等、最初ご議決いただいたかと記憶してございます。その後、最終的には平成23年9月の段階で20項目締結させていただいておりますが、既に4年近くたっておりますので、また協定全てをしっ放しということではなく、町としても、その辺のデメリット等も各担当等で考えながら検討させていただきたいと思います。また、その際には、議会議員の皆様にもご相談、ご協議等を申し上げることになろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

2点あったかと思いますが、まず観光情報館の管理で、例えば会議室等の利用状況、適切に貸しているのかどうかということなのですが、平成24年につきましては、県の利用とか、無料のものにつきましては、中国人の視察ツアーや博物館のパネル展、それと秩父地方の地域調査ということで、延べでいきますと、320件の方が無料で使っております。また、有料は86件ございました。一般の方が21件、それと視察の方が1件、あとロケに来た方が6件、観光協会が58件、それで7万5,550円の収入が上がっております。

それと、もう一つ、アプリの関係でございますが、このアプリにつきましては、埼玉県と長瀨町の共同でアプリを開発するということで、まず基本的なベースを町と県のほうでつくりまして、運用については、観光協会で実施してよいということで、今観光協会のほうで総合的な案内ということで、各店の募集をかけて、応募があったところについては随時載せているということで聞いております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

シルバー人材センターの就労関係のご質問になろうかと思いますが。会員が公平な就労をするには、やはり先ほど就労の公平な配分という話をしましたけれども、就労場所の確保というものも必要になろうかと思います。仕事ができるように就労場所の確保、それと先ほどもお話をしましたように公平な配分について、改めてシルバー人材センターのほうに要望していきたいというふうに思います。

また、シルバーの中には親睦会というような会もあります。なるべくシルバーさんと機会が持てるというところを確保するということも必要だと思いますので、その辺親睦会の活発な運営ができるようにというようなこともシルバーのほうに伝えていきたいと思います。

以上でございます。

〔「よくわかりました。ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、3つ質問します。

ピンク色の23ページ、19の戸籍住民事業ですけれども、ここのところに本籍人口が9,735人おります。婚姻が81件、離婚が19件、4分の1が離婚しているわけですが、この本籍人口、長瀬町では、離婚届はそんなにないと思うのですが、本籍人口がありますので、他町村でして、こちらに送られてくるのがすごく多いと思うのですが、今言ったことはいいのですが、出生が84件なのですね。出生が84件なのですから、34ページの(7)、絵本支給事業で、ここに書いてあります出生した乳児の保護者に絵本13冊の中から2冊選んでもらい支給したというので、支給人員が32人しかいないのですよ。これはだから他町村からも出てきますので、84件だけでも、そのところが32人しか要ると言わなかったのでしょうか、すぐではなくて、年度が少しぐらい変わっても出していますから、これはこれでいいのですというのか、それをお聞きしたいと思います。

それからあと、24ページの外国人住民登録のことなのですが、人口が22人で、世帯数が20世帯、前年度は31人、前年24世帯なのですが、家族世帯の人が抜けてしまって、そして今は、これを見ますと、単身の人がすごく多いのですが、これは企業とか、会社とかでこちらに来て、1人世帯が多いのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

それから、38ページの衛生部門における主要施策の中で、環境美化推進事業で、6月30日をもって解散したということと、あと39ページのデポジット事業です。発券方式を同じように6月30日をもって解散したというのですが、デポジットの機械はもう撤去されておるのでしょうか。

それから、デポジット事業で、これはもう達成されたので、発券の機械を取り除いたということで、その後に缶を入れるかご等は置いてあるのでしょうか、置かないのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

それから、広域行政の推進、40ページなのですが、ごみの収集、運搬業務を広域市町村圏組合で行ったというのですが、この処理人口が7,723人で、4,771万円を負担した。1人当たり6,177円で、去年から比べると随分下がってきているのですが、これは環境のほうで一生懸命努力した結果、だんだん、だんだん少なくなっているのか、それをお聞きします。

それから、次に白いほうの大きいほうです。この一番最後のページの183ページです。183ページの町立学校図書購入基金が、去年度50万円使いまして、決算年度が70万円になっているのですが、これは前に多分500万円寄附してくれた方の分の基金かと思しますので、早くどんどん使ってしまったほうがよろしいかと思しますので、そのところをことしの年度内あたりに70万円というのは使って、寄附してくれた方の意思に沿うようにしてほしいと思います。

それから、(7)の住民生活に光をそそぐ基金なのですが、前年度が600万円ありました。決算年度中増減高は600万円で、決算年度末現在高はゼロ円になっているのですが、これはよくわからなかったのですが、これは何に使ったのか、どこかに移行したのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 大島議員の質問にお答えします。

最初に、戸籍住民事業の出生のほうなのですが、出生件数、確かに戸籍の関係なので、よその町村で、その戸籍に入りたいという人も入っているので、具体的な数値は、ちょっとここでは示せないのですが、もし必要であればお申し出ください。

2点目の外国人の方々の実情なのですけれども、実質日本の男性と結婚しまして、その後離婚したとか、また拠点はちょっとわからないですけれども、茨城のほうの関係で、茨城のほうから来たり、そういう関係で外国人の方が結構、その関係で離婚される方が多いのです。それと、野上下郷に外国人の研修施設がありますので、この件数には含まれていないのですけれども、一時的に転入しまして、その後、前は中国の方が多かったのですけれども、最近はベトナムの方が、来るのですけれども、3カ月以内にまた違うところへ行ってしまうので、一時的に転入でふえるのですけれども、そこで入ってきて、また新しく。だから、実際のところ、私のほうでも、何で長瀬に、研修施設はあるのですけれども、大量に来ていただくのですけれども、先ほども言ったように住民、戸籍のほうが、住民票が外国人と一緒に記載されるということになったので、国保関係にも入らなくてはならない関係が出てくるので、制度的には国でつくったのですけれども、無条件で加入できる国民健康保険なので、国民のほうの負担で、ずっと住んでいただければいいのですけれども、実質転出したり、そういう関係があるので、今のところは1カ月以内でぱっと移していくのですけれども、今後ちょっと心配しているので、機会あるごとにその辺のことをもうちょっとはっきりさせていきたいと思います。

それと、デポジット関係なのですけれども、平成24年度に解散をしたのですけれども、その後の対策として、観光案内所のところに3つの分別ができるような方式をとりまして、それとそれ以外のところで、個人的に持ってきた人もいたというようなこともちょっと聞いているので、その辺のことも含めまして、実際のところ、デポジット事業というのは、機械自体も大分古くなったので、一応撤去したという話は聞いています。以上、3点です。

〔「その後にかごを入れたか入れてないか」と言う人あり〕

○町民課長（野原寿彦君） その後には、多分入れていないと思います。観光案内所のほうに集中的にデポジットの事業が、缶が多いのは、やはりあの周辺なので、観光案内所に分別の3方式ですか、ゴミボックスを置いたということなので、その辺でご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

この絵本の交付事業は、長瀬町にお住まいで出生を届け出られた方に給付するもので、実際に長瀬町でお生まれになった方の人数が、この人数だということで、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

決算書の183ページに町立学校図書購入基金がございますけれども、これは第一小学校限定の基金となっております。平成6年に第一小学校の図書購入費に充てるようにということで、500万円が寄附されたものでございまして、基金によって管理をして使ってまいりました。平成25年度にも50万円を取り崩しておりまして、残高が20万円となっておりますので、平成26年度には使い切る見込みでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

住民生活に光をそそぐ基金の関係でございます。この基金につきましては、平成23年3月議会で上程さ

せていただきました。その際、平成23年度、平成24年度で使う基金ということで、平成25年3月31日限りでこの効力を失うという期限付きの条例でございました。また、平成24年度におきましては、健康福祉課関係で子育て相談事業、子育て支援事業、教育委員会関係で学習生活補助員の配置事業に充当させていただきました。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 1点抜けたようで申しわけございませんでした。

ごみが何で減ったかというご質問なのですけれども、ごみ収集の全体的な分別だとか、ごみに対する意識が町民の方に進んだのと、あとごみゼロ運動を毎年実施しているのですけれども、毎年減っているのです。草はなるべく出さないようにというお願いもしているのですけれども、持ってきても、実際ここ3年ほどずっと減少傾向にあります。だから、実際のごみに対する意識というものが高まって量が大幅減ったのではないかと、そういうふうに考えております。

以上です。

〔「よくわかりました」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） では、幾つかあるのですが、平成24年度決算審査について監査委員さんにお聞きしたいと思います。

長瀬町の現状を監査していただいたというふうなことで、大変ご苦勞であったと思いますが、その中で長瀬町は実質公債費比率、埼玉県のうちで、これは平成22年度も含まれていますが、63市町村中59位、将来負担比率63市町村中62位、住民1人当たり借金63市町村中59位、経常収支比率63市町村中35位、これは関係ありませんが、平均寿命が63市町村中54位と、かなり下のレベルになっているというふうなことなのですが、町債も大幅増加しているということで、この3ページに文章で、表3の上に「事業計画のより一層の精査を行い、必要最小限の予算計上と計画的な事業執行に取り組む必要がある」というふうな文言が書かれているのですが、その次のページあたりに、そういう資料が載っています。これについて、埼玉県内での位置とか、そういうものを勘案して、この言葉を書いていたのかどうか、もう少し予算を立てたりするのに厳しい言葉があってもいいのではないかなと私は思いますので、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、教育委員会に1点、ピンク色のほうの2ページだったと思いますが、子宮頸がんに関することが書いてありますが、平成25年度は多分全員分の子宮頸がん予防ワクチン等接種に対する予算が取られたと私は記憶しているのですが、報道でも報じられていますが、子宮頸がん予防ワクチンは、インフルエンザワクチンよりも10倍ぐらいの後遺症の可能性があるというふうなことが今問題になっていますよね。果たして子宮頸がんは、いろいろ調べていくと、本当に効くのかどうか、アメリカの製薬会社、イギリスの製薬会社のためにというところも、ちょっとあるのではないかと、いろいろあるのですが、昨年度、子宮頸がんの受診率がわかったら。あと、それに対して心配される点があるので、課が違うのですね、申しわけない。そういう心配があるということであれば、本年度全員分とったけれども、これはあくまでも強制的なものでなくて、希望する人とはという意味合いなのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

あと、総務課ですかね、情報公開と情報保護というふうな文面が出ているわけですが、ピンクの22ページであります。これは情報公開、それから個人情報保護、これは大変難しいことだと思うのですが、昨日、関口議員が質問した中にもあったのですが、町税の産業別歳入というのは、やはり町民としては知る権利があるのではないかなと。私は、情報公開の義務があるのではないかなというふうに思います。そんなふうなのを今後やっていくのか。平成24年度、済んでしまったことに対して言うのは申しわけないのですが、そのようなことをお聞きしたいと思います。

あと、シルバー人材センターについて、これはいろいろな課にかかわっているの、何ページということではないのですが、課によっていろいろあるのですが、まずシルバー人材センターに1,030万円交付しているということは、これは間違いなこと。そのほかにいろいろな事業をやって、下に出すというのかな、委託するということで、シルバー人材センターにかなり多くの金額がかかっていると。観光協会に出したら、観光協会はまたシルバーに。これは教育委員会に関係あるのですが、先日、私、陶芸教室の申し込みに行ったら、夜シルバーの人が来ていて、そんなのは知らないというふうな対応だったのです。それは陶芸をやっているところだ。陶芸のほうへ行きましたら、陶芸クラブの人たちが、私たちも、ここをあけるのに鍵をちっとも出してくれなくて困っていると。今度は公民館のほうの受付のところで、こういうことだと言ったらそれは私にはわからない。昼間役場の職員がいるから来てくれと。そのときは、要するに次の日からの申し込みだったから、これは仕方ないと思うのですが、その後に若い人が英会話教室というのをやっているらしいのですが、そのことについて質問していたのですが、対応がうまくなかったと。早速、次の日に館長に申し入れをしました。あそこへいる限りは、役場の職員と同じ立場で来てもらっているのだからと。館長も、なかなか難しいと。シルバー人材センターのほうに出して、シルバーのほうから、それを今度は指導してもらおうと。そういう仕組みになっているので、申し入れはするけれどもという話だったのです。

それ以前にも公民館にシルバーさんが入って、対応が非常に悪いというのを二、三件聞いたのですが、それを私も直接見ていないので、あ、そうですか、そういうことがあるのですかというふうなことを聞いていたのですが、人によって対応が大分違うのですが、そういうのはシルバーさんで、役場職員と同じような状況で、いわゆるサービス業と言っていいのではないかと思いますので、そういう点の指導というのですか、できているのかどうか、お願いします。

なお、シルバー関係ではもう一点、登録者が158だかなんかいらっしゃるようなのですが、仕事に来る人と来ない人がいるというふうなことで、これはシルバーに登録した人に、ここで聞いてもわからないのかな。要するに所得制限とかあるのかどうか、実際に国民健康保険で本当に大変な方もいらっしゃるわけです。それで、仕事が、言っても悪いけれども、言えばわかってしまうのですが、新井家住宅あたりで受付なんかやっている人がいるのですが、かなりの金をもらっているような人がいると。それはおかしいのではないですか。所得制限みたいなものがないと、そういうシルバー人材センターですね。

あともう一点、これもどこに質問していいかわからないのですが、多分地域整備観光課になるのかもしれないのですが、緊急雇用は、やはり原則としてシルバーに落とせばいいと、前にも質問したことがあるのですが、多分そういうあれはないのでしょうか。さっき税務課長が話をされましたよね、緊急雇用の件は。ああいうものについて、本当に緊急雇用の目的に沿った使い方をしていただければ、例えばある年齢が来ている人でも、シルバーには所属していませんよという人も回せるはずなのですよ、これは緊急雇用になるかわからないですけどもね。若くて仕事をしますよという人もいるはずなのです。

けれども、今は職安とは言わない、何と言ったっけ。

〔「ハローワーク」と言う人あり〕

- 2番（村田徹也君） ありがとうございます。ハローワークに出したりはしているのでしょうかけれども、そんなふうなところをもう少し、いや、シルバーに出せばいいという、ちょっと感じが見えるので、そんなところをお聞かせ願いたいと思います。

あと1点、健康福祉課長ですかね、訪問入浴サービスが、28ページです。1人と書いてあったのですが、長瀬町の中で訪問入浴サービスを受けている人が、今現在1人しかいないのか、大分少ないなとちょっと思ったのですけれども、済みません。

あと、町民課ですかね、散乱ごみについてなのですが、これも国道沿いは大変危ないことだけれども、主に上長瀬から長瀬周辺をやられていたり、たまに桜通りとか、桜新道とかやられているのは見かけるのですが、大変な仕事だとは思いますが、河原にごみが大分散乱していたりとか、そういうことがあります。自分でも川に行ってごみ拾いして家に持ってきてということもあるのですよ。そんなふうなのが目につかないところがあると思うのですけれども、やはりこういう事業をやっているのであれば、ある程度それをもう少し長瀬全体をきれいにしていただける工夫が必要ではないかなと思います。

あと、これも町民課かな、済みません。この間も個人的に話してあるのであれですが、特定健康診査ですか、受診率が年々低くなっているというふうなことで、これも……

〔何事か言う人あり〕

- 2番（村田徹也君） 課が違いますね、健康福祉課ですか。これをもう少し上げていかないと予防医療ですか、メタボだけではなくてと思いますので、この低い理由と今後の方針を出していただければと思います。

まだいっぱいあるのですが、観光協会を含めたというか、みどりの村とか、花の里あたりについてなのだけれども、あそこを歩いたりする地元の人たちも大分いるわけですが、このシルバーとか、緊急雇用とか、そういうお金が大分あの辺に多くかかっています。いろいろなお金がそこへ回ってかかっています。だから、農業振興費の中でも一千何百万もみどりの村にいとっていると、農業関係の予算でですよ。あそこへいっているのだけれども、ちょっと一定の地域に使われ過ぎているのではないかと。費用対効果はどうなっているのかと。費用対効果、当然そういうものは出してあると思うのですよ。だから、これだけお金がかかったんで、これだけ人が来たとか、そこへ来た人がどうか、そういうのが出されているのかどうか、済みません。

あと1点、包括的継続的ケアマネジメント事業ですか、この中で会議の数が非常に少ないのですね、82ページです。見ていただければわかるのですが、会議の数が非常に少なくなっている。昨年度は民生委員と老人クラブの連絡協議会が開かれていたのです。平成24年度は、同じ表の中にないのです。だから、この包括的継続的ケアマネジメント事業という中で、民生委員さんが実態をかなり持っていて、紙ベースでいろいろなものを上げていると。にもかかわらず、この連絡協議会を平成24年度は開かなかったのかどうか、その辺のところ。

あと1点、申しわけありません。こっちの白いほうで157ページ、よろしいでしょうか。私、ちょっと文言がわからなかったので質問します。居宅介護サービス計画給付費というのが中ほどにあるのですが、68万4,298円です。これは計画書をつくるのに、これだけかかっているのかどうか、そうではない、もっとかかっているのだ、右を見ると。248万円かかっているのだ。これは計画書作成に248万円かかっている

のかどうかということ。たくさんあつてばらばらに質問してしまつて申しわけありませんが、答えられる範囲でお願いします。

〔「2,400万」と言う人あり〕

○2番（村田徹也君） 今の件はいいです。わかりました。済みません。

○議長（野原武夫君） 代表監査委員、中畝攻佳君。

○代表監査委員（中畝攻佳君） 決算審査意見書に書かれてあることの内容でございますが、最初に不用額のことがあったと思うのですけれども、これはその年度の予算を歳入歳出で賄うということになっておりまして、これは不用額が出るということは、本来ですと、そういうことはないはずなのですけれども、それでも当初人員の見込みに達しなかったとか、それから事務費でも残るものがございます。事業費でも残るものがございます。それから、工事や委託の入札差金、これらもございまして、どうしても不用額が出るわけでございます。しかし、この不用額が出たからといって、これはなくなるわけではなくて、翌年度に繰り越されるわけなのですけれども、そういうことで予算は執行されますけれども、そういうことが多くなつては困るということでございます。そういうことで、要するによく計画を練つて、精査を行つて、最小限の予算で最大の効果を上げると、こういうふうなことで進めてもらうということが必要だと思ひまして、このようなことを書いております。これは他市町村に比べてどうかということは、特にありません。そういうことは私は気にしておりませんで、長瀬町として、こういうふうにやってもらいたいということを書いたわけでございます。

それからあと、公債費とか、その比率の問題ですけれども、これは公債費比率というのが出ておりますが、これは町単独の公債費比率でございます。それから、多分資料で皆さんにお配りされていると思うのですが、財政健全化判断比率というのがございます。これは広域とか、そういうところに負担金を払っておりますけれども、この負担金の中に含まれている公債費、それも含めての考え方でありますので、そういうものを見ますと、それは実質公債費比率は平成24年度で11.8%と、こういうことになっております。将来負担比率は127.6%。こういうことで、これについては、別に他市町村と比べてどうかということは私は言いません。そういうことでなくて、長瀬町としてどうかということを出しています。ただ、言えることは、主要財務指標の中に書いてありますけれども、財政力指数とか、これはどのくらいがいいのかと、そういうことはある程度の一般的な数値は出されております。それを見ますと、財政力指数は1に近くなるほど財政に余裕があるものとされているということでございます。ですが、0.438ですから、まだ低いと、こういうことが言えます。

それから、経常収支比率につきましては、これは一般的に町村では70%程度が適当であらうと、こういうふうな数値が出されております。そういうことからいきますと、これは79.6%ということで、これを超えております。こういう数字。それから、経常一般財源比率につきましては、100%を超えるほど、超える度合いが高いほど一般財源に余裕があつて、歳入構造に弾力性があるというふうにされております。それから、公債費比率は、これは一般的には10%程度までが望ましいだろうというふうに言われているのです。そういうことになりますと、やはりそういうことを勘案して、総体的に見て、私は、ここに記載したり、述べたりしたつもりでございます。これが私の審査意見でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

健康福祉課関係では、子宮頸がんの予防接種についてのご質問があったかと思います。ピンク色の行政報告書の45ページの2の予防接種の欄の中に子宮頸がんの接種の状況が示してあります。子宮頸がんのワクチンの任意の接種、中学の女子の方に3回接種するということになっておりますので、この数字が平成24年中に実施した内容となっております。ただ、平成25年度におきましては、任意接種から定期接種に移りまして、準備していたところなのですけれども、議員からご指摘があったように6月ごろだったですか、国から積極的な接種を控えるようにという通知がありまして、現在のところ、積極的に子宮頸がんの予防接種の案内はしてはおりません。ただ、希望される方には接種ができるというようなことで、案内をしている状況でございます。

2つ目、シルバー人材センターの関係ですけれども、幾つかありましたので、その中の接遇の研修をやっているかというような内容になるかと思います。こちらで承っているのは、植木の技術を習得するような、そういう研修会は実施しているというふうに聞いているのですけれども、接遇ですとか、そういう研修については、ちょっと聞いておりませんので、これについても実施主体がシルバー人材センターになっておりますので、機会を見て、そのような要望があったということで、申し伝えたいと思います。

あと、会員になる場合、所得制限があるかというご質問になろうかと思いますが、これについては、特に制限はありません。60歳以上の方で希望があればシルバー人材センターの会員になれるというふうに思います。

もう一点、人員の配置についてですけれども、これについてはシルバー人材センターの事務局が人員の適性に倣って配置をしているような状況にありますので、これについても、このような要望が出ているということで、シルバー人材センターのほうに申し伝えたいと思います。

続きまして、行政報告書の23ページだったですか、失礼しました。行政報告書の28ページの訪問入浴サービスがお一人であるかどうかということですが、ここにお示ししたとおりお一人で、状況は障害をお持ちの方で、なかなか入浴ができないという方が利用されているサービスとなっております。

続きまして、特定健康診査の受診率が、なかなか上がらないというような状況のご指摘だったと思います。確かに特定健診受診率がなかなか上がらないというのは、こちらでも承知しております。そこで、幾つか対策をしているのですけれども、3つばかり、その例を申し上げたいと思いますけれども、1つ目は特定健康診査の事業のPRをしようということで、10月12日に開かれます長瀬フェアに健康担当が出席して、簡単な健康診査をしたりしまして、特定健診のPRをしていきたいというふうに考えております。2つ目は、農協さんが健診を独自に行っているわけなのですけれども、そこに出向きまして、健診の結果を町に情報提供、これは個人の方に情報提供いただくということで考えておりますので、そういうふうなことで、人数を増加させたいというふうに考えております。もう一つ、町内の医療機関に出向きまして、医療機関で検査をしました結果、特定健診の検査項目に合っている検査が実施されると思うのですけれども、そういう検査が行われました患者さんに医療機関のほうから役場のほうへ検査結果を提供してほしいというお願いに上がりまして、各医療機関で協力いただいているところです。

最後になりますけれども、行政報告書の82ページにあります包括的継続的ケアマネジメント支援業務についてのご質問で、この中で民生委員さんがどれだけかわっているかというような内容になろうかと思います。この中で、特に民生委員さんがかわりを持つ会議というのはないのですけれども、高齢者の支援ネットワーク会議というものがありまして、そこには民生委員さんが出席されておりますので、その中で高齢者の方の支援について検討しているというような状況にあります。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

産業別の課税の統計についてというご質問でございますが、町民税の所得分類につきましては、農業、営業等、給与、年金等に分かれております。産業別の統計等は把握してございません。また、課税内容等につきましては、個人情報となりますので、回答は控えさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

緊急雇用とみどりの村周辺の管理ということで、2点あったかと思いますが、まず緊急雇用につきまして、緊急雇用の目的に合ったものになっているのか。また、シルバー人材センターへの委託が多いのではないかということのご質問でございますが、まず緊急雇用の要綱に委託先の名称がありまして、民間、NPO法人、シルバー人材センター、その他となっております。この関係からシルバー人材センターに委託するのは、特に要綱上は問題ないものと思っております。また、町としましても、シルバー人材センターの育成も大事だと考えておりますので、できる限りシルバー人材センターのほうに委託をさせていただいております。委託内容につきましては、ほとんどが軽作業ということでございまして、毎日、毎日あるものでもございません。一般に募集をかけた場合でも毎日仕事がないということになりますと、なかなか応募がないのかと思っております。

続きまして、みどりの村と花の里の管理が、一定地域に使い過ぎているのではないかというようなご質問でございますが、今のところ、観光客の多い場所、それと人が多い場所ということで、みどりの村周辺を実施させていただいております。それから、町長も答弁されましたが、町内全域に観光資源を求めていくということになれば、また人の多い場所についても、極力そういう事業を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

公民館の管理委託の状況で、平成24年度はシルバー人材センターに土曜日と日曜日の午前8時半から午後9時まで委託しておりまして、今年度も平日の午後5時から午後9時までと、土曜日、日曜日の午前8時半から午後9時まで委託しております。利用の関係で、対応等が非常に悪いということでございまして、住民サービスの低下にもつながるわけでございますので、村田議員おっしゃいますように委託内容の見直しをいたしまして、職員の対応と変わらないようにできるよう指導させていただいて、利用しやすい公民館になるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えします。

散乱ごみについてですが、ごみの散乱が激しい場所ということになってきますと、岩畳が当初は産業観光課の補助事業で始まった経緯がありましたので、こういう名称になっておりますが、長瀬町の全域ということで、ただ地元の人で地区の区長さんとか、熱心な方がごみがここに集まったのだけれども、取り

に来てくださいます。それで、1点、長瀬町でキャンプされる方が、岩畳周辺ではないですけれども、上長瀬地区で全部キャンプセットからいろいろな不燃ごみまで河川に置きっ放しで、うちのほうでも回収するには、不燃ごみも可燃ごみもばらばらで、これを全部片づけるには時間もかかるということで、河川区域ということなので、県のほうでも協力してもらえないかということで、せっかく町民の方が苦勞してごみを減らしても、そういうキャンプだとか、長瀬岩畳以外のところでキャンプされたり、河川区域内でごみを捨てるのは、県のほうでお金を持ってもらえないかということで、地域整備観光課のほうから秩父のほうの土木関係のところにお話をしてもらっているところです。それと、水難事故の関係で、溺れる方が大変多いので、そのときに看板の下に、ごみの看板も入れてもらえないかということのお話し合いを今しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、何点か再質問します。

緊急雇用のシルバー人材センターですか、これは町当局にということもないと思うのですが、それに加盟している人は、当日行ったらば、きょうは仕事がないよとか、そういう状況で、先に組まれていないと。何月何日が誰だとか、そういうことが、これは全員の方から聞いたわけではないのですが、行っただけでも、きょうは仕事がなかったとか、そういう状況もあると。そんなことぐらいできるだろうと思うのだけれどもという話なのです。だから、もしそういう現状があるとすれば、そういうのは、町としてシルバーに事業を委託したならば、それでどういうふうになされているかというのは把握して、そういうのに対して指導というのですか、要請をするとか、そういうことは必要ではないかなと思いますが、その辺のところ、シルバーさんとの話し合いとか、そういうのはうまくできていないので、ぜひそのことを進めてもらいたい。

あと、先ほど言った所得制限は、そうではなくて、加盟するのは構わないだろうけれども、要するに仕事を回すと、この人に回す、あの人に回すという予定を組んでいく中に、やはり健康で文化的な生活をする権利があるわけですから、せっかくこういう目的に合ったといいますか、そういう仕事を少しでもして生活の足しといたらいいか、そういうような人を優先的に使えるようなシステムでないともまずいのではないかなと。だから、そんなふうな、もししていなかったら所得制限ではないけれども、仕事の割合を、そんなふうなところに回すような努力が必要ではないかというふうな感じがします。

あと、先ほど包括的支援センターのことで、民生委員さんはかわりがないからというお答えだったのですが、そうではなくて、去年のこの表を見ると、民生委員、高齢者の、ちゃんとここに載っているのです。だから、去年はかかっているのに、ことは載っていないので、それでは民生委員さんは、これから削除してしまったのかなと。一番実態を知っている人が、何でここでの会議が抜けているのかなということなのですよ。だから、平成23年度は載っています。だから、これに載っているから、載っていないからではなくて、それがどうなっているのかというのを再質問したいと思います。

以上です。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

シルバー人材センターの人員を配置する際に低所得者の方にも配慮した配置ができないかというようなご質問になろうかと思います。先ほどもお話ししましたように、人員を配置する場合にはシルバーの事務

局のほうで行っている状況にあります。配置する際、仕事の内容等配置される人員、適材な人が、その部分にというようなこともあると思いますけれども、村田議員がご要望した件についても、事務局のほうにその旨伝えておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと、行政報告書の82ページの包括的継続的マネジメント支援事業の上から3番目の欄の中に民生委員さんのお名前がなかったというようなご指摘ですけれども、この辺は平成23年度の行政報告書と見直させていたきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） ちょっと落としたことも考えられますので、済みません。確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 最後、2点ばかり。先ほど税務課長の答弁があったので、再質問を抜かしたのですが、これは私は、それを掌握していない、把握していないというふうなお話だったのですが、それではまずいだろうと。少なくとも、そういうことは掌握しておかなければならないだろうと。それは外に出せないというのだったらわかるけれども、納税の義務がありますよね。当然納税の義務があるわけだから、どなたもそうですよね。それに対して役場の中では、その義務を果たしてくれた人たちから税金を取ったと、それが構造上、どういうことになっているかというのは、本当は私は知らせてもいいと思うのですが、町長もきのう守秘義務がというふうなお話だったのですが、個人データは、守秘義務というのは、もちろん当然あることだと思いますが、町の財政構造上、法人税がどのくらいであるとか、そういう形の中の、特に所得税ですか、の中ですかね、全体的なパーセントぐらいは出てもいいのではないかなと思います。

あと、これは質問ではないのですが、50ページ、済みません。ピンクのところなのですが、これは6の宝登山「四季の丘」のことなのですが、この文章の下から3番目、広葉樹等の選定や除草等の管理を実施したというのですが、どういう広葉樹を植えるかというのを選んだわけですね。それともそうではなくて、揚げ足を取っているのではなくて、剪定作業なのか、どちらなのだろうかと。あの辺にどういう広葉樹を植えていくのかという、この選定の字を見ると、こういう木を植えていこうということなのかどうか、そのところ2点だけお願いします。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

産業別の課税の統計ということでございますけれども、税務課といたしましては、統計をとるために課税をしているわけではございませんので、税収を目的といたしまして、課税をさせていただいております。議員おっしゃるとおり、個々の個人の課税状況につきましては、公表はできません。全体につきましては、決算書等で数字は公表させていただいております。ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 村田議員のご質問にお答えします。

行政報告書50ページ、6番の宝登山「四季の丘」、広葉樹の選定、これは字の誤りでございます。切るほうの剪定になります。失礼しました。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑ございませんか。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） いずれにしても、全般的なことなのですからけれども、この質問はいつもしているのですけれども、負担金と補助金と委託料が非常に多いというのを、いつも感じるのですよ。財政が厳しいのだから、見直すことについては見直してほしいというのをこの前も言ったのだけれども、前も質問しています。1年生のときに二、三回やっているのですけれども、何か見直したのか、見直してないのか、年々ふえているのですよね。これは確かに事務的なことで大変だとは思いますがけれども、この辺をひとつ見直すことによって、財政が非常に厳しいということですからけれども、それが少しでも役に立つのではないかと。負担金を見ればわかるでしょう。こんなにいっぱいありますよ、切りがないのですよ、負担金、補助金、委託金、これを私はいつも思う中で、これをひとつ見直してもらいたい。これがまず1つ。

それから、どこという場所はわかりませんが、村田議員が言ったシルバーのことについて私言うと思ったのだけれども、いいです。

45ページの寄居町・長瀬町広域連携事業費負担金99万円、これは具体的に内容を言ってください。

それから、55ページ、これは土地の借り上げ、ながとろ苑だと思うのですけれども、これはながとろ苑というのは実質的に経営できるだけの力があると思うのですよね。これは管理料も、この前たしか払っているものをやめたということで、この借上料ぐらいは、それについての説明。

それから、81ページ、県営住宅白鳥団地敷地賃借料、これについても、これは県営なのですよね。町営ではないのですよね。どういう経緯で、こういうふうな170万円も払っているのか、これについての説明を求めます。

以上です。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

総務課関係、まず負担金、補助金、委託料等が非常に多い、年々ふえているような傾向があるのではないかとこのお話をいただきました。確かに直営でできるものは直営でやっていくのが理想だと思います。しかしながら、特に委託あたりになりますと、保育園の措置関係が1億円から実際出ております。そういう措置系の委託というのもございます。また、電算ですとか、高度の知識等を持っていないと、行政の職員ではなかなか対応し切れないシステムの業務等もございます。そのほか、専門的な資格、技術、例えば庁舎関係でも、こういう空調関係の設備の保守点検ですとか、エレベーター等も資格が必要になってまいりますので、委託料を減らす努力はしておりますが、一部土木等でも直営の測量等も行っておりますが、新しい業務等もふえてまいります。餅は餅屋に任せたほうがいいという分野もございますので、ご理解いただきたいところでございます。また、負担金、補助金等につきましても、広域的な業務等で、なかなか町単独ではできない業務も一部事務組合等への負担金等も行っております。その辺で施設の老朽化に伴う費用負担がふえてきたりといったことも出てまいりますので、その辺もご理解をいただきたいと思います。具体的には、予算等に際しましても、一部事務組合、上下水道組合ですとか、予算の査定というか、そういう時点では、事業内容等を聞きまして、削れるものは削ってほしいというようなご意見等も申し上げております。

2点目が、寄居町と長瀬町の連携の補助金は、どういう内容かということかと思います。この事業につきましては、昨年の9月議会で補正予算をいただいたかと記憶しております。内容といたしまして、寄居町と長瀬町で新しい広域連携、観光的な面も十分踏まえた中で連携が図れないかというお話をいただきま

した。現在、具体的にはホンダ関係も寄居に入ってきて、寄居町でもいろいろ周遊的なものが欲しいと。また、逆に長瀬でも長瀬だけではなく、寄居のほうと連携したハイキングコースですとか、そういう調査をしたいということでした。それに当たりまして、東武線ですとか、乗り入れが可能かどうかという調査を、設備投資、ホームの関係、そういう調査をしたものでございます。これには定住人口の拡大、また観光客の増加、また企業を活用した視察等の誘発のため、東武東上線の関係ですとか、観光連携が図れる計画ということで策定をいたしました。ちなみにこれは県の補助事業をいただいております、その差額を寄居町と長瀬町で人口割等を勘案して負担をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

決算書の55ページにあります土地の借上料についてのご質問にお答えいたします。この借上料は、ながとろ苑の借地の借上料となっております。経緯につきましては、長瀬町に建設されています介護保険事業の拠点となります、ながとろ苑の施設運営を行っている社会福祉法人長瀬福祉会に対して施設運営費の支援をしていこうということで、町で借り上げを行っておるものでございます。町では、適切な運営をしていただくよう苑と年三、四回の打ち合わせを行って指導を行っているところですが、そういうときの運営状況等をお聞きしますと、この借上料ですね、長瀬福祉会にお願いするのは、まだ時期尚早ではないかというふうに今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、齊藤議員の質問にお答えします。

県営住宅白鳥団地の土地代を町で払っているということでございますが、実際は県から町にお金が入りまして、その後全て地権者のほうに支払いしております。これは聞いたところによりますと、この住宅を建てる時に、町が仲介をしてくれということで、町が間に入って本人のほうにということで、決算書の31ページの雑入でございますが、上から10行目ぐらいのところに歳入として県営白鳥団地敷地賃借料ということで176万1,521円と同額が入っております。これは県からいただいて、町から地権者のほうに支払っている金額でございます。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） ながとろ苑のことなのですが、これは内容はあれかね、大変なことなのではないか。自立して運営できるというお話を、この前お聞きしたような気がするのですが、まだ運営できないということで、土地代を、これだけの金額を払っているということなのではないか。たしかこの前、もうできるので、補助金はカットしてもいいのではないかという話が出たことがあります。これを思い出しましたので、300万円をいつまでも出していいのかな。300万円ですよ。少ない額ではないので、これをちょっと考えてほしいということから、私は意見を申し上げました。

寄居のことで、具体的にはまだ振興は東武が入ってくるとかというのは具体性はないわけですね。私も会議に出たのですが、全然進展しないということを記憶していますが、いずれにしてもポスターとかなんかでとにかくコマーシャルしているということなのですか。もっと細かく、具体的に何をやっているのかということはわかりますか。それを知りたいです。

それから、県営住宅のほうはわかりました。いずれにしてもその中から出ているということなのでしょうね。それについてはいいですけども、今ちょっと具体的に寄居町のことと、ながとろ苑が自立できるかできないかというのをちょっとお聞きしたいと思います。町長からお話をいただければと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 齊藤議員の再質問にお答えいたします。

この調査につきましては、委託業務名が東武東上線直通電車秩父鉄道乗り入れ検討調査等の業務委託ということで、寄居町が発注し、県の補助を受けて、町も応分の負担をさせていただいた事業でございます。目的といたしますと、東武線を延伸した場合の鉄道の運行ですとか、鉄道施設改良等の課題等を整理したり、また今後の効果ということを両町の観光関係者等の聞き取り、また観光客、ハイキングに見える方等へのアンケート調査等を実施したり、沿線市町村住民等へのアンケートを実施し、その辺の成果をまとめたものでございます。課題としては残っておりまして、具体的には先ほども申したとおり、企業の視察等にホンダ関連で見えてまいりますので、その辺で活性化を図っていつて、東武線の延伸を長瀬までできないかというような項目にはなっておりますが、具体的にまだ東武さんなり、寄居、長瀬等と、この結果に基づいてしているところではございませんが、この辺の成果を受けて新たな展開、延伸ができるかどうか。延伸等につきましては、ほかに鉄道等へ県への要望等の中で鉄道延伸要望しておりますが、小川まで10両編成、小川から4両編成という中で、こちらにきた場合、ホームの長さが足りない。ただ、以前には来ていたということはありませんが、その辺が課題として改良等ができるか。また、秩父鉄道のA T Sの問題等もでございます。その辺から、また観光とも関連した報告にはなっておりますが、今後また寄居等と研究してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 齊藤議員と目が合ってしまったということで、私のほうに振られたのだと思います。

ながとろ苑のご質問でございますけれども、平成11年にたしか開園したいと思います。つくるに当たりまして、半官半民でいきたいという、小鹿野町形式でやりますということで、町のほうもかかわってきたという経緯がございます。その中で借入金につきましては、町のほうも補助を出しておりましたけれども、大澤町長になりましてから、そろそろ自立をしてほしいということで、補助金につきましてはカットしたという経緯でございます。それは議員さんもお聞きしていると思いますけれども、その中で、土地の借上料につきましては、地主さんのほうから町もかかわってということで、当初契約を結んだというお話を私はお聞きしております。その中で前大澤町長は、そろそろ自立をしてほしいというお話をいつもされておまして、これが今後の課題になると思いますけれども、ただいま課長が申されましたように、現段階では、まだその状況になっていないということで、今後これは考えていくべき事柄だと私も理解しておりますので、今後ぜひながとろ苑と相談いたしまして、そのような努力をしてほしいというお話は、私のほうからも申し上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 私、寄居町と長瀬町の連携について否定しているわけではないのですよ。観光については、あくまでもいいことなので、否定しているわけではないけれども、内容について、99万円という

お金も出ているので、それらの細かいことを私は知りたい。だから、やることについては、別に何もないのですけれども、内容がちょっとわかりにくいことなので、質問させていただきました。

また、ながとろ苑もそうなのですよ。別にそれがどうのこうのと言っているわけではないのですよ。先ほど誰かが言ったようだけれども、私は否定しているのではない。ながとろ苑があって、これから我々もお世話にならなくてはというのもわかるし、これから大切な施設である、そんなことはわかっていて言っているのだけれども、それをいかにこれから自助努力して経営するのも一つの方法ではないですかと。これが施設長であり、いろいろな関係が、それをやって経営するのが一つの独立したやり方ではないかということをおし上げたい。だから、それを否定しているわけではない。こういうことは、我々もお世話になるということで、これからはぜひ一生懸命頑張ってもらいたいと心の中から祈る質問でございます。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑ございませんか。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 3点ばかり質問します。

41ページの総務関係だと思います。電子入札参加資格申請共同システム負担金が64万9,634万円出て、また平成25年度には111万4,000円の予算を組んでおりますが、当長瀬町は電子入札による入札制度の導入は、まだ行われていないように聞いております。今後の予定を教えてくださいと思います。

もう一点、先ほど齊藤議員もおっしゃっていたのですけれども、寄居町、長瀬町の広域連携について99万4,735円支出しておりますが、平成25年度の予算には見込まれておりません。これは一過性のものなのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

あと、コンビニ収納ソフトレンタル料が157万5,000円支出されています。コンビニを経由しての納税金額、例えば町内のコンビニを経由して幾ら、町外からの納入の金額が幾らというようなものがわかったら教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

総務課関係2点あったかと思いますが、まず1点目、電子入札の関係でございます。現在インターネットを介した電子入札につきましては、準備を進めております。具体的には昨年の夏以降、町内近隣の業者さん等に説明会を開催させていただきました。その後一、二度、模擬入札というのを行ったところでございます。ことしの早い時期からできるように心がけてはおったのですが、またシステム操作の講習等の場もありまして、現在はまだ紙での入札でございますが、できるだけ早い段階で電子入札の、全てになるかどうかはわかりませんが、限定する形はとられるかもしれませんが、電子入札というのも実施してまいりたいと考えております。また、今後模擬入札等も行って、ミスのない執行を心がけてまいりたいと思っております。

続いて、寄居町と長瀬町の広域連携協定でございます。これにつきましては、昨年度、県の補助事業、これは寄居町が受けているところでございますが、先ほども申したとおり、調査等の業務委託ということで、負担させていただきました。その成果報告等はいただいておりますが、その辺の成果報告も参考にしながら、今後広域連携の事業等が進展していけばということでございます。

以上です。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

コンビニ収納に关しますレンタル料157万5,000円を支出させていただいておるところでございますけれども、町内のコンビニからどのぐらいの収納が上がったかということでございますけれども、コンビニ全体で把握してございまして、町内のみのコンビニに关しましては、集計はとられてございません。コンビニの収納率でございますけれども、4町税で10.2%の収納率がございます。コンビニの収納率の金額でございますけれども、7,909万4,114円の収納がございました。コンビニ全体の10.2%、約1割でしょうか、それがコンビニで収納しております。件数でございますけれども、5,225件の件数を収納してございます。コンビニ収納に対しまして費用対効果ということも2.5%の費用対効果でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） よくわかりました。どうもありがとうございました。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第33号 平成24年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第33号 平成24年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は認定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時30分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議案第34号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第34号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認

定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号は認定されました。

お諮りいたします。議案第35号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第35号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号は認定されました。

お諮りいたします。議案第36号 平成24年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第36号 平成24年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号は認定されました。

————— ◇ —————

◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第5、議案第37号 平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第37号 平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,855万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を31億2,742万9,000円にしようとするものです。

補正内容は、歳入では地方交付税、国庫補助金、県補助金、繰越金等の増額及び町債、基金繰入金の減

額、歳出は財政調整基金費、企画総務費、社会福祉総務費、児童福祉費、道路新設改良費、まちづくり推進費、事務局費等の増額、社会保険費、老人保健費、介護保険費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） それでは、議案第37号 平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,855万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億2,742万9,000円とするものでございます。

次に、第2条の地方債の補正でございますが、恐れ入りますが、6、7ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。臨時財政対策債につきまして、起債可能額の決定により限度額を1億8,000万円から1億6,362万4,000円に変更させていただくものでございます。

なお、この臨時財政対策債につきましては、その元利償還相当額が後年度の普通交付税の基準財政需要額に全額編入されるものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。12、13ページをごらんください。まず、歳入の補正の内容でございますが、第10款地方交付税1億5,775万円は、交付額の決定に伴う増額補正でございます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第6目総務費国庫補助金511万3,000円は、地上デジタル放送が見づらい地域、矢那瀬地域、矢那瀬の大月地域でございますが、その共同受信テレビ組合に対しての補助金でございます。

第15款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金の保育士等処遇改善臨時特例事業費県補助金296万7,000円は、保育士の人材確保対策としての補助金で、内示によるものでございます。

第2目衛生費県補助金の第1節衛生総務費県補助金29万3,000円は、自殺対策緊急強化基金交付金と健康長寿サポーター事業県補助金で、いずれも内示によるものでございます。

次に、第18款繰越金は、前年度繰越金が、先ほど認定いただきました平成24年度決算により1億5,696万262円の繰り越しがありましたので、当初予算額との差額の1億696万円を増額させていただくものでございます。

第19款諸収入、第5項第3目雑入328万8,000円は、健康増進事業参加者からの一部徴収金と後期高齢者医療療養給付費負担金精算金で、平成24年度の精算金でございます。

次に、14、15ページをお開きください。第20款第1項町債、第4目臨時財政対策債は、先ほどご説明申し上げましたものでございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、こちらはマイナスの1億7,157万2,000円でございますが、今回の補正で歳入が歳出額を上回りましたので、財政調整基金に繰り戻しをさせていただくものでございます。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明申し上げます。16、17ページをお開きください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の第13節委託料57万8,000円につきましては、地方分権改

革の第3次地域主権改革一括法施行に伴う町の例規への影響調査や例規案の作成支援に対する業務委託の費用でございます。

第4目財政調整基金費、第25節積立金7,850万円は、平成24年度の決算により1億5,696万1,000円が繰り越しされましたので、法令の定めに従い、剰余金の2分の1を下らない額を増額して基金に積み立てさせていただくものでございます。

第6目財産管理費、第12節役務費の通信運搬費31万2,000円は、庁舎等の維持管理経費節減のため、電話回線を光電話に移行いたしました。割引率の見込み誤り等から不足が生じる見込みとなりましたので、増額をさせていただくものでございます。第18節備品購入費32万9,000円につきましては、庁舎の給湯器を入れかえるものでございます。

次に、第2項企画費、第1目企画総務費の第19節負担金、補助及び交付金511万3,000円は、矢那瀬大月地区共同受信テレビ組合が実施する辺地共聴施設整備に対する補助金で、全額県の補助金となっております。

第6目統計調査費、第2目人口統計調査費5万円は、住宅土地統計調査交付金額の確定によります対象経費の予算措置でございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第23節償還金、利子及び割引料525万3,000円につきましては、障害者自立支援給付費等国庫負担金償還金や県障害者自立支援給付費等負担金償還金などで、平成24年度の事業清算に基づく償還金でございます。

第2目老人福祉費、第19節負担金、補助及び交付金6万4,000円は、再活動を始めた単位老人クラブ等に対する補助金でございます。また、第23節償還金、利子及び割引料の11万5,000円につきましては、県在宅福祉事業費補助金償還金で、平成24年度の実績に基づくものでございます。

第3目社会保険費、第28節繰出金は3,159万6,000円の減額で、国民健康保険特別会計への財源化医療費繰出金の減額でございます。

18、19ページをごらんください。第4目老人保健費、第28節繰出金の後期高齢者医療特別会計の事務費繰出金87万7,000円の減額は、事務費分の繰出金を減額するものでございます。

第5目介護保険費、第23節償還金、利子及び割引料の県介護保険事業費県補助金償還金22万5,000円につきましては、平成24年度の事業清算に基づく償還金でございます。第28節繰出金、介護保険特別会計繰出金4,319万円の減額でございますが、平成24年度の事業確定に伴い、それぞれの目的、事業等に対する繰出金を減額するものでございます。

第2項第1目児童福祉費の第19節負担金、補助及び交付金296万7,000円は、保育士の処遇改善に対する補助金で、全額県からの補助金でございます。第23節償還金、利子及び割引料94万6,000円で、保育所運営費国庫、県費負担金償還金や放課後児童健全育成事業費補助金の償還金などで、平成24年度の実績に基づくものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目環境衛生費、第19節負担金、補助及び交付金50万円は、クリーンエネルギー普及促進のための住宅用太陽光発電システム設置者に対する補助金が、当初の見込みより申請件数の増加が見込まれますので、10件分を増額させていただくものでございます。当初では25件を見込ませていただいております。

第4項公衆衛生費、第1目予防費の23万1,000円は、健康長寿サポーター養成講座や子育て世帯の母親を対象とした講座を開催するための経費でございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、第23節償還金、利子及び割引料の52万4,000円は、農地利用状況調査交付金等の償還金で、平成24年度の事業清算に基づくものでございます。

ページをめくっていただきたいと思いますが、第2項林業費、第3目林道費は、第11節需用費42万9,000円、これは林道の舗装修繕、第12節役務費8万9,000円は、林道の未登記箇所所有権移転登記手数料、第15節工事請負費227万9,000円は、のり面道路保護改修工事等を実施するものでございます。

次に、第7款商工費、第1項商工費、第2目観光費、第19節負担金、補助及び交付金219万円でございますが、秩父札所の午歳総開帳誘客促進連絡協議会に対する負担金、来年1月に東京で開催されます、ふるさと祭り東京2014秩父実行委員会負担金及び誘客促進のための観光パンフレット作成に対する補助金でございます。

なお、観光パンフレットの作成補助につきましては、当初予算では観光協会へ50万円の補助を計上しておりましたが、平成25年度はスポーツ祭東京2013関連や川越との合同キャンペーンのほか、当初予算では見込んでおりませんでした、来年1月に開催されますふるさと祭り東京2014での配布など、例年以上にパンフレットを配布する機会が多くなっているものでございます。

次に、第8款土木費、第1項道路橋梁費、第2目道路維持費、第15節工事請負費72万4,000円は、当初予定しておりました箇所数より道路反射鏡などの交通安全施設に早急に対応したいものがふえたため増額をさせていただくものでございます。

第3目道路新設改良費574万円のうち第15節工事請負費の320万円と第17節公有財産購入費80万円は、宮沢地内の野上下郷17、28号線に係る経費で、第22節補償、補填及び賠償金の174万円は、矢那瀬地内の町道改良工事に関連した道路排水施設整備に伴う電柱移設に対する補償でございます。

第4目まちづくり推進費、第19節負担金、補助及び交付金970万円は、定住促進対策住宅取得奨励補助金の増額でございますが、消費税増税に伴う駆け込みによる住宅建築などから、当初の見込みより大幅に件数がふえる見込みとなりましたため増額をさせていただくものでございます。

次に、第9款第1項消防費、第3目消防施設費、第15節工事請負費126万円は、長瀬地区コミュニティ消防センターの2階へ上がる階段と非常階段の手すりの塗装の剥がれなどがあるため、その補修を行うものでございます。

第4目防災対策費、第12節役務費78万8,000円は、防災行政無線の戸別受信機の設置手数料でございます。子局からの放送が聞こえにくいお宅に対しては、以前から戸別受信機を町で貸与しておりますが、町で把握している件数と実態が異なっておったこと、また新たに建てかえ等も確認されたことに伴う今回の増額でございます。

次に、第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第11節需用費の施設修繕費57万6,000円は、中学校の散水設備の修繕、第15節工事請負費420万円は中学校技術科棟屋上の防水シート改修工事でございます。

22、23ページをお開きください。第3項第二小学校費と第4項中学校費の、それぞれ第18節備品購入費は、内容は異なりますが、学校での備品ということで、町旗、国旗、校旗、朝礼台の購入費用でございます。

第6項社会教育費、第3目文化財費、第11節需用費35万1,000円は、郷土資料館南側の屋根の一部が強風と大雨により破損したため、早急に修繕を行う必要が生じたので、また第14節使用料及び賃借料30万円は、専用住宅建築などが例年より多く、町で試掘調査を行う件数が多く見込まれ、その際の機械借上料

の増額でございます。

第7項保健体育費、第4目町民プール管理費、第12節役務費の76万5,000円の手数料は、町民プールの清掃作業費用でございます。

以上が、今回補正させていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、質問させていただきます。

まず、13ページの矢那瀬地区の無線システム普及支援事業費というのがありますよね。これは先ほど県からの補助金と言われたのですが、総務省でやっているところでも県から補助金が来るのかどうか、ちょっと私わからないので、それからこれは矢那瀬地区は100軒程度戸数があったような記憶があるのですが、10軒程度というお話なのですけれども、デジタル化になったので、多分見えないということで、こういうふうになったと思うのですが、事業の内容がよくわからなくて、補助金で素通りすればいいという考えならそれでいいと思うのですが、それが実質問題、どういうふうになっていて、矢那瀬のほかに受信塔があったりしましたよね、多分旧、映りが悪いというので。だから、それでなおかつ、また違う受信塔を見えないからつくと。これは地元もお金を出し合ってつくったのか、そういうことになっているのか、そこはちょっとわかりません。ちょっと説明していただきたいと思います。

次の14ページ、第21款第1目財政調整基金繰入金というのがありますが、私は余り見たことはないというか、この長瀬町の予算等で見たことはないのですが、減債基金というものもあるような気がするのですが、長瀬町では、減債基金に積み立てて、要するに計画的な町債の返済というのをやっているものかどうか。

次、3点目、長瀬地区コミュニティ消防センター補修なのですが、ペンキの塗りかえということなのですが、126万円、あそこをどういうふうに塗りかえるのか、ちょっと高いなという感じがします。

あと、最後の22ページ、町民プールの管理費なのですが、これは今後の使用目的があるのか。直すのであれば、有効に使ってもらったほうがいいと思うのですが、使用見込みがないのに清掃ですか、補修するののか。

以上4点についてお伺いします。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目、矢那瀬の共同受信テレビ組合への補助金でございます。これは全額国庫、国のほうから負担金が参ります。NHK等で電波状態を調査いたしまして、大月地区が、この補助対象になるということで、今回町のほうに国からの補助金を入れて共同受信組合に同額するものでございます。内容といたしましては、ある一定規模は全額、また一定の配線の距離等によっては、一定距離を超えるものは補助率が違ってはいるようですが、地元で100万円程度の負担はあろうかと思えます。

次に、14ページの繰入金の関係でございますが、先ほども申したつもりではあったのですが、2億3,128万4,000円を当初予算では組ませていただきましたが、今回繰越額等が多く出ましたので、この分を歳出のほうで、そこまで出ていなかったということで落としている形でございます。ちなみに財政調整基金の、今回の補正をお認めいただきますと、現在高が平成24年度末では5億990万2,000円でございますが、この後になりますと、予定では5億2,919万円という財政調整基金の積立額でございます。

あと、減債基金につきましては、積み立てしております、平成24年度末現在高は1億1,634万3,000円で、本年度当初予算2,000万円は組ませていただいております、現在残額が9,634万4,000円という状況でございます。

3点目の消防コミュニティの塗りかえ、これは階段、手すり等の腐食等がございます。ペンキの塗りかえだけではなく、溶接等も行う中で、表の階段と裏の非常階段、両方の工事を予定しているものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

町民プールの関係で、使用していない町民プールに予算をかけるのかというようなご質問ですが、まず保健体育費の手数料の76万5,000円の補正につきましては、町民プールの中を清掃するための補正でございます、町民プールは昭和63年3月に完成をいたしまして、25年が経過するところでございますが、老朽化のため、平成18年度から使用を中止しております。使用を中止しましてから約8年が経過していますが、その間1度も清掃しておりませんでした。そのためにプールの中に藻が生えたり、汚泥がたまりまして、水が腐ってにおいがするなど、衛生上よくない状況になってきております。また、一番の理由は、この水を中学校校庭の散水用に使用しておりますので、散水設備が目詰まりを起こすような可能性もございまして、衛生上よくない水を中学校の校庭にまくということはなかなかできないわけでございます、職員で清掃しようかと初めは検討いたしましたけれども、汚泥や藻の処理ができませんので、業者をお願いする予算を計上させていただきました。

また、町民プールの今後の見込みはということでございますけれども、町民プールは昭和63年3月に完成しまして、25年が経過して、大変老朽化が進んでおりまして、再開するには防水工事ですとか、ろ過器の入れかえなど相当な金額がかかりますし、再開したといたしましても、維持管理費も大きくなるわけでございます。また、維持管理に大きな経費がかかる割には、それほどの利用が見込めませんので、費用対効果の面からも低いということが見込まれます。したがって、今後は施設の廃止に向けての検討をしていかなければならないだろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 再度、矢那瀬地区の、総務省の、国からの補助ですよね、補助金、今お聞きしたところによると、地元では100万円ぐらい出さなければならないというふうな、総務課長、そうですね。ということは、500万円ぐらいの補助が来るというふうなことなのですが、これは1年限りではなくて、通年というような形になるのかどうか。例えば近くの人が、すぐ近くなのだけれども、うちは補助金が出ない。組合に入っていないからというのがあっても、もしかしたらないけれども、ちょっと理解できないのですけれども、これは国の事業だからしょうがないということなのですかね。ちょっとわからないので、もう一度済みません。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

以前から共同受信テレビ組合、軒数、ちょっと手持ちに資料ございませんが、数十軒の組合があったかと思えます。その地区ではなく、新たに大月地区というところが、デジタル化に伴って難視聴地域が発生したということで、その施設を整備するに当たっての補助金ということで、経常的に交付されるというこ

とはないと思います。整備に要する費用ということで、3分の2の補助であるわけなのですが、新設する伝送路、配線等かと思いますが、300メートルを超える部分の整備費用につきましては10分の10の補助ということで、この補助対象外となる整備費用につきましては、共同受信テレビ組合のほうで負担していたことになるかと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） ちょっと不明な点を教えていただきたいと思います。

これは長瀬町一般会計補正予算ということで、長瀬町観光協会にパンフレット作成補助金210万円が載っているわけなのですが、これはどうして補正で出てきたのか、計画的に来たのではなく、今なぜ出てくるのか、ちょっと教えてください。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えします。

なぜ210万円が急に出てきたかということでございますが、本年、観光キャンペーンの数が多く、以前の在庫や年度初めに作成したパンフレットの在庫が少なくなりまして、通常の情報館での配布で終わってしまうことが予想され、今後行われますキャンペーンに提供できなくなってしまうために補正予算を計上させていただくものでございます。これから予定されておりますキャンペーンにつきましては、急遽出てきたものでございます。先ほど総務課長から説明がありましたが、ふるさと祭り東京2014につきましては、東京ドームで10日間、約40万人の方が来場する大きなイベントということで、そこでPRをする。それと、東京国体関係で東京都庁での全国PRコーナーでのキャンペーン、それと東武東上線が東急東横線及び横浜高速みなとみらい線等の相互直通運転を始めたことから、今まで少なかった神奈川エリアの誘客は絶好の機会でありまして、前行いましたNHKのつばさのつながりから、川越市との合同キャンペーンが復活いたしました。既に1度、合同キャンペーンは実施しております。当初予定されなかった大きなキャンペーンが実施されまして、このキャンペーンでパンフレット約2万部を予定しております。現在の在庫はおよそ5,000部程度で、このままでは対応し切れないために新たなキャンペーン用のパンフレット、既存は16ページのパンフレットでございますが、それを8ページのものにしまして、経費の節減を図りながら作成するものでございます。今回のキャンペーンにつきましては、どれも効果のあるものと考えておりますので、この機会を逃すことなく対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今課長の答弁は、急にふるさと祭り東京2014というのがあったりということですが、このふるさと祭り東京2014をやるのは、1市4町でやる定住自立圏の場面でやるのだと私は思っているのです。そこで、こういう長瀬町観光協会のパンフレットを作成するのも結構ですが、先ほども決算で私は申し上げましたけれども、秩父市と長瀬町の1市1町でも結構ですけれども、定住自立圏あたりの、あるいは1市4町で、全部で秩父地域が観光パンフレットをつくるような、そういう企画はないのでしょうか。お願いいたします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員の再質問にお答えします。

1市4町と広域で行うパンフレットの作成の考えはないかということでございますが、今現在も1市4町でパンフレットは作成しております。それを増刷して持っていく予定だと聞いております。かなり大きいものなのですが、それを今増冊しているところだそうです。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） そこは今よくわからないのだけれども、1市4町で大きなパンフレットを秩父広域か、定住自立圏かでつくってあると。つくって持っていくのだけれども、そのほかに長瀬だけのパンフレットをこれからつくって持っていくという、今の答弁だと、どっちかわからなかったので、ダブる必要があるのだろうかというのが私あるのです。定住自立圏のときにも、私ちょっとお話ししたのは、長瀬側から見て、ある項目というか、ある作業には長瀬は関係しないから参加しないというのが、この間、定住自立圏の報告で、1市3町でやりますという報告があったとき、何で長瀬が観光のことから外れて、皆野と横瀬と小鹿野が秩父とくっついて、長瀬だけどうして外れてしまうのだろうかという不思議な気で帰ってきたので、課長にも聞いたところ、あれは長瀬は長瀬で独自でやるから、こっちでいいのだという話なので、それでいいなと思ったのだけれども、今回も、こういう秩父地域で、みんなでつくって持っていくのであれば、それだけでというか、長瀬ももっとPRしたほうがいいといえいいかもしれないけれども、これが二重、無駄遣いにならないかどうかというのが私の危惧しているところなので、長瀬町観光協会を私は悪く言うわけではないのだけれども、この210万円予算をつくったら、210万円、この長瀬町観光協会に渡すのではなくて、しっかり町で210万円のパンフレットをつくっていくということでいいですか。観光協会にもし渡すのだとすれば、やはり20%ぐらいは、自分たちで間に入ってつくるのだと思うのですよ、大体企業でいけば、1,000万円使えば800万円ぐらいでやって、200万円ぐらいはというのが普通なのだと思うので、観光協会を疑うわけではないのだけれども、210万円、二重のパンフレットになるような気がするので、観光協会に丸投げしてしまわないで、210万円、町がいい、立派なパンフレットをつくって東京ドームだろうが、どこだろうが、持って行って、配っていただければ、私もふるさと祭り東京2014、秩父屋台囃子のほうで参加する予定になっています。いい長瀬をPRしていただきたいという観点からいかがですか。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

まず、広域でつくったものと長瀬町単独でつくったもの、持っていくのがダブるのではないかということのご質問でございますが、秩父広域でつくっているものにつきましては、長瀬の詳しいものは載ってきません。ほとんど秩父市のほうが前面に出てきますので、そうしますと、長瀬は後ろのほうのページになってしまいますので、なかなか見る機会がないと。それであれば、長瀬町独自のパンフレットを持って行ってPRしたほうが効果は十分上がると考えております。ほかの町村についても、町独自のものを多分持って行くと思います。

また、210万円について、観光協会に丸投げするのということでございますが、今のところ、ハードについては町が、ソフトについては観光協会がということになっておりますので、パンフレットの作成については、専門でもあります観光協会のほうにお任せして作成していただく予定で進めております。

以上でございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

5 番、関口雅敬君。

○5 番（関口雅敬君） 私は、この観光パンフレットについて、ハードは町、ソフトは観光協会というやり方でなく、これだけ財政が厳しい中、210万円を補正で組んでやろうという、私たちの意気込み、観光協会に210万円丸々渡してやるのではなく、町で立派なパンフレットがつくれるわけですから、しっかりとしたパンフレットをつくって持っていったほうがいいということで、納得いきませんので、反対をさせていただきます。

○議長（野原武夫君） 次に、賛成討論を許します。

1 番、岩田務君。

○1 番（岩田 務君） 1 番、岩田です。

私は賛成なのですが、今までもそうだと思いますが、現町長も観光立町を目指すという中で、長瀬町としてもパンフレットを独自に出して、持って行って宣伝してもらうのがいいのかなと思います。

以上です。

○議長（野原武夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野原武夫君） 起立多数。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第6、議案第38号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第38号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,322万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出

の総額を9億8,859万3,000円にしようとするものです。

補正内容は、歳入では繰越金の増額及び一般会計繰入金の減額、歳出では保険給付費、後期高齢者支援金等介護納付金、共同事業拠出金、基金積立金、償還金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 皆さんのご意見を求めます。

省略でよろしいでしょうか。説明は要りますか。

〔「説明してください」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 町民課長、説明してください。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第38号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書、1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,322万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,859万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明申し上げます。6、7ページをごらんください。最初に、歳入でございますが、第11款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第6節その他の一般会計繰入金でございますが、平成24年度の決算額が確定したため、財源化医療費繰入金3,159万6,000円を繰り戻し、減額するものでございます。

次に、第12款繰越金、第1項繰越金、第2目その他の繰越金、第1節その他の繰越金でございますが、平成24年度の決算額の確定により9,482万5,000円の歳入増でございますが、繰越金の主な原因は、平成24年度分の療養給付費の減が主なものでございます。

次に、歳出の補正内容についてご説明いたします。8、9ページをごらんください。歳出でございますが、第2款保険給付費、第1項療養諸費の一般被保険者及び退職被保険者の第1目から第4目までの療養給付費として1,125万7,000円を増額し、6億790万5,000円とするものです。

次に、第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金の第19節負担金、補助及び交付金につきましては、今年度の後期高齢者支援金の納付額の決定に伴いまして、498万1,000円の不足額を増額するものでございます。

次に、第6款介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金、第19節負担金、補助及び交付金でございますが、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の介護保険納付金が決定いたしましたので、不足額290万1,000円を増額するものでございます。

次に、第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金、第3目保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、10万円を超える医療費について国保連合会から保険財政共同安定化事業交付金の拠出金額が決定しましたので、232万2,000円を増額するものです。

次に、1枚めくって、10、11ページをごらんください。第9款基金積立金、第1項基金積立金、第1目

基金積立金、第25節積立金でございますが、平成24年度の繰越額を、療養給付費の支払いのために繰越金の一部2,500万円を積み立てるものでございます。

次に、第11款諸支出金、第1項償還金及び還付金、第3目償還金、第23節償還金、利子及び割引料でございますが、療養給付費等負担金、療養給付費交付金、特定健康診査保健指導負担金や出産育児一時金分担金等、平成24年度の実績に基づきまして、国庫支出金等償還金として1,676万8,000円を償還するものでございます。

以上で今回補正させていただきます予算案の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第38号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第7、議案第39号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第39号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,440万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を6億8,885万1,000円にしようとするものです。

補正内容は、歳入では繰越金の増額及び一般会計繰入金の減額、歳出では支払基金積立金、償還金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、議案第39号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,440万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,885万1,000円とするものです。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたします。6ページ、7ページをごらんください。初めに、歳入ですが、第7款繰入金、第1項一般会計繰入金の第1目介護給付費繰入金から第4目その他一般会計繰入金までは、平成24年度の実績に基づき、それぞれの所要額が確定しましたので、それにあわせて減額するものです。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は、平成24年度の決算額の確定により増額を行うものです。

続きまして、歳出ですが、8ページ、9ページをごらんください。第1款総務費、第2款保険給付費と第4款地域支援事業費でございますが、前年度の実績に基づきまして財源の組み替えを行うものでございます。

第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金ですが、保険財政の円滑な運営を確保するため、平成24年度の繰越金のうち償還金等に財源充当した残額を積み立てるものでございます。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金ですが、平成24年度の実績に基づき、国、県等の交付金や負担金を返還する必要があるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第39号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第8、議案第40号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第40号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、歳入では繰越金の増額及び繰入金の減額、歳出では歳出予算の財源内訳を補正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第40号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1表、歳入歳出予算の補正によるとありますので、1枚めくっていただき、2、3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正、第3款繰入金87万7,000円を減額し、第4款繰越金を増額するものでございまして、歳入歳出予算の総額は変わらず8,564万5,000円でございます。補正予算の内容につきましては、説明書よりご説明申し上げます。

6、7ページをごらんください。最初に、歳入でございますが、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節事務費繰入金につきまして、平成24年度の決算額確定により87万7,000円を減額し、1,956万円とするものでございます。

続いて、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、第1節繰越金については、平成24年度の決算額の確定により87万7,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、第1款総務費の補正額の財源内訳について、特定財源のその他を一般財源欄に振り分けるものでございます。

以上で今回補正させていただきます予算案の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第40号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） これより請願の審議を行います。

日程第9、請願第1号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についての請願を議題といたします。

朗読を省略し、紹介議員、村田徹也君の趣旨説明を求めます。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について、請願の趣旨であります。私たちは新聞を含む文字文化を、米や水などとともに、日本の国を形づくってきた基礎的財産と考えます。

新聞は、国内外の多様な情報を戸別配達により、全国に、日々ほぼ同じ時刻に届けております。この新聞による国民の知る権利と議会制民主主義を下から支え、文化興隆の中軸の役割を果たしておると思います。

そこで、今現在、日本では消費税の増税が来年4月から8%、また10%へと上げていかれるという懸念があります。

そこで、新聞は民主主義社会の健全な発展と国民生活の向上に大きく寄与し、知識は課税せずということで、欧米先進諸国に倣って軽減税率をぜひ適用していただきたいと、国に意見書を提出してはどうかと思います。

なお、皆さんのお手元に、このような、これは新聞業界からになりますが、パンフレットが届いております。

ちなみにイギリスでは消費税20%、新聞はゼロ%です。そのほか、食料品であるとか、医療費であるとか、そういうものによって軽減税率を取り入れていると。新聞だけ軽減税率を請願するのはどうかということもありますが、まずは我々の明治以降の文化を形どった新聞の軽減税率をぜひ適用していただきたいと請願するものであります。

○議長（野原武夫君） これより本請願について紹介議員の説明に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、常任委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本請願については、常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより請願第1号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についての請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野原武夫君） 起立多数。

よって、請願第1号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についての請願は採択することに決定いたしました。



◎陳情第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） これより陳情の審議を行います。

日程第10、陳情第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情を議題といたします。

お諮りいたします。本陳情については、常任委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本陳情については、常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 討論なしと認めます。

これより陳情第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野原武夫君） 起立多数。

よって、陳情第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情は採択することに決定いたしました。



◎総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（野原武夫君） 日程第11、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（野原武夫君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程の追加

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

ただいま村田徹也君から発議案第5号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第13として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、発議案第5号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書を日程に追加し、追加日程第13として直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 追加日程第13、発議案第5号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書を議題といたします。

議案を事務局に配付いたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（野原武夫君） 事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（野原武夫君） 発議案の内容等について、村田徹也君の説明を求めます。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、先ほど資料が皆さんのところに配付してあるというふうなお話をしたのですが、ヨーロッパ諸国は比較的日本よりも消費税が高いと、二十数%が大体です。そのうちに先ほどイギリスはゼロ%と言いました。それでは、フランスはというふうなことになるかと2.1%と、19.6%

の消費税のうち2.1%ですから、これが8%になると1.幾つというふうな軽減税率をとっているということとはあります。ただ、私個人的に新聞に入れる折り込みはどうかというふうなことは、これも軽減税率でやるのかというところ、これは新聞業界のほうに私としては申し入れをしてあります。こういうような新聞だけ軽減税率で、その中に入ってくるものは8%、10%というのは、おかしいのではないかというふうな申し入れはしてあります。

あと、新聞というのは、多分世の中の国民の意識というのですか、そういうものをつくってきたと思うのですが、ある意味誘導性があると。新聞報道が、そのまま国民の意識になってしまうというふうな誘導性もあろうかと思いますが、国民が新聞を読み、目に触れる機会をなるべく多くして、それを判断するという力を養ってくれるのではないかと思います。そんなふうなことで、趣旨説明をさせていただきましたが、以上です。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第5号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程の追加

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

ただいま岩田務君から発議案第6号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第14として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、発議案第6号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を日程に追加し、追加日程第14として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 追加日程第14、発議案第6号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を議題といたします。

議案を事務局に配付いたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（野原武夫君） 発議案の内容等について、岩田務君の説明を求めます。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） ただいま議長より指名をいただきましたので、上程されました発議案第6号について提出者として発言させていただきます。

提案理由といたしまして、早期制定を求める陳情書の趣旨に基づき意見書を関係機関に送付するというものであります。原文を読ませていただきます。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月12日

長瀬町議会議長 野原 武夫

送付先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長

以上でございます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第6号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎閉会について

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会議日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例制定案など10件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。

これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してま

います。

さて、各学校では2学期が始まり、早速秋の行事でございます中学校の文化祭が9月14日の土曜日、小学校の運動会が9月21日の土曜日に行われますので、それぞれ児童生徒へのご激励をいただければと思います。

次に、21日からは、秋の全国交通安全運動が実施されます。交通事故に遭わないよう、また起こさないよう十分注意をしていただきたいと思います。

夏の疲れから体調を崩しやすい時期でもございますので、皆様にはくれぐれもご自愛いただきまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げます、9月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（野原武夫君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、町政当面の諸議案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により、付議された全ての議事が終了し、閉会できますこと、まことに感謝申し上げる次第でございます。

また、町長を初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦労に対し、深く敬意を表します。

以上をもちまして、平成25年第5回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後3時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年12月 2日

議 長 野 原 武 夫

署 名 議 員 岩 田 務

署 名 議 員 村 田 徹 也

署 名 議 員 板 谷 定 美